

多面的機能支払交付金の 交付状況の点検(案)について

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日

農 林 水 産 省

I 取組の実施状況

1 農地維持支払

(1)全国の実施状況	1
(2)地域ブロック別実施状況	2
(3)認定農用地の地目別実施状況	3
(4)地域資源の適切な保全管理のための推進活動の状況	4
(5)中山間地域等直接支払との重複状況	5

2 資源向上支払(共同)

(1)全国の実施状況	6
(2)地域ブロック別実施状況	7
(3)認定農用地の地目別実施状況	8
(4)農村環境保全活動の実施状況	9
(5)多面的機能の増進を図る活動の実施状況	10

3 資源向上支払(長寿命化)

(1)全国の実施状況	11
(2)地域ブロック別実施状況	12
(3)対象農用地の地目別実施状況	13

4 活動の組み合わせ別実施状況

14

II 取組の分析・検証

1 取組の拡がり

(1)対象組織数減少の理由と対象組織等の今後の取組の意向	15
(2)未取組集落における、本交付金への取組検討の状況	16

2 実施体制

(1)対象組織のリーダーの育成・確保	17
(2)多様な主体の参画	19
(3)広域化の状況	21
(4)事務作業の状況	24

3 実施項目

28

4 実施時間

41

5 対象農用地・対象組織

42

6 交付金の執行

(1)費目別の執行状況	44
(2)直営施工及び外部委託の状況	45
(3)長寿命化対策の課題	48

(参考1)都道府県における中間評価 49

(参考2)対象組織の自己評価及び市町村評価 55

(参考3)対象組織の構成員ではない団体からの意見 69

用語集

用語	用語の説明
対象農用地	対象組織が交付金の算定の対象として事業計画に位置付ける農用地。 農地維持支払においては、農振農用地又は多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地として、都道府県知事が要綱基本方針において定める農用地。 資源向上支払においては、農振農用地。
― 田	湛水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地。
― 畑	農用地のうち田及び草地を除く土地。樹園地を含む。
― 草地	牧草専用地及び採草放牧地。
対象農用地面積	対象組織が交付金の算定の対象として事業計画に位置付ける農用地の面積。
対象施設	事業計画において定める対象組織が保全管理する施設。
構成員	対象組織を構成する者。
広域化	広域活動組織を設立すること。
事務支援システム	対象組織が交付金にかかる事務手続きを円滑に行うことができるよう支援するシステムの総称。
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	対象組織が農村の構造変化に対応した保全管理の目標を定め、活動の実施を通じて、目指すべき地域資源の保全管理の姿等を「地域資源保全管理構想」としてまとめ、農用地、水路、農道等の地域資源の適切な保全管理を推進する活動。
多面的機能の増進を図る活動	遊休農地の有効活用、農地周りの共同活動の強化、防災・減災力の強化等、対象組織が任意で取り組む地域の創意工夫に基づいた活動。
特例措置	甚大な自然災害により、対象組織が活動要件を満たすことが困難な場合に、地方農政局長等の承認を受け、被災した対象農用地の区域内の農地周りの施設の応急措置又は補修・更新等に取り組むことにより、当該年度の活動要件を満たすものとみなすこととするもの。
要綱基本方針	本交付金の推進に関する基本的考え方や交付単価、交付金の算定の対象とする農用地等の事項について、都道府県知事が策定するもの。
実施時間	取組の実施に要した時間。

用語	用語の説明
農地維持支払	地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援する交付金。農地維持支払交付金。
資源向上支払（共同）	地域共同による水路、農道等の施設の軽微な補修、農村環境保全活動及び多面的機能の増進を図る活動を支援する交付金。資源向上支払交付金のうち、地域資源の質的向上を図る共同活動に係るもの。
資源向上支払（長寿命化）	農地周りの老朽化が進む水路、農道等の施設の長寿命化のための補修・更新等の地域共同による活動を支援する交付金。資源向上支払交付金のうち、施設の長寿命化のための活動に係るもの。
対象組織	交付の対象となる組織。広域活動組織又は活動組織。
活動組織	農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される組織。
広域活動組織	農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成され、基本的に旧市区町村区域又は協定の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上（北海道にあっては、3,000ha以上）の組織。
農用地	耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地。
農用地面積	「平成28年の農用地区域内の農地面積」に「農用地区域内の採草放牧地面積」（農村振興局調べ）を加えた面積。
田面積	「平成28年の農用地区域内の農地面積」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による田面積比率を乗じて算出した面積。
畑面積	（「平成28年の農用地区域内の農地面積」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による畑面積比率を乗じて算出した面積×「平成28年耕地及び作付面積統計」における普通畑の比率）＋「平成28年の農用地区域内の農地面積調査」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による樹園地面積比率を乗じて算出した面積。
草地面積	（「平成28年の農用地区域内の農地面積」を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による畑面積比率を乗じて算出した面積×「平成28年耕地及び作付面積統計」における牧草地の比率）＋「農用地区域内の採草放牧地面積」（農村振興局調べ）を基に「都道府県別地目別面積比率調査」による採草放牧地面積比率を乗じて算出した面積。
事業計画	対象組織が作成する、事業の目標、内容、実施期間、構成員を定めた計画。
認定農用地	対象組織が事業計画に位置付けて活動を実施する農用地。
認定農用地面積	対象組織が事業計画に位置付けて活動を実施する農用地の面積。
カバー率	農用地面積に対する認定農用地面積の比率。

法、要綱要領に明記されているもの

I 取組の実施状況

1 農地維持支払

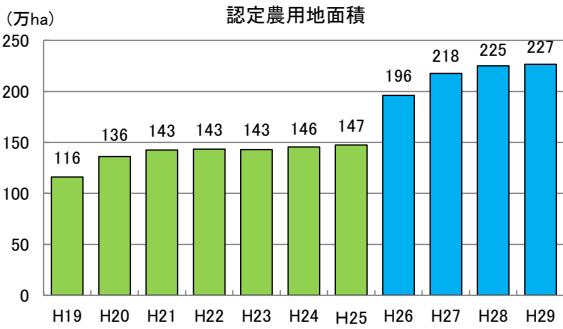
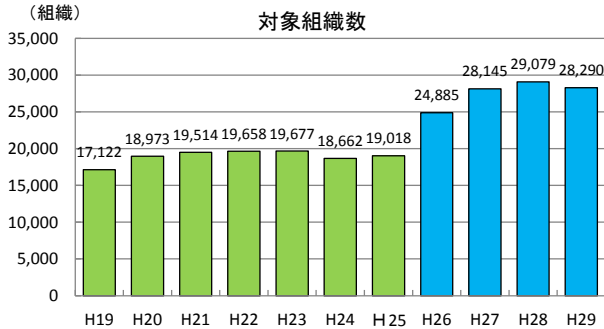
(1) 全国の実施状況

- 農地維持支払については、平成30年3月末現在、全国1,429市町村において、28,290組織が約227万haの農用地で、約41.9万kmの水路、約24.1万kmの農道、約4.6万箇所のため池を対象に地域の共同による保全管理活動を実施している。
- 本交付金の創設以前に実施していた農地・水保全管理支払交付金の平成25年度の実施状況と比較すると、認定農用地面積は約1.5倍に増加している。

市町村数・対象組織数・認定農用地面積の推移

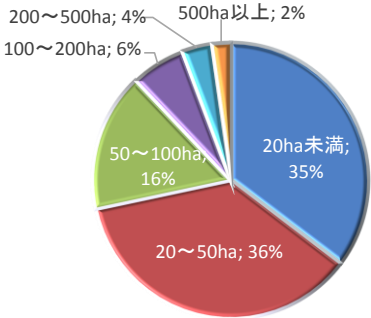
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25 A	H26	H27	H28	H29 B	参考：対H25 B/A
市町村数	1,241	1,282	1,251	1,254	1,248	1,189	1,198	1,325	1,404	1,422	1,429	
対象組織数	17,122	18,973	19,514	19,658	19,677	18,662	19,018	24,885	28,145	29,079	28,290	1.49倍
うち広域活動組織	-	-	-	-	-	520	551	685	760	807	853	1.55倍
認定農用地面積(ha)	1,160,430	1,361,364	1,425,144	1,433,293	1,429,826	1,455,049	1,474,379	1,961,681	2,177,554	2,250,822	2,265,742	1.54倍

※認定農用地面積とは、対象組織が事業計画に位置付けて活動を実施する農用地の面積



※H19～H22実績は、「農地・水・環境保全向上対策」、H23～H25実績は「農地・水保全管理支払交付金」における共同活動支援交付金の取組状況を参考として掲載。

対象組織の認定農用地面積の規模



全国平均：80ha
〔北海道平均：914ha〕
〔都府県平均：54ha〕

農地維持支払の対象施設の数量

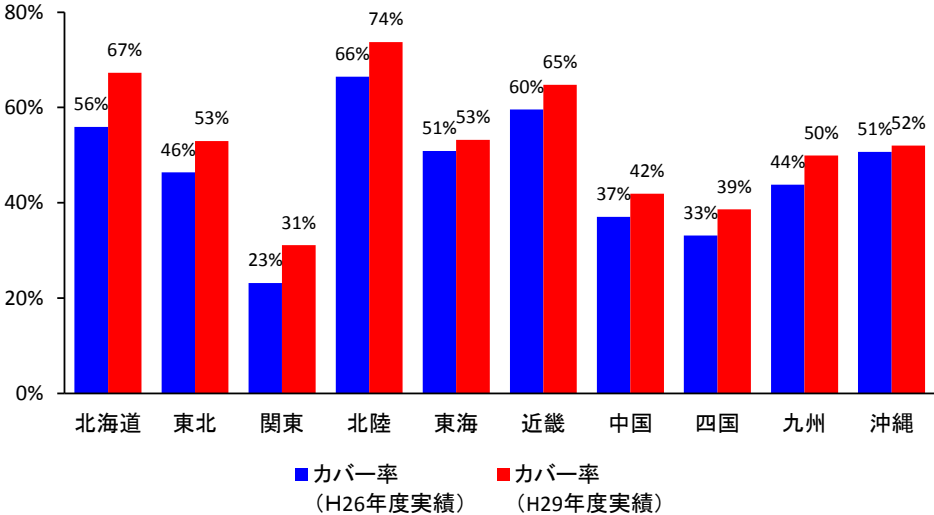
	全国計
水 路 (km)	419,005
農 道 (km)	241,377
ため池 (箇所)	46,355

(2) 地域ブロック別実施状況

- 農地維持支払の実施状況について地域ブロック別に見ると、認定農用地面積は北海道が約78万haと最も大きく、次いで東北が約44万ha、九州が約25万haとなっている。
- また、農地維持支払のカバー率（平成29年度実績）は、全国で見ると54%となっているが、地域ブロック別に見ると、北陸、北海道、近畿において、それぞれ74%、67%、65%と高い一方、関東、四国においては、それぞれ31%、39%と低い。平成26年度実績からの伸びを見ると北海道（11ポイント）、関東（8ポイント）、北陸（8ポイント）で大きくなっている。

地域ブロック別の農地維持支払の実施状況（平成29年度）

	対象組織数 ①	農用地 面積 (千ha) ②	認定農用地 面積 (ha) ③	1組織当たり の平均認定農 用地面積(ha) ③／①	カバー率 ③／②
全国	28,290	4,181	2,265,742	80	54%
北海道	853	1,159	779,889	914	67%
東北	5,866	829	438,821	75	53%
関東	3,420	642	199,656	58	31%
北陸	3,415	302	222,963	65	74%
東海	1,687	158	83,995	50	53%
近畿	3,978	186	120,581	30	65%
中国	3,045	223	93,389	31	42%
四国	1,403	130	50,105	36	39%
九州	4,573	509	254,246	56	50%
沖縄	50	42	22,096	442	52%



資料：平成26・29年度実施状況報告書より作成

※農用地面積とは、「平成28年の農用地区域内の農地面積調査」における農地面積に「農用地区域内の採草放牧地面積」(農村振興局調べ)を加えた面積。
※地域ブロックとは、北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄の10ブロック。北海道、沖縄以外の8ブロックに含まれる都府県は、以下のとおり。

地域ブロック名	都府県名	地域ブロック名	都府県名
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県	四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
東海	岐阜県、愛知県、三重県	九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

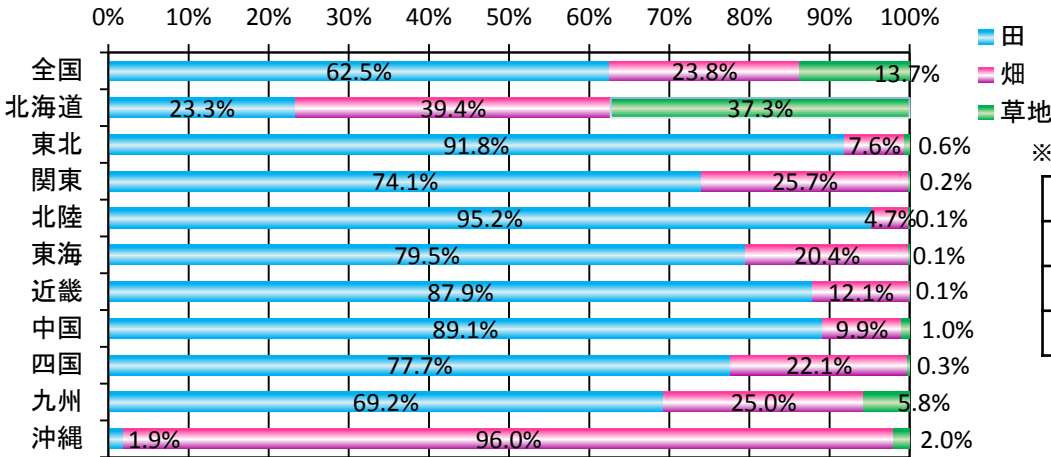
(3) 認定農用地の地目※別実施状況

- 農地維持支払の実施状況を認定農用地の地目別に見ると、約227万haの認定農用地面積のうち、田が約142万ha、畑が約54万ha、草地が約31万haとなっており、地目別のカバー率は、田63%、畑44%、草地43%となっている。
- 地域ブロック別に見ると、北海道では畑、草地の占める割合が高く、それぞれ39%、37%となっており、東北、北陸では田の認定農用地面積割合が90%以上となっている。また、沖縄では、畑での取組が96%となっている。

認定農用地の地目別面積と農用地面積に対する認定農用地面積の比率(カバー率)(平成29年度)

	認定農用地面積 (ha)				農用地面積 (千ha)				カバー率 A/B		
	A				B				田 畑 草地		
	田	畑	草地		田	畑	草地		田	畑	草地
全国	2,265,742	1,416,266	539,073	310,404	4,180.5	2,239.0	1,226.8	714.7	63%	44%	43%
北海道	779,889	182,071	307,006	290,811	1,159.1	236.3	397.5	525.3	77%	77%	55%
東北	438,821	402,818	33,414	2,589	829.0	580.6	164.6	83.8	69%	20%	3%
関東	199,656	147,859	51,345	452	641.8	371.5	251.5	18.8	40%	20%	2%
北陸	222,963	212,232	10,530	201	302.4	271.1	26.9	4.4	78%	39%	5%
東海	83,995	66,767	17,127	102	157.8	115.8	38.3	3.7	58%	45%	3%
近畿	120,581	105,956	14,544	81	186.2	145.8	38.5	1.9	73%	38%	4%
中国	93,389	83,198	9,241	950	222.7	167.5	42.9	12.3	50%	22%	8%
四国	50,105	38,907	11,052	146	129.7	75.0	52.2	2.5	52%	21%	6%
九州	254,246	176,032	63,591	14,622	509.4	274.5	184.0	50.9	64%	35%	29%
沖縄	22,096	425	21,223	448	42.5	1.0	30.4	11.1	45%	70%	4%

認定農用地の地目別面積割合(平成29年度)



※「認定農用地の地目」の考え方は、以下のとおり。

用語	用語の説明
田	湛水するための畦畔及びかんがい機能を有している土地。
畑	農用地のうち田及び草地を除く土地。樹園地を含む。
草地	牧草専用地及び採草放牧地。

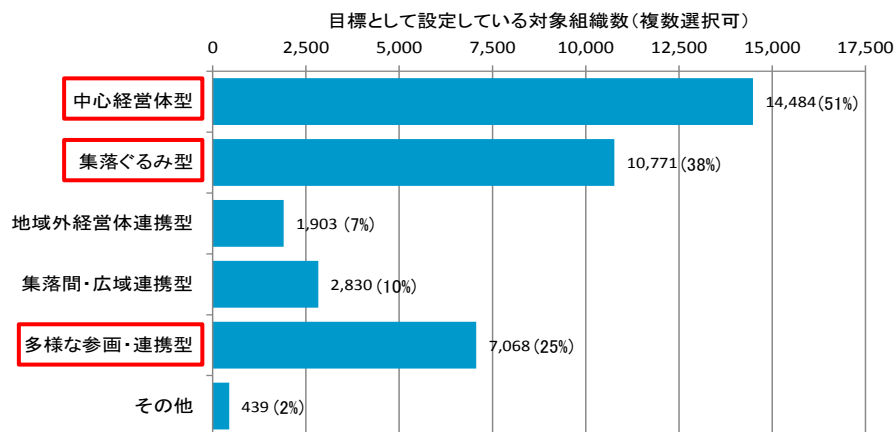
(4) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の状況

- 農地維持支払に取り組む対象組織が設定している構造変化に対応した保全管理の目標は、「中心経営体型」が最も多く14,484組織（51%）、次いで「集落ぐるみ型」10,771組織（38%）、「多様な参画・連携型」7,068組織（25%）となっている。
- 農地維持支払に取り組む対象組織が選択している地域資源の適切な保全管理のための推進活動は、農業者による検討会を開催している対象組織が最も多く16,711組織（59%）となっている。

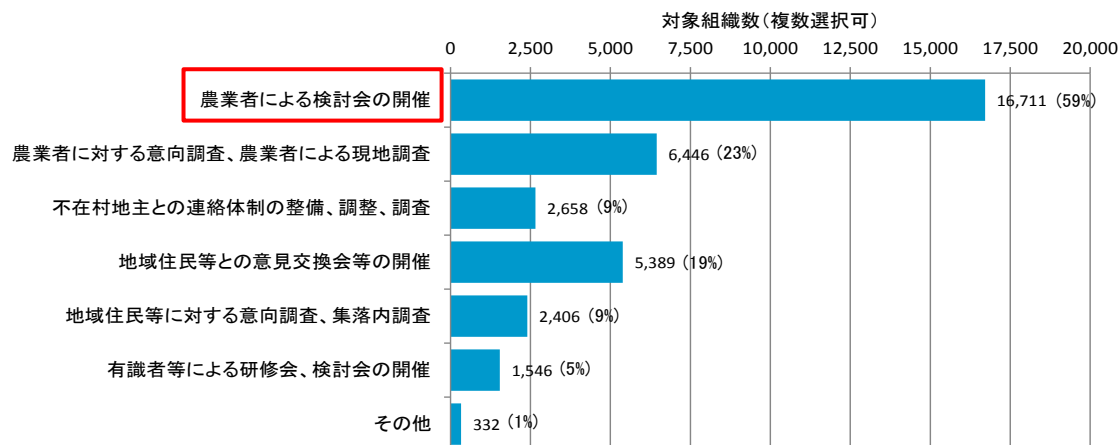
構造変化に対応した保全管理の目標

中心経営体型	地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。
集落ぐるみ型	集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
地域外経営体連携型	地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
集落間・広域連携型	広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。
多様な参画・連携型	地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。
その他	地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定

構造変化に対応した保全管理の目標（平成29年度）



地域資源の適切な保全管理のための推進活動（平成29年度）

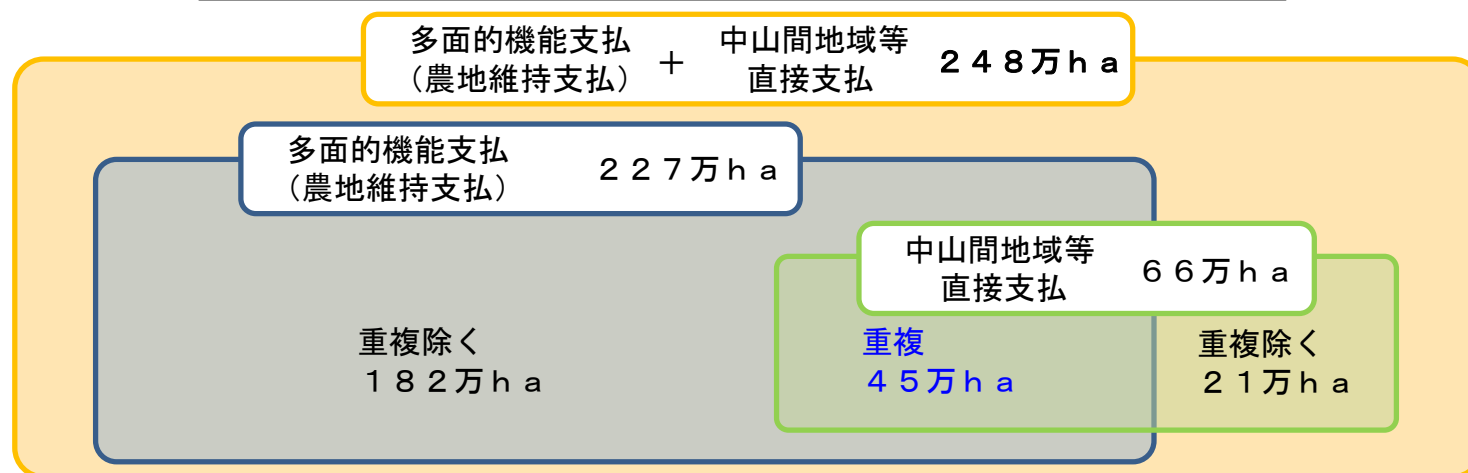


資料：平成29年度実施状況報告書より作成

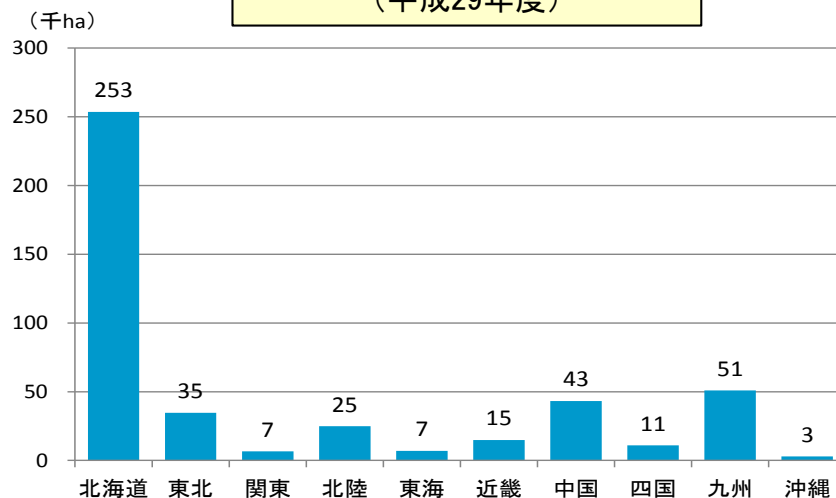
(5) 中山間地域等直接支払との重複状況

- 農地維持支払の認定農用地面積は約227万ha、中山間地域等直接支払の対象農用地面積は約66万haとなっているが、このうち約45万haが重複しており、重複を除いて合計すると約248万haの農用地で地域の共同が実施されている。
- 地域ブロック別に見ると、面積では、草地での重複が多い北海道を除けば、九州、中国地方で大きくなっている。

多面的機能支払(農地維持支払)と中山間地域等直接支払との重複関係



地域ブロック別重複面積
(平成29年度)



資料: 平成29年度実施状況報告書より作成

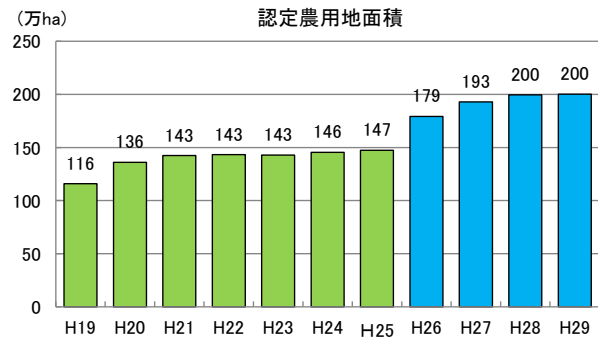
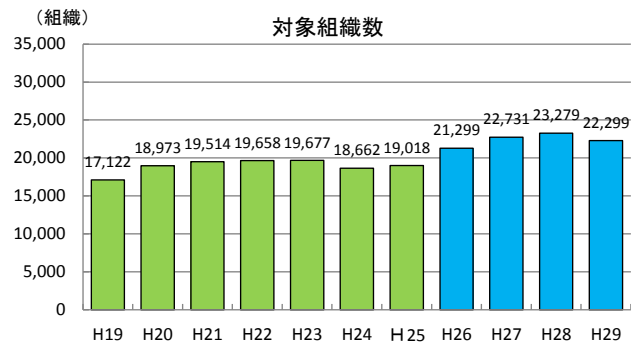
2 資源向上支払（共同）

（1）全国の実施状況

- 資源向上支払（共同）については、平成30年3月末現在、全国1,284市町村において、22,299組織が約200万haの農用地で、地域の多様な主体の参画を得て地域資源の質的向上を図る共同を実施している。これらは、農地維持支払の対象組織数の約8割、認定農用地面積の約9割に相当する。

市町村数・対象組織数・認定農用地面積の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市町村数	1,241	1,282	1,251	1,254	1,248	1,189	1,198	1,247	1,271	1,286	1,284
対象組織数	17,122	18,973	19,514	19,658	19,677	18,662	19,018	21,299	22,731	23,279	22,299
うち広域活動組織	－	－	－	－	－	520	551	646	704	747	786
認定農用地面積(ha)	1,160,430	1,361,364	1,425,144	1,433,293	1,429,826	1,455,049	1,474,379	1,792,816	1,930,358	1,996,037	2,001,220



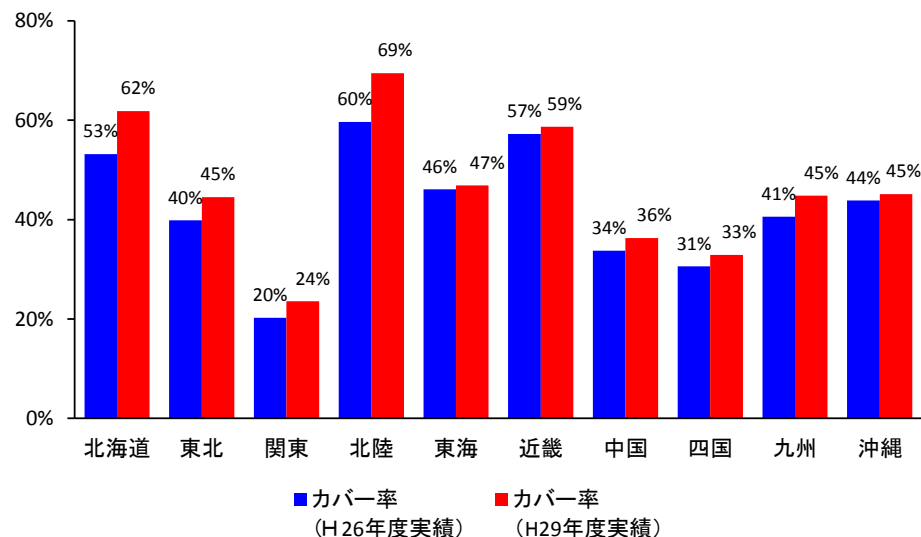
※H19～H22実績は「農地・水・環境保全向上対策」、H23～H25実績は「農地・水保全管理支払交付金」における共同活動支援交付金の取組状況を参考として掲載。

(2) 地域ブロック別実施状況

- 資源向上支払（共同）の実施状況について地域ブロック別に見ると、認定農用地面積は北海道が約72万haと最も大きく、次いで東北が約37万ha、九州が約23万haとなっている。
- また、資源向上支払（共同）のカバー率（平成29年度実績）は、全国で見ると48%となっているが、地域ブロック別に見ると、北陸、北海道、近畿において、それぞれ69%、62%、59%と高い一方、関東、四国においては、それぞれ24%、33%と低い。平成26年度実績からの伸びを見ると、北海道（9ポイント）、北陸（9ポイント）で大きくなっている。

地域ブロック別の資源向上支払（共同）の実施状況（平成29年度）

	対象組織数 ①	農用地 面積 (千ha) ②	認定農用地 面積 (ha) ③	1組織当たり の平均認定農 用地面積(ha) ③／①	カバー率 ③／②
全国	22,299	4,181	2,001,220	90	48%
北海道	797	1,159	716,605	899	62%
東北	4,362	829	369,243	85	45%
関東	2,442	642	151,177	62	24%
北陸	2,865	302	209,997	73	69%
東海	1,336	158	73,989	55	47%
近畿	3,491	186	109,285	31	59%
中国	2,250	223	80,818	36	36%
四国	1,021	130	42,687	42	33%
九州	3,688	509	228,249	62	45%
沖縄	47	42	19,169	408	45%



資料：平成26・29年度実施状況報告書より作成

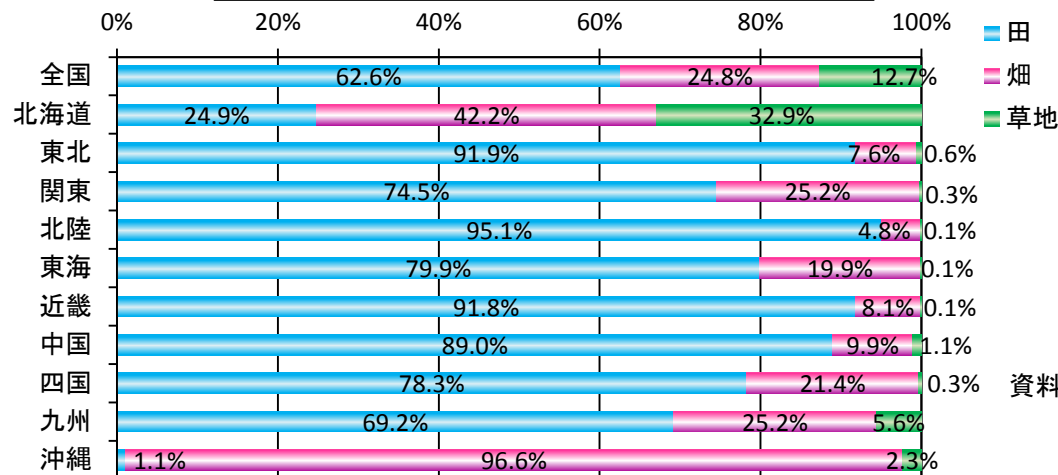
(3) 認定農用地の地目別実施状況

- 資源向上支払（共同）の実施状況を認定農用地の地目別に見ると、約200万haの認定農用地面積のうち、田が約125万ha、畑が約50万ha、草地が約25万haとなっており、地目別のカバー率は、田56%、畑40%、草地35%となっている。
- 地域ブロック別に見ると、北海道では畑、草地の占める割合が高く、それぞれ42%、33%となっており、東北、北陸、近畿では田の認定農用地面積割合が90%以上となっている。また、沖縄では、畑での取組が97%となっている。

認定農用地の地目別面積と農用地面積に対する認定農用地面積の比率(カバー率)(平成29年度)

	認定農用地面積 (ha)				農用地面積 (千ha)				カバー率 A/B		
	A	田	畑	草地	B	田	畑	草地	田	畑	草地
全国	2,001,220	1,252,544	495,495	253,181	4,180.5	2,239.0	1,226.8	714.7	56%	40%	35%
北海道	716,605	178,086	302,600	235,919	1,159.1	236.3	397.5	525.3	75%	76%	45%
東北	369,243	339,154	27,885	2,204	829.0	580.6	164.6	83.8	58%	17%	3%
関東	151,177	112,646	38,118	413	641.8	371.5	251.5	18.8	30%	15%	2%
北陸	209,997	199,640	10,157	200	302.4	271.1	26.9	4.4	74%	38%	5%
東海	73,989	59,147	14,741	101	157.8	115.8	38.3	3.7	51%	38%	3%
近畿	109,285	100,349	8,855	81	186.2	145.8	38.5	1.9	69%	23%	4%
中国	80,818	71,932	7,995	890	222.7	167.5	42.9	12.3	43%	19%	7%
四国	42,687	33,421	9,120	146	129.7	75.0	52.2	2.5	45%	17%	6%
九州	228,249	157,957	57,515	12,777	509.4	274.5	184.0	50.9	58%	31%	25%
沖縄	19,169	211	18,510	448	42.5	1.0	30.4	11.1	22%	61%	4%

認定農用地の地目別面積割合(平成29年度)



資料: 平成29年度実施状況報告書より作成

(4) 農村環境保全活動の実施状況

- 資源向上支払（共同）に取り組む22,299組織における農村環境保全活動の内容を見ると、「景観形成・生活環境保全」20,632組織（93%）、「生態系保全」6,383組織（29%）、「水質保全」4,452組織（20%）の順に実施している対象組織が多い。
- 実施している対象組織が最も多い「景観形成・生活環境保全」の項目では、「景観形成のための施設への植栽等」が最も多く、次いで「施設等の定期的な巡回点検・清掃」を実施している対象組織が多い。
- 「生態系保全」の項目の中では「生物の生息状況の把握」及び「外来種の駆除」が、「水質保全」の項目の中では「水質モニタリングの実施・記録管理」及び「水田からの排水（濁水）管理」を実施している対象組織が多い。

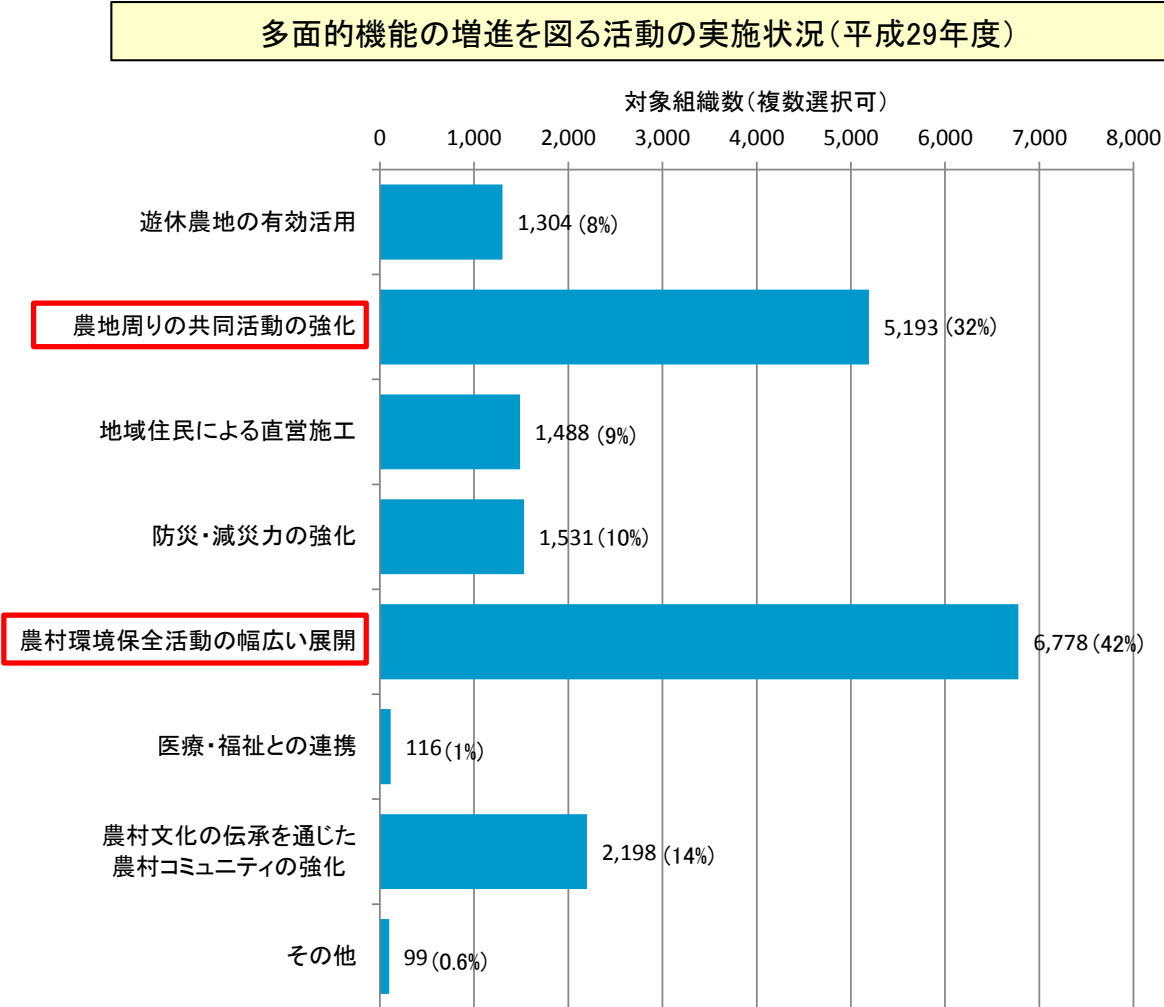
農村環境保全活動の実施状況（平成29年度）



(5) 多面的機能の増進を図る活動の実施状況

○ 資源向上支払（共同）に取り組む対象組織における多面的機能の増進を図る活動内容を見ると、「農村環境保全活動の幅広い展開」6,778組織（42%）、「農地周りの共同活動の強化」5,193組織（32%）を行っている対象組織が多い。

遊休農地の有効活用 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動	農地周りの共同活動の強化 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動
地域住民による直営施工 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動	防災・減災力の強化 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動
農村環境保全活動の幅広い展開 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動	医療・福祉との連携 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動	その他 都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動



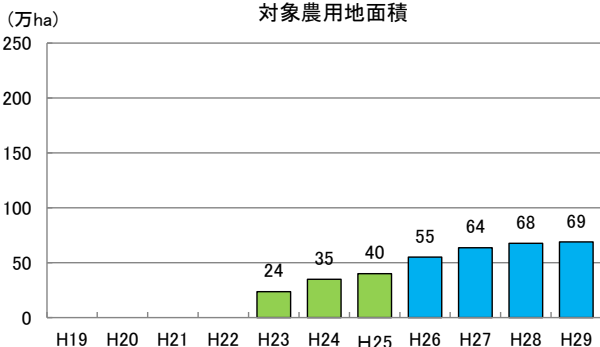
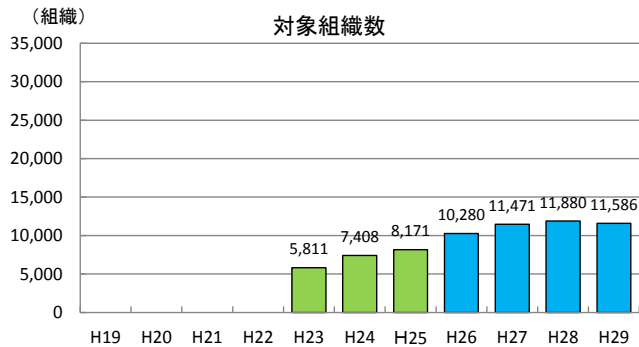
3 資源向上支払(長寿命化)
(1) 全国の実施状況

○ 資源向上支払（長寿命化）については、平成30年3月末現在、全国869市町村において、11,586組織が約2.6万kmの水
路、約1.1万kmの農道、約4千2百箇所のため池を対象に補修又は更新を計画している。これは、農地維持支払で保全管
理する対象施設の数量に対する割合としては、水路は約6.2%、農道は約4.6%、ため池は約9.0%となっている。

市町村数・対象組織数・対象農用地面積の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
市町村数					626	697	736	831	873	879	869
対象組織数					5,811	7,408	8,171	10,280	11,471	11,880	11,586
うち広域活動組織					-	257	282	401	483	529	575
対象農用地面積(ha)					236,982	347,898	400,935	550,446	636,996	676,408	689,393

※対象農用地面積とは、交付金の算定対象となる農用地の面積



※H23～H25実績は「農地・水保全管理支払交付金」における向上活動支援交付金の取組状況を参考として掲載。

資源向上支払(長寿命化)の対象施設の数量

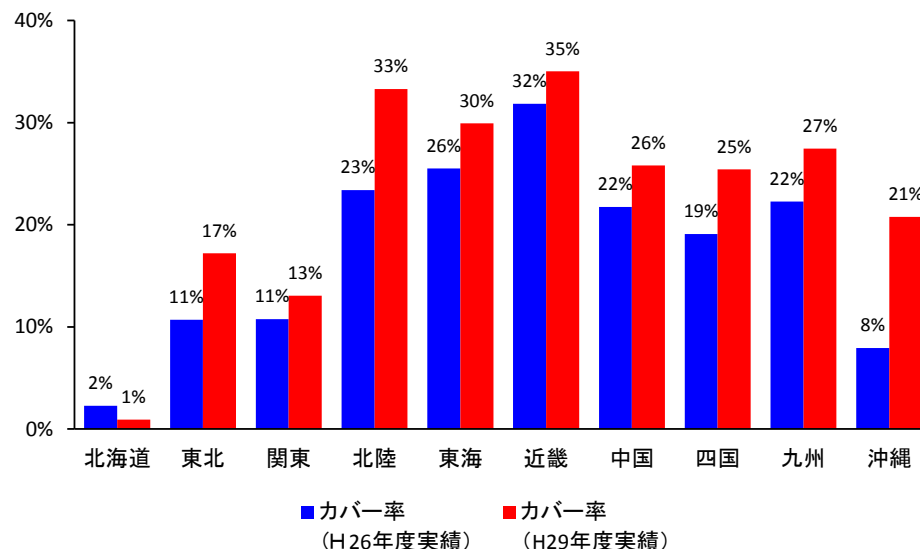
	資源向上支払(長寿命化)の対象施設数	農地維持支払の対象施設数に対する割合
水路(km)	26,158	6.2%
農道(km)	11,189	4.6%
ため池(箇所)	4,194	9.0%

(2) 地域ブロック別実施状況

- 資源向上支払（長寿命化）の実施状況について地域ブロック別に見ると、対象農用地面積は東北が約14.2万haと最も大きく、次いで九州が約14.0万ha、北陸が約10.1万haとなっている。
- また、資源向上支払（長寿命化）のカバー率（平成29年度実績）は、全国で見ると16%となっているが、地域ブロック別に見ると、近畿、北陸、東海において、それぞれ35%、33%、30%となっている。平成26年度実績からの伸びを見ると、沖縄（13ポイント）、北陸（10ポイント）で大きくなっている。

地域ブロック別の資源向上支払（長寿命化）の実施状況（平成29年度）

	対象組織数 ①	農用地 面積 (千ha) ②	対象農用地 面積 (ha) ③	1組織当たり の平均対象農 用地面積(ha) ③／①	カバー率 ③／②
全国	11,586	4,181	689,393	60	16%
北海道	20	1,159	10,739	537	1%
東北	1,879	829	142,573	76	17%
関東	1,323	642	83,724	63	13%
北陸	1,375	302	100,697	73	33%
東海	727	158	47,241	65	30%
近畿	2,289	186	65,219	28	35%
中国	1,343	223	57,491	43	26%
四国	753	130	32,955	44	25%
九州	1,854	509	139,928	75	27%
沖縄	23	42	8,825	384	21%



資料：平成26・29年度実施状況報告書より作成

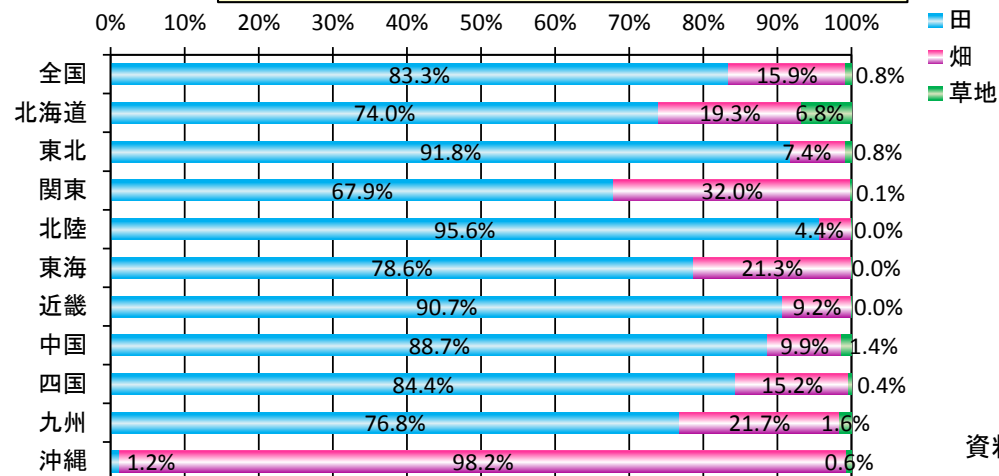
(3) 対象農用地の地目別実施状況

- 資源向上支払（長寿命化）の実施状況を対象農用地の地目別に見ると、約69万haの対象農用地面積のうち、田が約57万ha、畑が約11万ha、草地が約0.5万haとなっており、地目別のカバー率は、田26%、畑9%、草地1%となっている。
- 地域ブロック別に見ると、北陸、東北、近畿では田の占める面積の割合が90%以上となっている。また、沖縄では、畑の占める面積の割合が98%となっている。

対象農用地の地目別面積と農用地面積に対する対象農用地面積の比率(カバー率)(平成29年度)

	対象農用地面積 (ha)				農用地面積 (千ha)				カバー率 A/B		
	A				B				田	畑	草地
	田	畑	草地		田	畑	草地		田	畑	草地
全国	689,393	574,587	109,585	5,222	4,180.5	2,239.0	1,226.8	714.7	26%	9%	1%
北海道	10,739	7,942	2,071	726	1,159.1	236.3	397.5	525.3	3%	1%	0%
東北	142,573	130,874	10,584	1,114	829.0	580.6	164.6	83.8	23%	6%	1%
関東	83,724	56,854	26,762	108	641.8	371.5	251.5	18.8	15%	11%	1%
北陸	100,697	96,274	4,384	39	302.4	271.1	26.9	4.4	36%	16%	1%
東海	47,241	37,142	10,077	22	157.8	115.8	38.3	3.7	32%	26%	1%
近畿	65,219	59,179	6,014	26	186.2	145.8	38.5	1.9	41%	16%	1%
中国	57,491	51,006	5,702	783	222.7	167.5	42.9	12.3	30%	13%	6%
四国	32,955	27,808	5,018	129	129.7	75.0	52.2	2.5	37%	10%	5%
九州	139,928	107,402	30,309	2,218	509.4	274.5	184.0	50.9	39%	16%	4%
沖縄	8,825	106	8,663	56	42.5	1.0	30.4	11.1	11%	28%	1%

対象農用地の地目別面積割合(平成29年度)

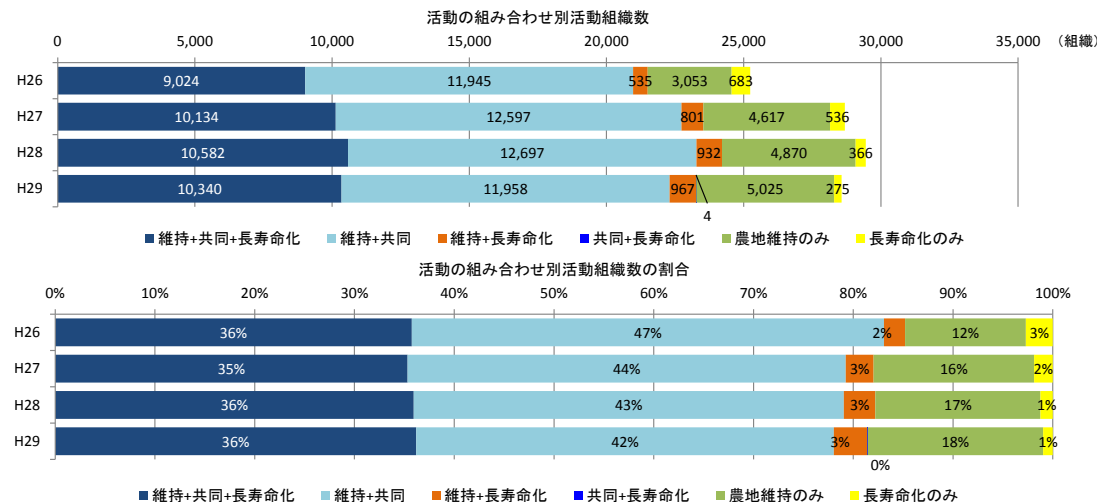


資料: 平成29年度実施状況報告書より作成

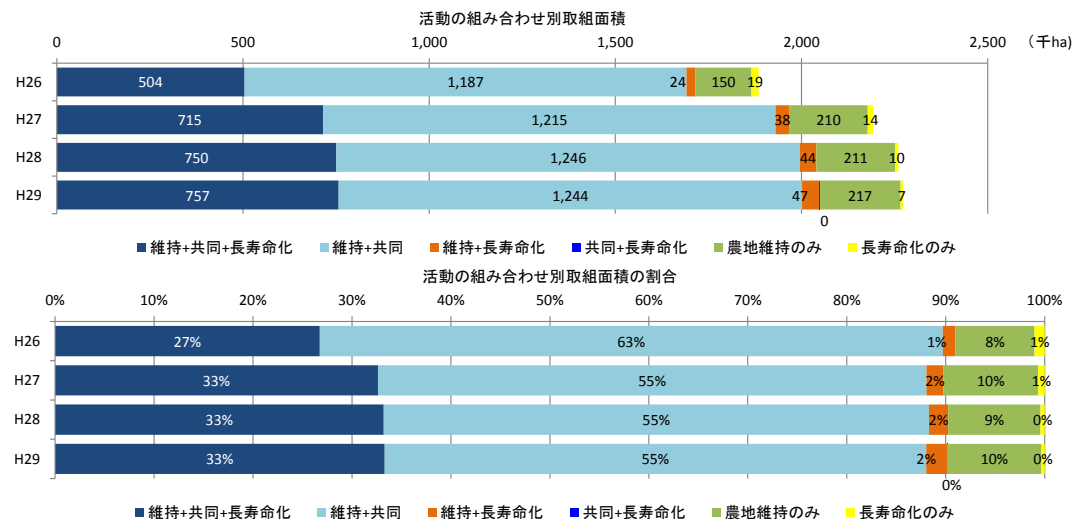
4 活動の組み合わせ別実施状況

- 各対象組織の農地維持支払、資源向上支払（共同）、資源向上支払（長寿命化）の活動の組み合わせ別に対象組織数、認定農用地面積を見ると、農地維持支払と資源向上支払（共同）を実施している対象組織が多く、認定農用地面積も大きい。
- 平成28年度と比較すると、農地維持支払と資源向上支払（共同）に取り組む対象組織数の割合が低下し、農地維持支払のみに取り組む対象組織数の割合が増加している。一方、認定農用地面積については、面積割合の大きな変動はみられない。

活動の組み合わせ別対象組織数



活動の組み合わせ別認定農用地面積



II 取組の分析・検証

1 取組の拡がり(1／2)

(1) 対象組織数減少の理由と対象組織等の今後の取組の意向

- 認定農用地面積は年々増加傾向にあるものの、対象組織数は平成28年度から平成29年度にかけて789組織減少（対前年比約3%減）している。減少の理由としては、対象組織の広域化や、活動が継続できず取組をやめた場合等であった。
- 取組をやめた理由を聞き取りしたところ、主な原因として、「構成員の高齢化による参加者の減少」「後継者不足」「役員の担い手不足」などの意見があった。資源向上支払（長寿命化）については、当初予定していた取組が終了したためという回答もみられた。
- 対象組織及び市町村に今後の意向について聞き取りをしたところ、対象組織では「現在の面積を継続」が7～8割、市町村では「面積をさらに拡大」及び「現在の面積を継続」がそれぞれ4～5割を占めた。また、どうすれば取組を継続できるかについては、対象組織・市町村とも「事務の簡素化、効率化」などの意見が多かった。

対象組織数減少の原因

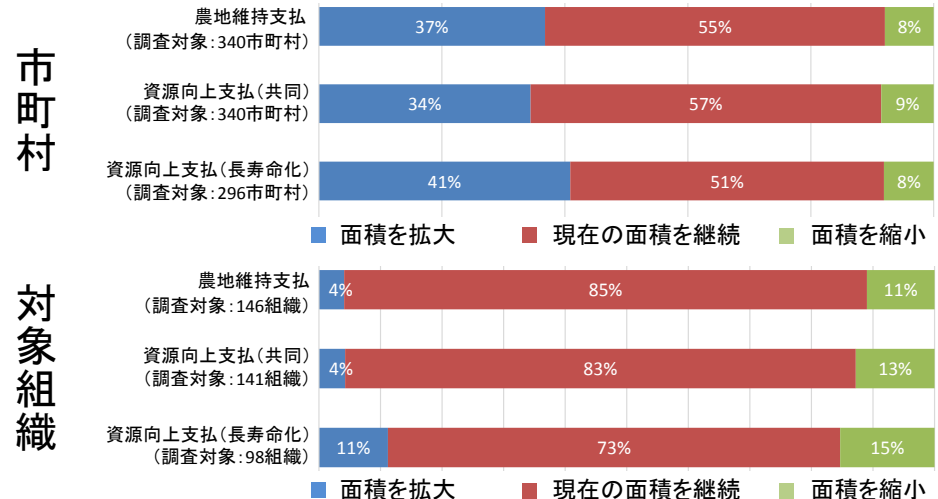
○対象組織数減少の主な原因

- ・対象組織の広域化
- ・構成員の高齢化による参加者の減少による取りやめ
- ・役員の担い手不足による取りやめ
- ・事務負担が大きいことによる取りやめ

○資源向上支払（長寿命化）の対象組織数減少の原因

- ・施設の整備が一段落したことによる取りやめ
- ・整備箇所を見直したことによる取りやめ

平成31年度以降の取組の意向



どうすれば取組を継続できるか

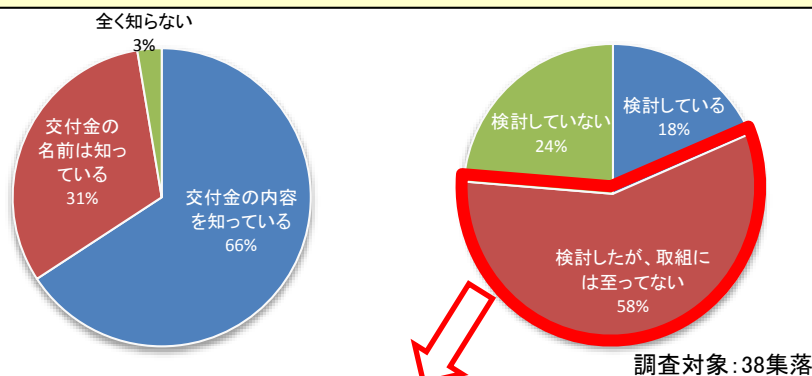
- 事務の簡素化、効率化 (対象組織・市町村)
- 業者との調整や入札事務などの改善 (対象組織)
- 取組内容の見直しまたは実施期間の短縮 (対象組織)
- リーダーとなる人の存在と、それに賛同する若者がいること (対象組織)

(2) 未取組集落における、本交付金への取組検討の状況

- 未取組集落※へのアンケート調査では、97%の集落が、本交付金について「交付金の名前は知っている」「交付金の内容を知っている」と回答しており、未取組集落においても、本交付金への認識は高い。
- 未取組集落へのアンケート調査では、18%の集落が、本交付金への取組を「検討している」、58%の集落が「検討したが、取組には至っていない」と回答。
- 検討したが、取組に至っていない主な理由として、「農家の高齢化が進んでおり、本交付金の活動を取りまとめるリーダーや役員の選定が困難」等が挙げられた。
- このうち、取組への意欲はあるものの、役員の受け手不足や小規模な集落のため、交付金に取り組みにくい場合については、平成30年度から導入した小規模集落支援の活用等により取組の実施が可能。

※:これまでに農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払、多面的機能支払のいずれにも取り組んだことがない農業集落。

未取組集落における本交付金の認知及び取組の検討状況



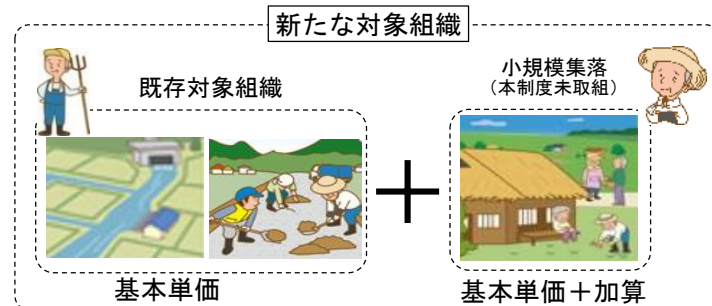
取組に至らなかった主な理由

- ・ 農家の高齢化が進んでおり、本交付金の活動を取りまとめるリーダーや役員の選定が困難であるため。
- ・ 対象とする農地面積が小さく、事務負担に比べて交付される金額が小さいため。
- ・ ほ場整備事業を実施中であり、同時期に本交付金に取り組むことで事務が煩雑になることが懸念されたため。
- ・ 中山間地域等直接支払に既に取り組んでおり、必要な保全管理ができていたため

資料:平成30年度活動実態調査より作成

(参考)小規模集落支援の導入

平成30年度より、既存対象組織が、地域資源の保全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保全管理を行う取組を支援する加算措置を導入。



農地維持支払に対する加算単価

(円/10a)

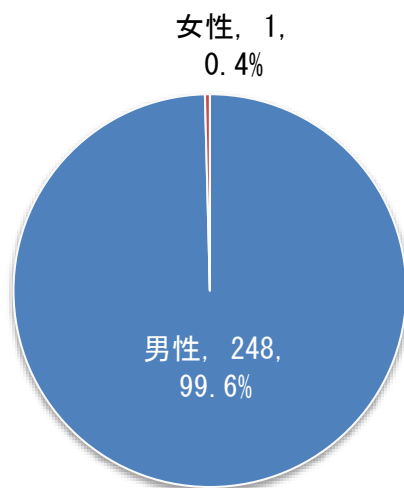
	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40

2 実施体制

(1) 対象組織のリーダーの育成・確保(1/2)

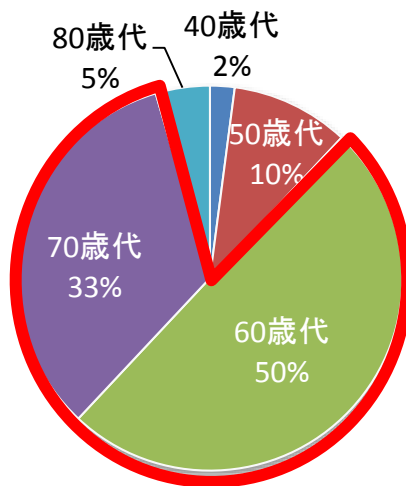
- 無作為に抽出した対象組織249組織を対象に、リーダーの特徴等について聞き取り調査を実施。対象組織のリーダーの性別は、ほとんどが男性（99.6%）で、女性リーダーのいる対象組織は調査対象249組織のうちわずか1組織（0.4%）であった。
- リーダーの年齢層を見ると、60歳代（50%）と70歳代（33%）の割合が高く、両世代合わせて83%を占めている。
- リーダー歴を見ると、9年以上（34%）が最も多く、次いで3年以上6年未満（33%）となっており、5年前後、10年前後のリーダー歴をもつ人が多い。最近リーダーとなった3年未満の人は20%であった。

性別



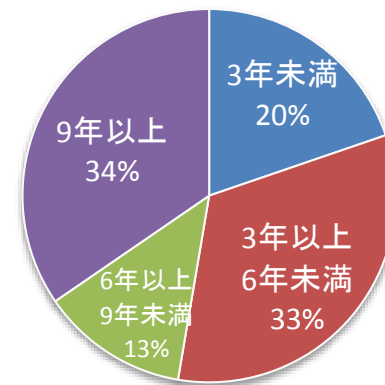
（調査対象：249組織）

年 齢



（調査対象：249組織）

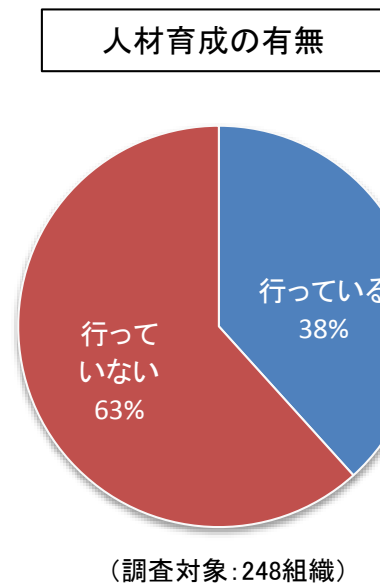
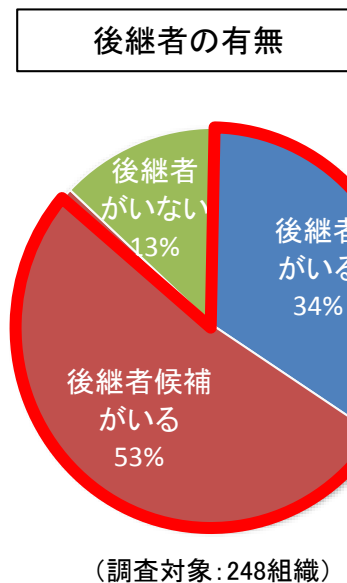
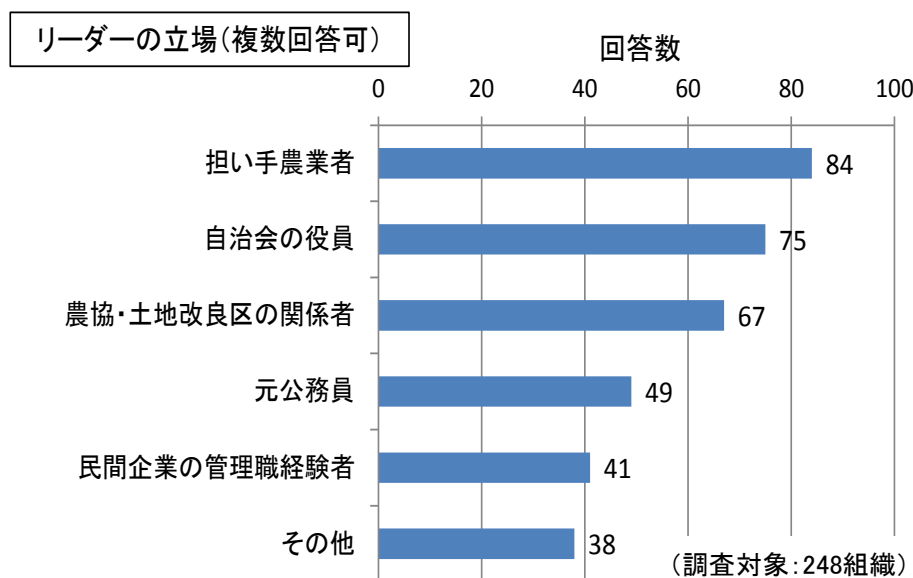
リーダー歴



（調査対象：249組織）

(1) 対象組織のリーダーの育成・確保(2/2)

- リーダーの立場としては、担い手農業者が84人と最も多く、次いで自治会の役員が75人、農協・土地改良区の関係者が67人となっており、主に農業関係者、地域の指導的立場の方が多い。
- リーダーの後継者となる人材の有無については、「後継者がいる」が34%、「後継者候補がいる」が53%となっており、合わせて87%の対象組織において、後継者の目途がついている。
- リーダーの後継者となる人材の育成のための取組については、およそ4割の対象組織で行われており、具体的な内容としては、「組織役員等として経験を積んでいる」、「取組への参加を通じて指導・知識伝達を図っている」など、主に実践を通じた育成が多く行われている。また、「現リーダーと一緒に研修に参加している」との回答もあった。



(参考)リーダーの属性として多い組み合わせ

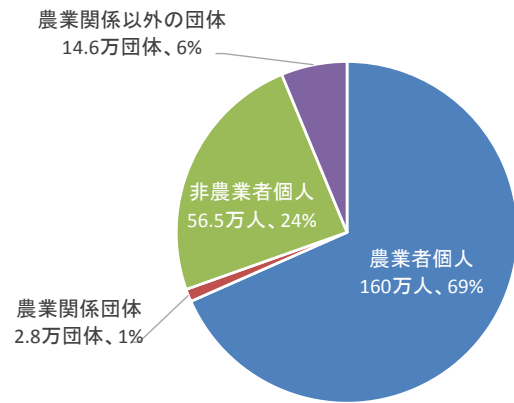
- 70代男性、9年以上、農協・土地改良区の関係者(6%)
- 60代男性、3年以上6年未満、担い手農業者(6%)
- 60代男性、3年以上6年未満、自治会の役員(5%)
- 70代男性、9年以上、自治会の役員(4%)

資料:平成30年度活動実態調査より作成

(2) 多様な主体の参画(1/2)

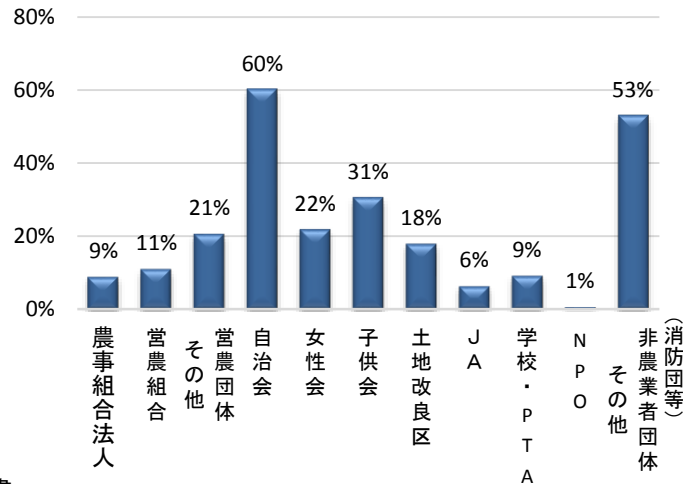
- 対象組織の構成員数は、農業者・非農業者合わせて234万人・団体で、うち非農業者・団体は71万人・団体と約3割を占める。
- 農地維持支払の対象組織に参画している団体では、自治会が最も多く、次いで子供会、女性会の順に多い。
- 基礎的保全活動は、農業者や自治会が多く参加する一方で、女性会は植栽活動、学校・PTAは生き物調査への参加率が高くなっている。
- 取組への参加者の年齢及び男女構成比率は、基幹的農業従事者と比較して、年齢別では65歳未満の参加割合が高い一方で、男女別では女性の参加割合が低くなっている。

対象組織の構成員数



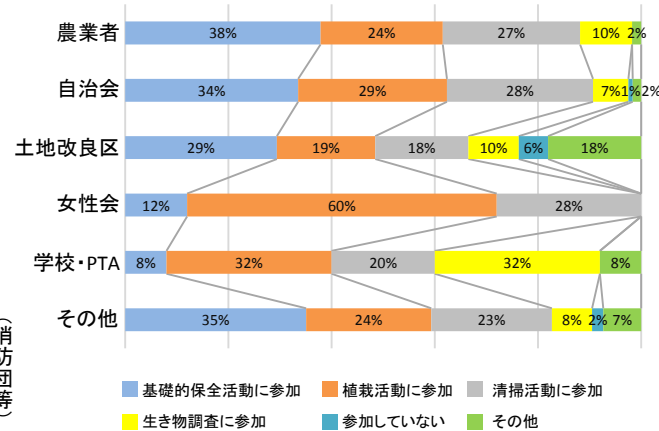
資料：平成29年度実施状況報告書

対象組織への各団体の参画割合



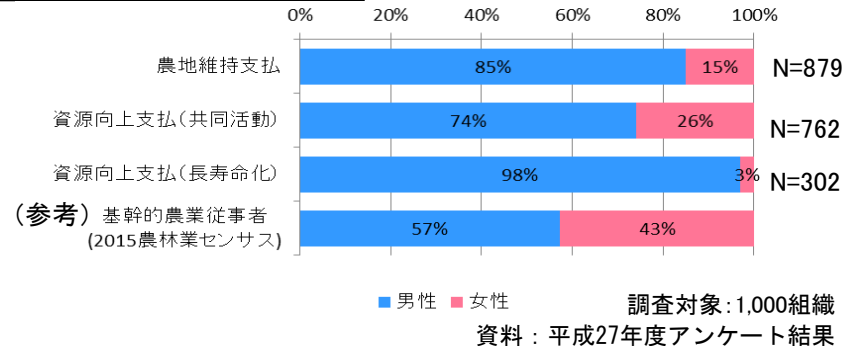
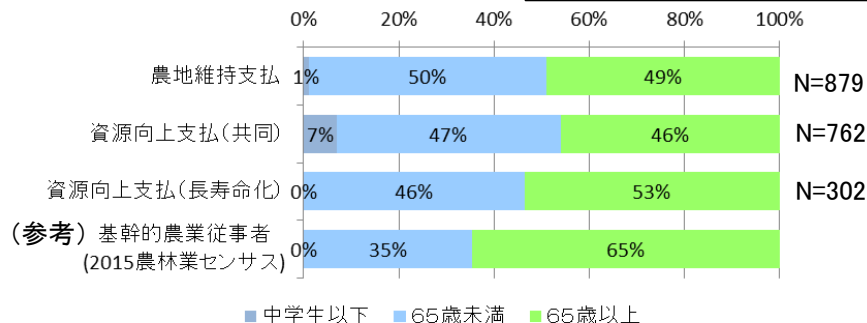
資料：平成29年度実施状況報告書

取組への各団体の参加割合



調査対象：456団体
資料：平成30年度活動実態調査

取組への参加者の年齢及び男女構成比率

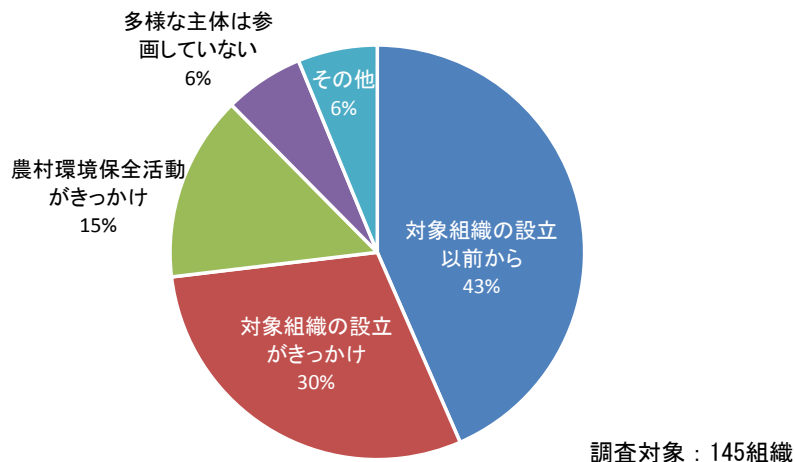


調査対象：1,000組織
資料：平成27年度アンケート結果

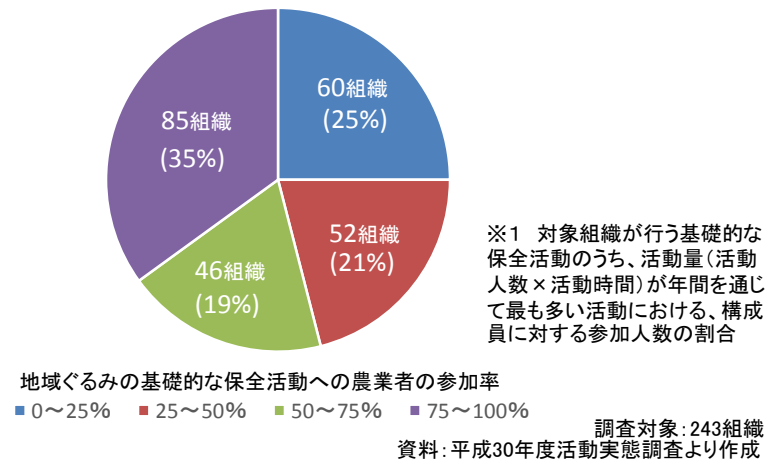
(2) 多様な主体の参画(2/2)

- 多様な主体が参画するようになった経緯は、対象組織の設立以前から多様な主体が取組に参画していた対象組織が43%、対象組織の設立がきっかけとなった対象組織が30%、農村環境保全活動がきっかけとなった組織が15%であった。
- 多様な主体の参画による効果は、農業者の負担軽減効果(59%)が最も多く、次いで行事への参加人数の増加(27%)であった。
- 一方、地域ぐるみで行う基礎的な保全活動の実施に当たって、農業者と比べると非農業者等の参加率が低い傾向がみられる。

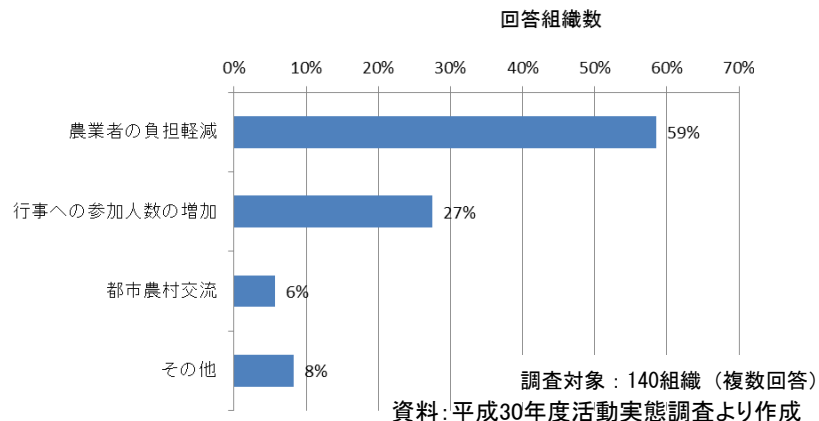
多様な主体が取組に参画するようになった経緯



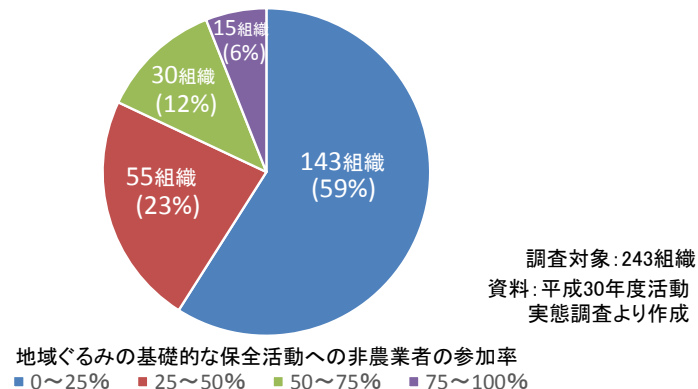
地域ぐるみの基礎的な保全活動への参加率※1別の対象組織数（農業者）



多様な主体の参画による効果

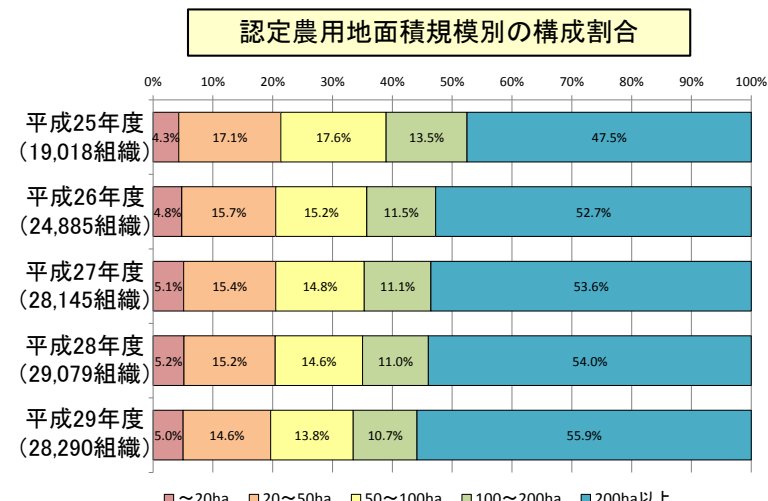
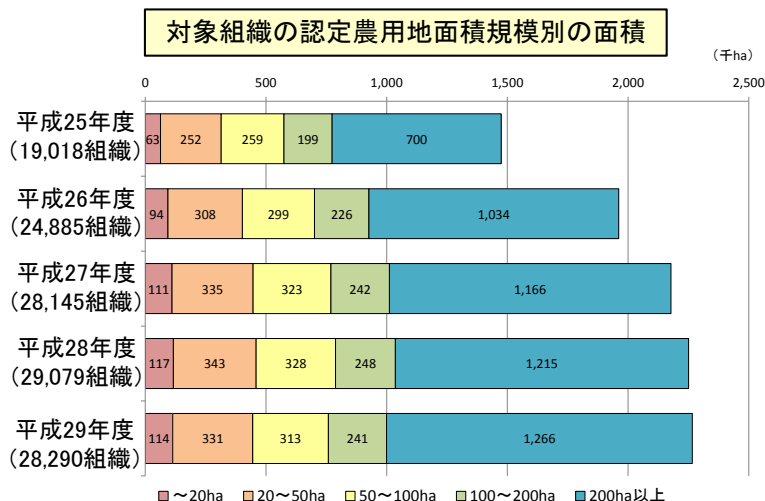
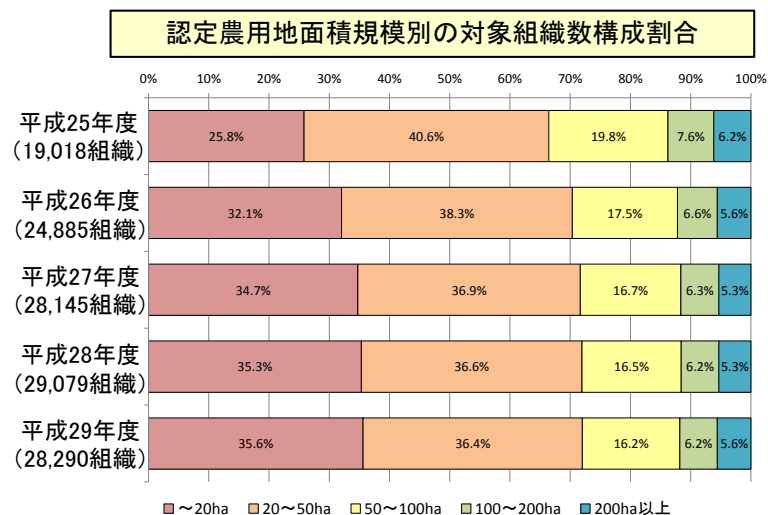
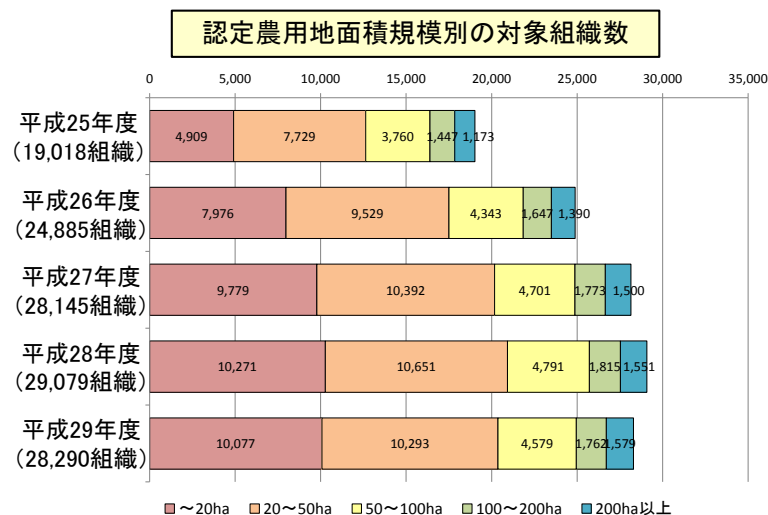


地域ぐるみの基礎的な保全活動への参加率別の対象組織数（非農業者）



(3) 広域化の状況(1／3)

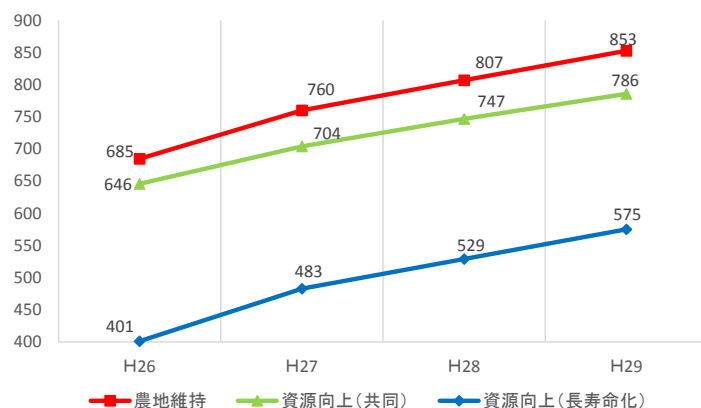
- 農地維持支払の認定農用地面積規模別の対象組織数は20～50haが最も多いが、全対象組織数に占める割合は年々低下している。これに対し、面積が200ha以上の対象組織数は年々増加している。
- 一方、対象組織の認定農用地面積を規模別に見ると、200ha以上の組織の面積が最も大きく、その割合は年々上昇している。これに対し、平成29年度における200ha未満の組織の面積は、平成28年度と比べて減少した。
- 以上より、対象組織の広域化が進んでいることが伺える。



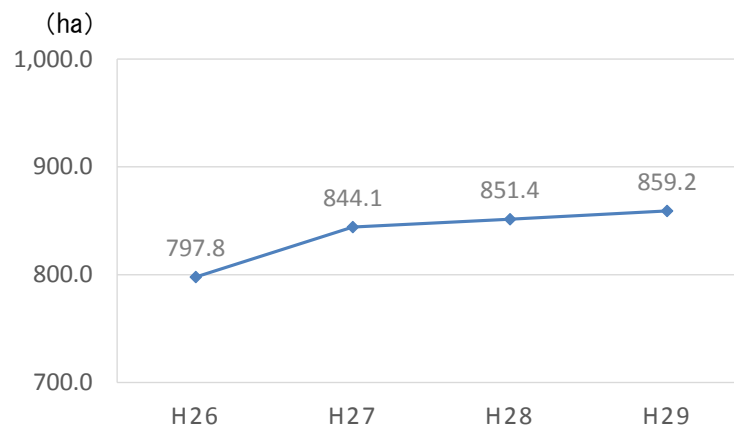
(3) 広域化の状況(2/3)

- 広域活動組織の組織数は年々増加しており、広域活動組織の平均認定農用地面積も増加傾向。
- 対象組織の広域化に対する意向調査では、想定する規模として、隣の集落と広域化（3%）、旧市町村単位等で広域化（6%）、市町村単位で広域化（5%）であった。一方で、広域化は考えていないという対象組織は51%であった。
- 市町村の広域化に対する意向は、旧市町村単位等が34%、市町村単位が15%であった。一方で、広域化を考えていない市町村は51%であった。

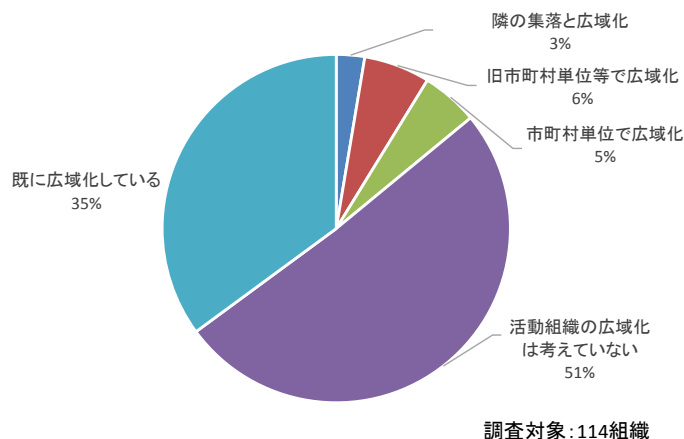
広域活動組織数の推移



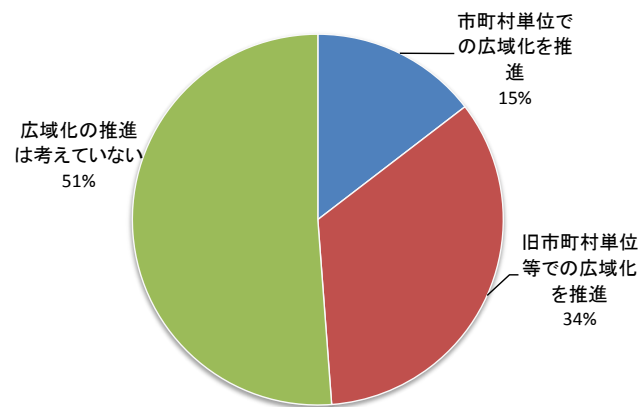
広域活動組織の平均認定農用地面積



広域化に対する対象組織の意向



広域化に対する市町村の意向



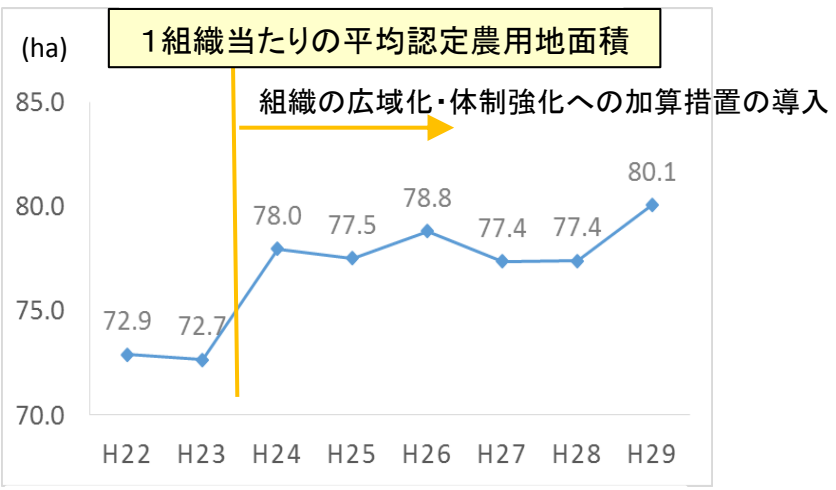
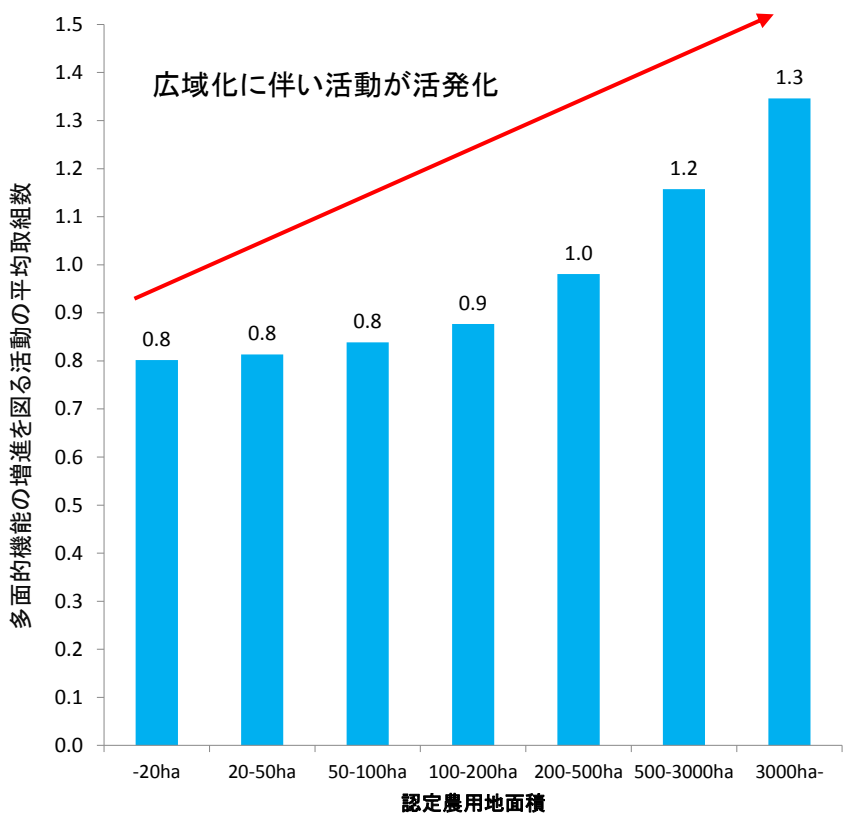
調査対象: 336市町村

資料: 平成30年度活動実態調査より作成

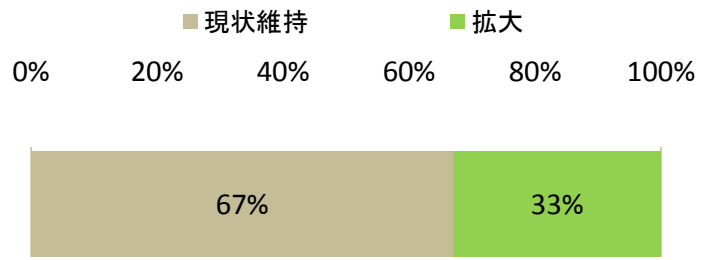
(3) 広域化の状況(3/3)

- 平成24年度から組織の広域化・体制強化への加算措置を導入し、広域活動組織の設立時等に40万円/組織を支援している。
- 対象組織の広域化に伴い、大きな広域活動組織になるほど、多面的機能の増進を図る活動の平均取組数が増加する傾向を確認。
- 加算措置の導入時点では、対象組織の平均認定農用地面積も大きく向上したが、広域活動組織の約7割は設立後に拡大を行っておらず、平均認定農用地面積の拡大が停滞している。
- 組織の広域化・体制強化への加算措置により、対象組織の広域化が一定程度進展。一方で、継続的な体制としてより強化していくためには、地域の実情に応じて更なる広域化を促すための仕組みを検討する必要。

認定農用地面積規模別
多面的機能の増進を図る活動の平均取組数



広域活動組織の設立以降の拡大状況
(平成26年度 → 平成29年度)

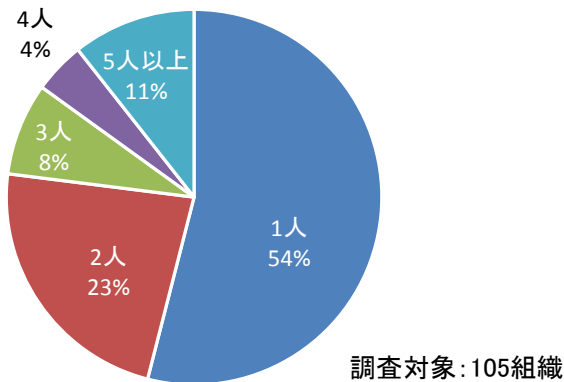


(4) 事務作業の状況

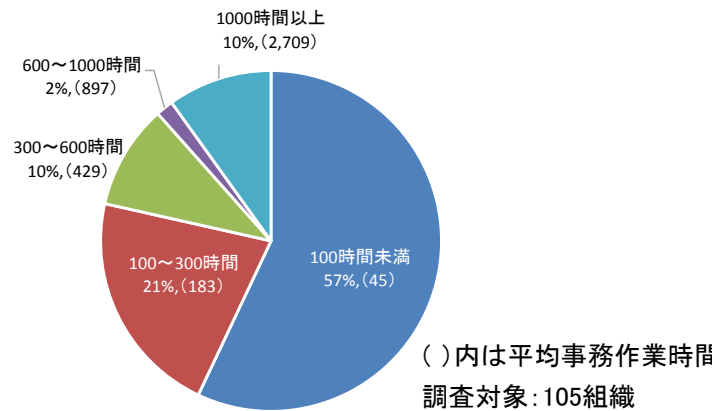
1) 事務作業の内容と作業時間等(対象組織)

- 対象組織の事務担当の人数は1人が最も多く56%であった。5人以上の事務担当がいる対象組織も11%存在。
- 年間の事務作業時間が100時間未満が57%、100～300時間が21%、事務作業時間が1,000時間を超える対象組織も10%存在。
- 対象組織の事務を、外部委託している対象組織は全体の30%であった。事務委託費の平均は154万円。
- 事務作業に対して負担を感じている対象組織は8割以上にのぼり、このうち、事務の負担が大きいままでは、「取組の中止が懸念される」または「継続ができない」と回答した対象組織は23%であり、更なる事務負担の軽減が必要。

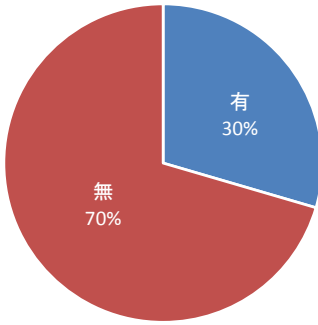
事務担当人数



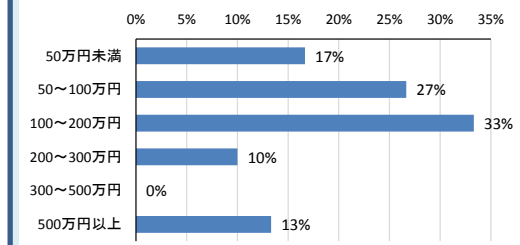
のべ事務作業時間(時間/年)



事務委託の有無

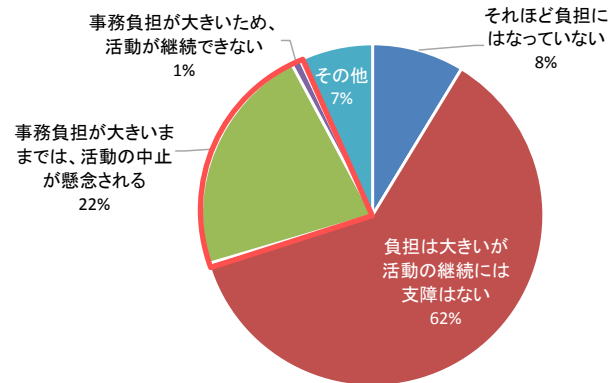


事務委託費の分布



平均事務委託費 154万円(委託有の組織)

事務作業の負担感



調査対象:105組織

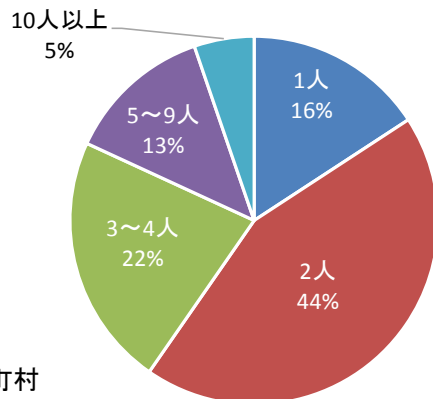
資料:平成30年度活動実態調査より作成

2) 事務作業の内容と作業時間等(市町村)

- 市町村は、約8割の市町村で2人以上を事務担当として配置している。
- 事務作業時間は、市町村の規模や所在する対象組織数により異なるが、年間1,000時間以上を事務作業に要している市町村も20%存在。
- 事務作業の内容は、「実施状況の確認」、「提出書類のチェック」、「書類作成支援」、「取組に関する指導・助言」が上位を占める。
- このほか、市町村が対象組織に対して、写真の提出や、実施報告書や収支決算書等の作成・提出等の事務を独自に課している場合も見られた。

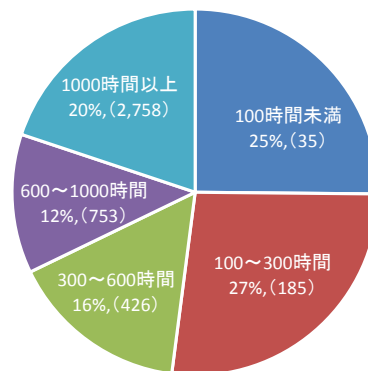
事務担当人数

主担当と副担当の計



調査対象:171市町村

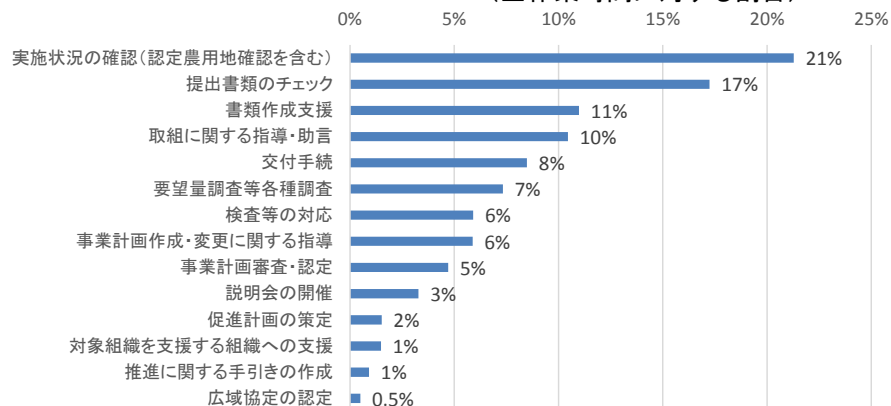
のべ事務作業時間(時間/年)



()内は平均事務作業時間
調査対象:171市町村

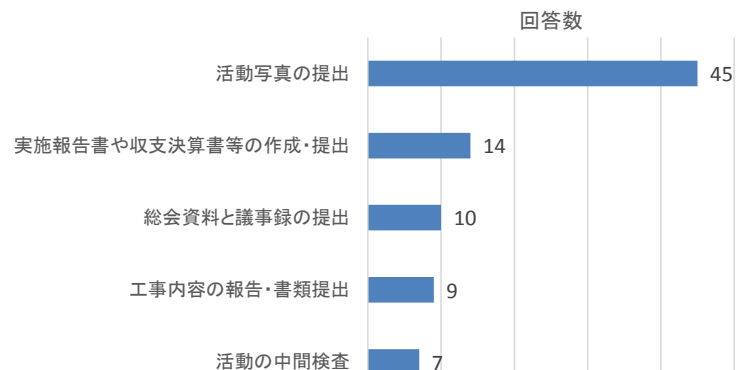
事務作業の内容

(全作業時間に対する割合)



調査対象:405市町村

市町村が対象組織に独自に課している事務



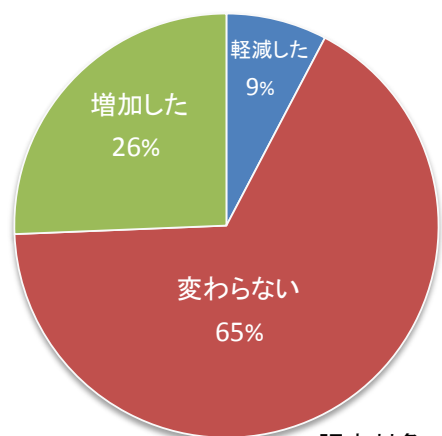
調査対象:327市町村

資料:平成30年度活動実態調査より作成

3) 広域化による事務負担の軽減

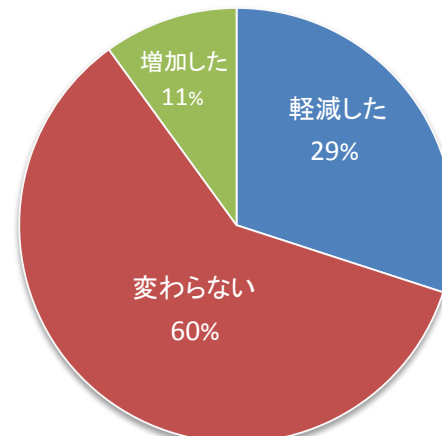
- 対象組織の広域化による事務負担の軽減状況は、「変わらない」が最も多いが、集落単位の手務負担については、負担が軽減したという回答が29%あった。
- 市町村における認定農用地面積10ha当たりの事務作業時間を、広域活動組織を含む市町村と含まない市町村で比較すると、広域活動組織を含む市町村が約2時間（4割弱）短くなっている。

事務局の手務負担



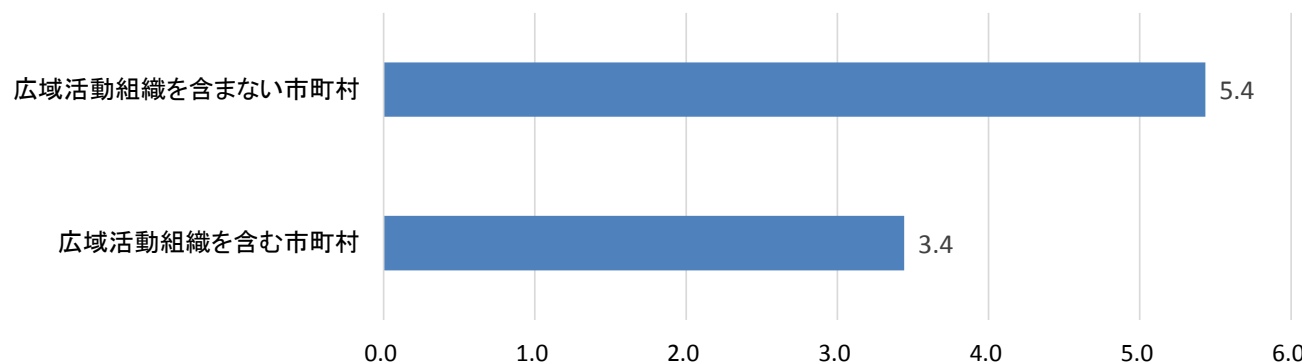
調査対象: 105組織

集落の手務負担



調査対象: 105組織

広域活動組織の有無による市町村における事務作業時間の比較



調査対象: 385市町村

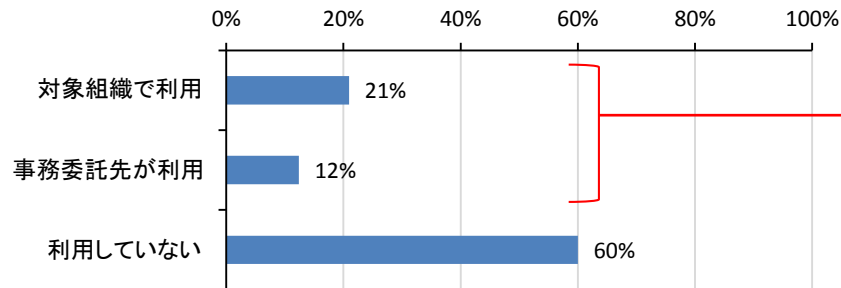
認定農用地面積10ha当たり事務作業時間

資料: 平成30年度活動実態調査より作成

4) 事務支援システムの利活用状況

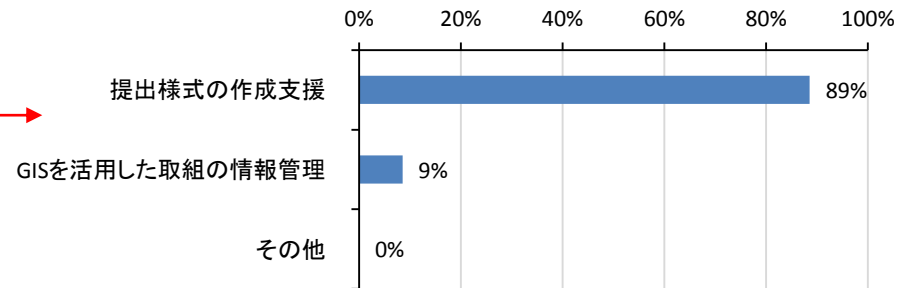
- 対象組織における事務支援システムの活用状況を見ると、33%が対象組織または事務委託先で事務支援システムを導入している。導入している事務支援システムは、提出様式の作成を支援するものが約9割を占めている。
- 事務作業に携帯端末を用いて入力作業等の軽減を図っている対象組織は2%にとどまっている。
- どのような事務支援システムが事務の簡素化に有効であるかについて対象組織から聞き取ったところ、提出様式の作成を支援するものは82%、GISを活用した取組の情報管理を支援するものは4%であった。

事務支援システムの活用(複数回答)



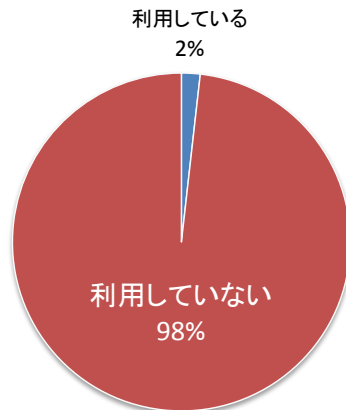
調査対象105組織

事務支援システムの内容(複数回答)



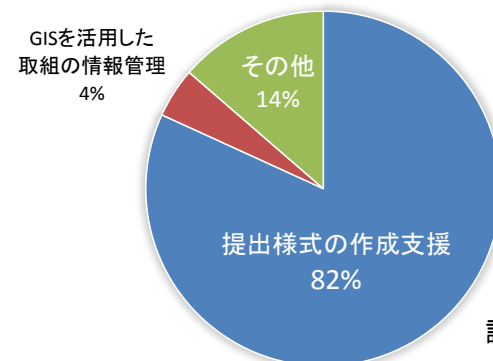
調査対象:35組織

事務作業への携帯端末(タブレット等)の導入状況



調査対象:105組織

事務の簡素化に有効である事務支援システム



調査対象:105組織

資料:平成30年度活動実態調査より作成

3 実施項目

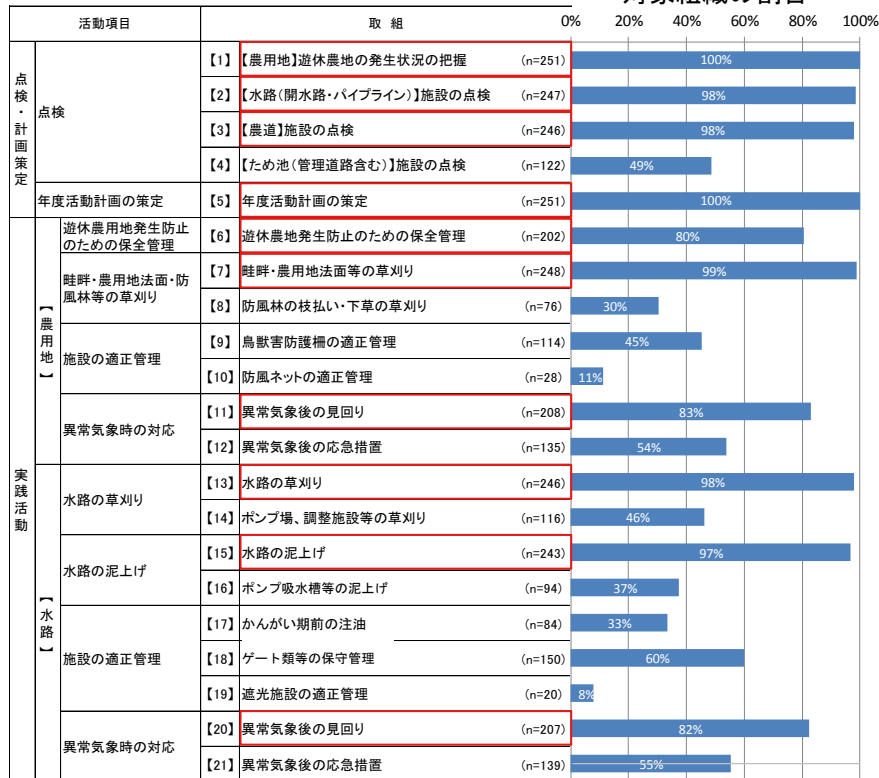
(1) 農地維持支払

1) 現在実施中の取組

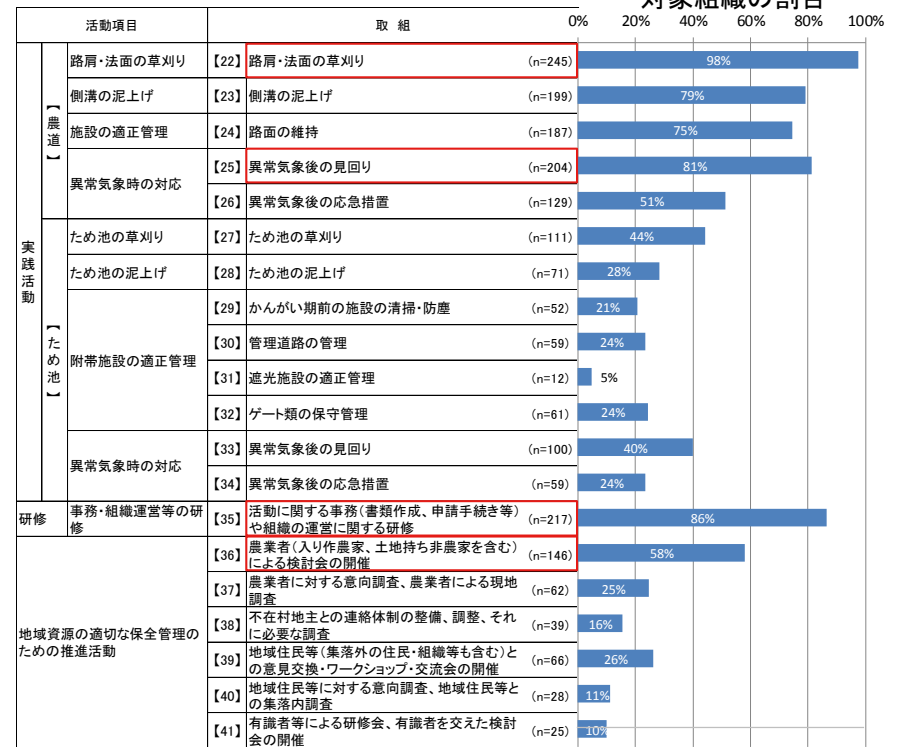
- 「点検・計画策定」では、「遊休農地の発生状況の把握」「年度活動計画の策定」が100%、「水路の点検」「農道の点検」が98%となっている。
- 「実践活動」では、「農用地法面」「水路」「農道」の草刈りが98～99%、「水路の泥上げ」が97%、「農用地」「水路」「農道」の異常気象後の見回りが81～83%、「遊休農地発生防止のための保安全管理」が80%となっている。
- 「研修」では、「活動に関する事務や組織の運営に関する研修」が86%となっている。
- 「地域資源の適切な保安全管理のための推進活動」では、「農業者による検討会の開催」を選択した対象組織が最も多く、58%となっている。

現在実施中の取組

対象組織の割合



対象組織の割合



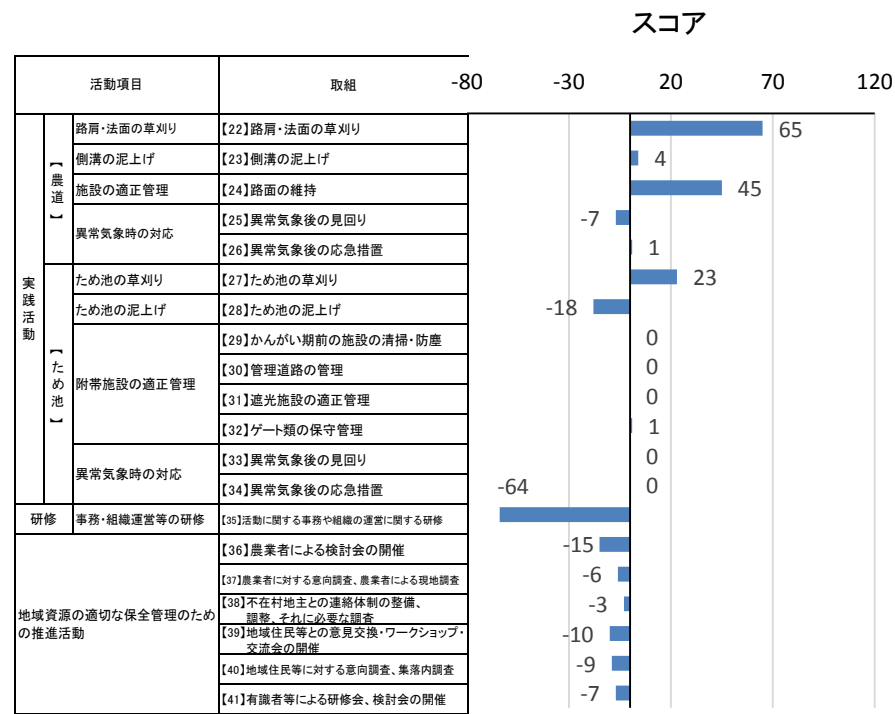
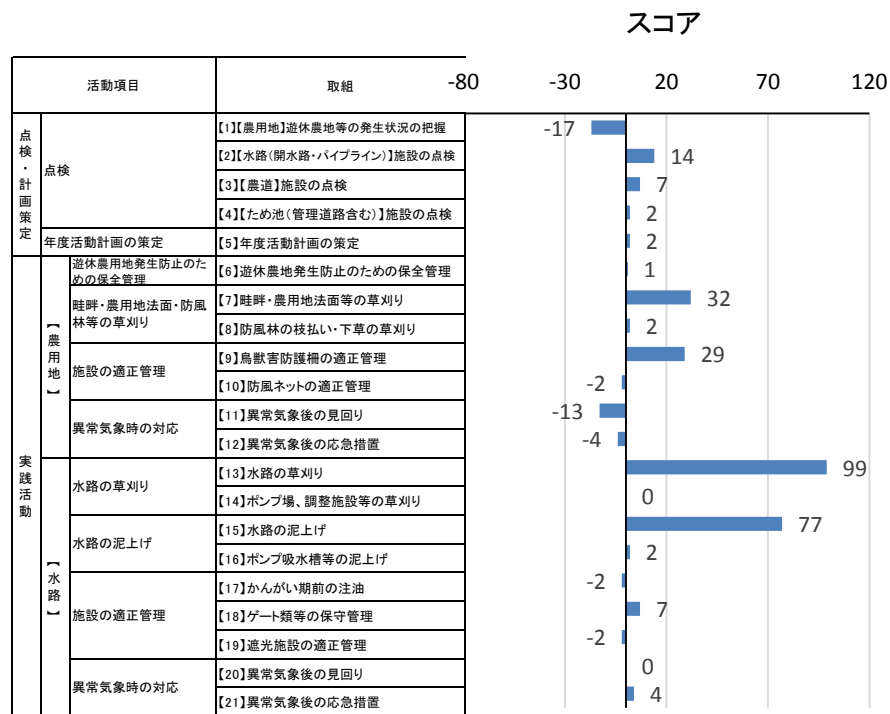
調査対象: 251組織

資料: 平成30年度活動実態調査より作成

2) 取組別統合スコア

- 現在実施中の取組のうち、役立ったと思われる取組、あまり役に立たなかったと思われる取組、負担を感じている取組及びやめたい取組について、対象組織に聞き取り調査を行った結果を、統合スコア形式で整理したところ、スコアの高い取組は、「水路の草刈り」「水路の泥上げ」「路肩・法面の草刈り」等であった。
- スコアがマイナスとなった取組は、「事務や組織の運営に関する研修」「ため池の泥上げ」「【農用地】遊休農地の発生状況の把握」等であり、これらの取組は「役に立った」という意見よりも「あまり役に立たなかった」や「負担に感じている」という意見が多かった。なお、役に立たなかった理由を確認したところ、「研修の準備作業が大変」や「保全管理する遊休農地やため池がない」場合も含まれていた。

取組別統合スコア(農地維持支払)



- 農地維持支払の取組について、「役に立った」取組を+1点、「あまり役に立たなかった」取組を-1点、「負担に感じている」取組を-2点、「やめたい」取組を-3点、無回答を0点として統合スコアを集計した。

注:「役に立った」及び「あまり役に立たなかった」取組は3つまで、「負担に感じている」「やめたい」取組は2つまで選択

調査対象:251組織

資料:平成30年度活動実態調査より作成

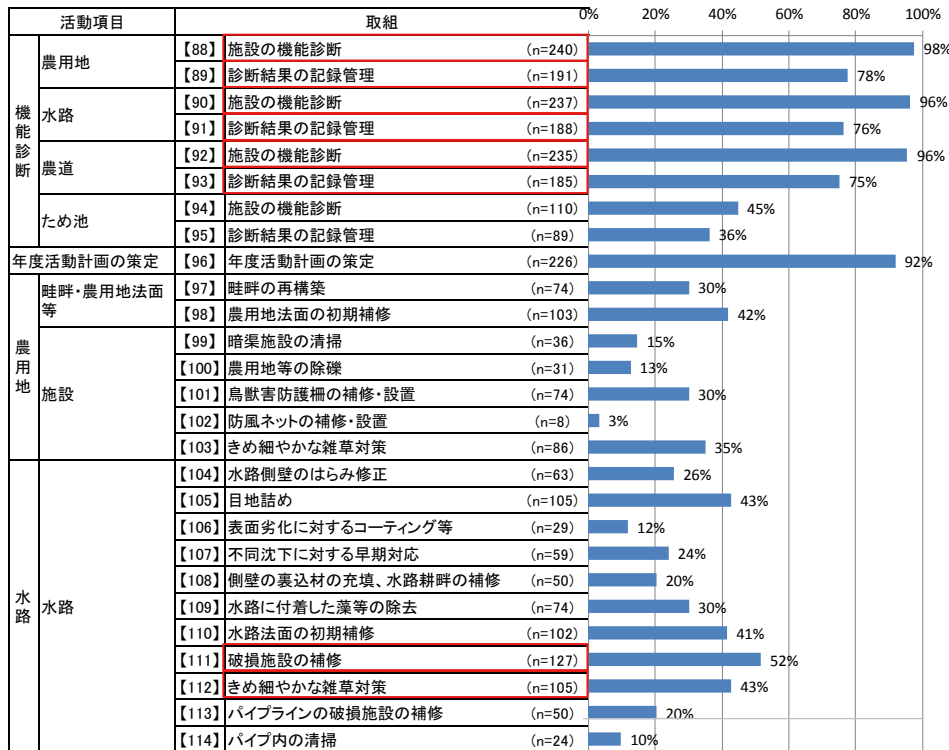
(2) 資源向上支払(共同)のうち施設の軽微な補修

1) 現在実施中の取組

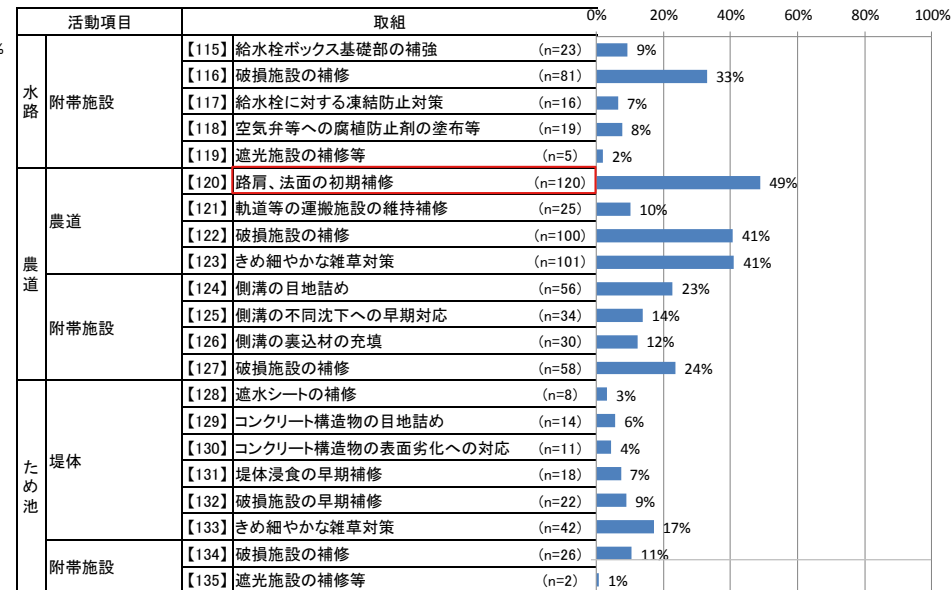
- 「機能診断」では、「農用地、水路、農道の施設の機能診断」が96～98%、「農用地、水路、農道の診断結果の記録管理」が75～78%となっている。
- 「実践活動」では、「水路の破損施設の補修」が52%、「農道の路肩、法面の初期補修」が49%、「水路のきめ細やかな雑草対策」が43%となっている。

現在実施中の取組(資源向上支払(共同)のうち施設の軽微な補修)

対象組織の割合



対象組織の割合



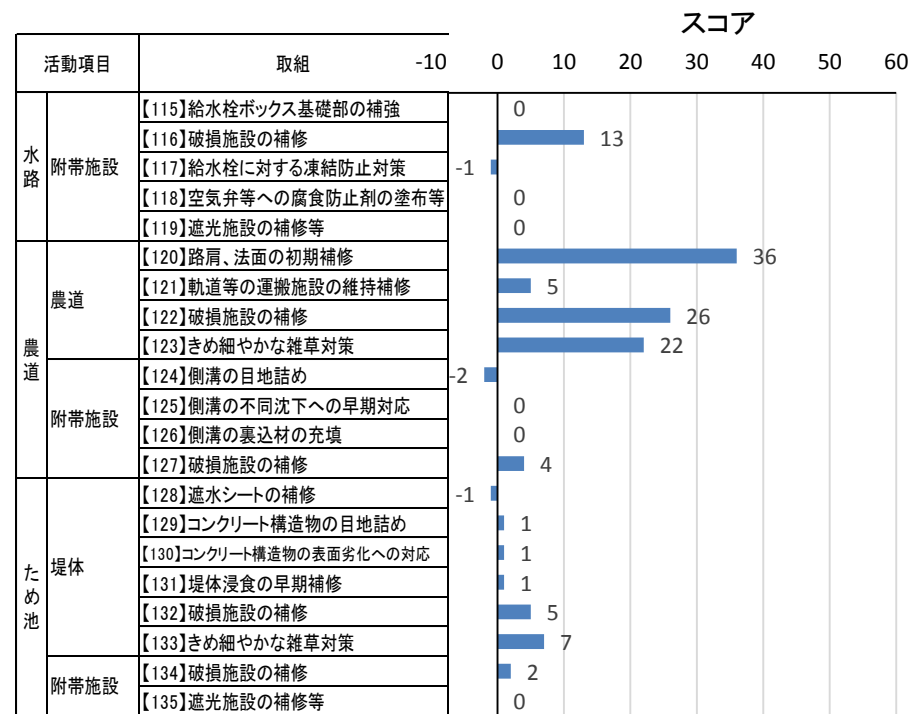
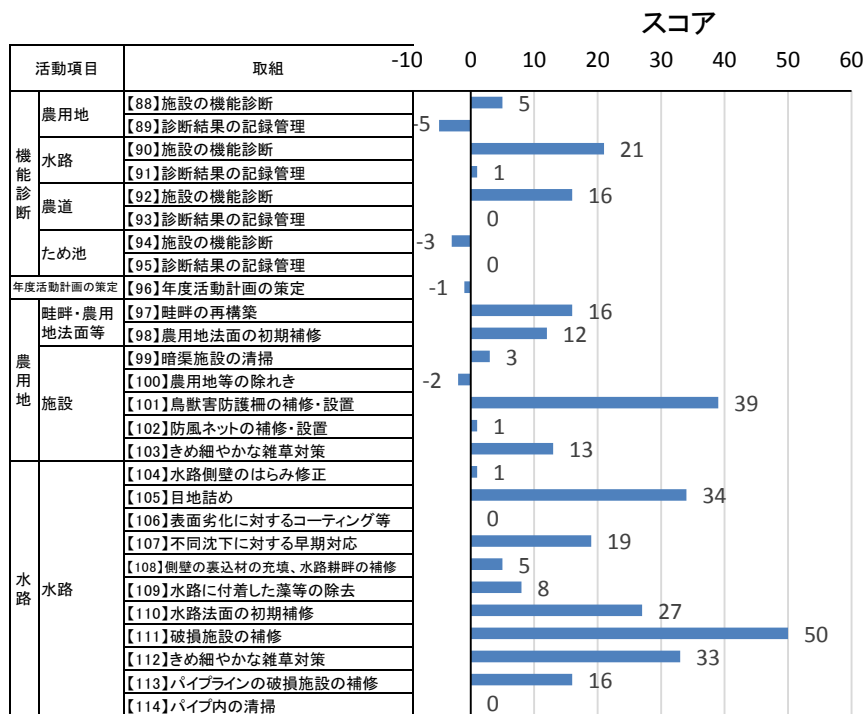
調査対象 : 251組織

資料: 平成30年度活動実態調査より作成

2) 取組別統合スコア

- 現在実施中の取組のうち、役立ったと思われる取組、あまり役に立たなかったと思われる取組、負担を感じている取組及びやめたい取組について、対象組織に聞き取り調査を行った結果を、統合スコア形式で整理したところ、スコアの高い取組は、「破損施設の補修（水路）」「鳥獣害防護柵の補修・設置（農用地）」「路肩、法面の初期補修（農道）」等であった。
- スコアがマイナスとなった取組は、「診断結果の記録管理（農用地）」「施設の機能診断（ため池）」等があげられ、これらの取組は「役に立った」という意見もあったが、「負担に感じている」といった意見がありマイナスとなった。

取組別統合スコア（資源向上支払（共同）のうち「施設の軽微な補修」）



- 資源向上支払（共同）のうち「施設の軽微な補修」の取組について、「役に立った」取組を+1点、「あまり役に立たなかった」取組を-1点、「負担に感じている」取組を-2点、「やめたい」取組を-3点、無回答を0点として統合スコアを集計した。

注:「役に立った」及び「あまり役に立たなかった」取組は3つまで、「負担に感じている」「やめたい」取組は2つまで選択

調査対象:251組織

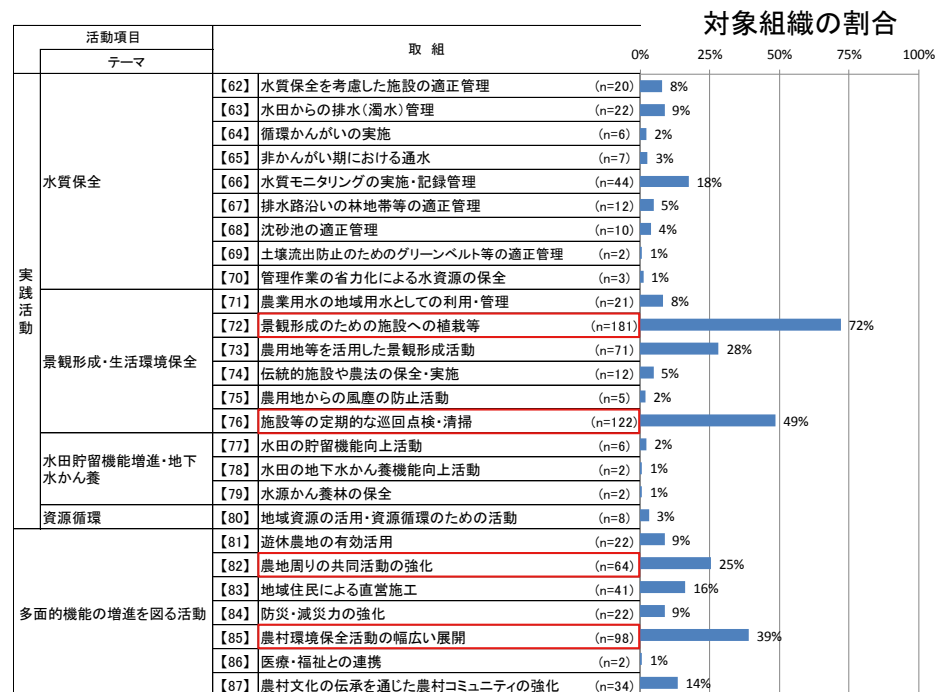
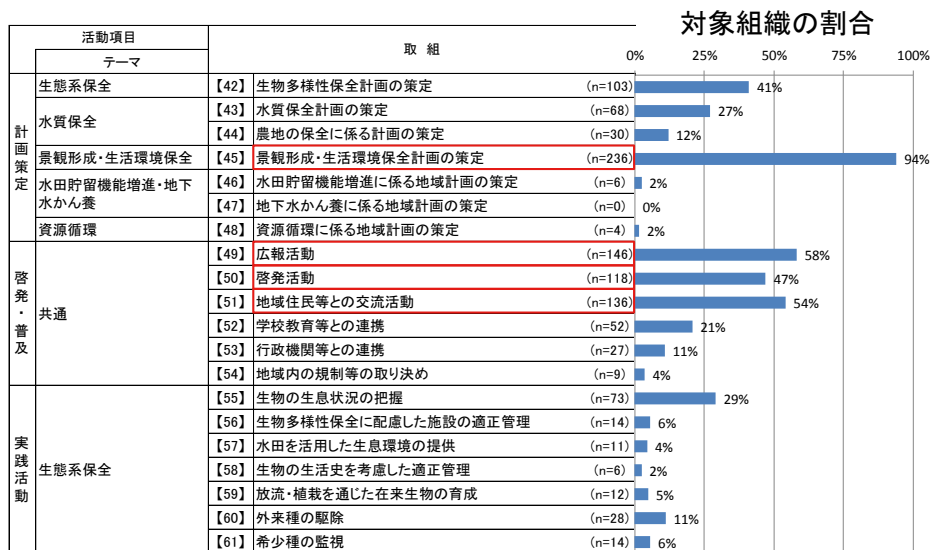
資料:平成30年度活動実態調査より作成

(3) 資源向上支払(共同)のうち農村環境保全活動及び多面的機能の増進を図る活動

1) 現在実施中の取組

- 「計画策定」では、「景観形成・生活環境保全計画の策定」が94%となっている。
- 「啓発・普及」では、「広報活動」が58%、「地域住民等との交流活動」が54%、「啓発活動」が47%となっている。
- 「実践活動」では、「景観形成のための施設への植栽等」が72%、「施設等の定期的な巡回点検・清掃」が49%となっている。
- 「多面的機能の増進を図る活動」では、「農村環境保全活動の幅広い展開」が39%、「農地周りの共同活動の強化」が25%となっている。

現在実施中の取組(資源向上支払(共同)のうち農村環境保全活動及び多面的機能の増進を図る活動)



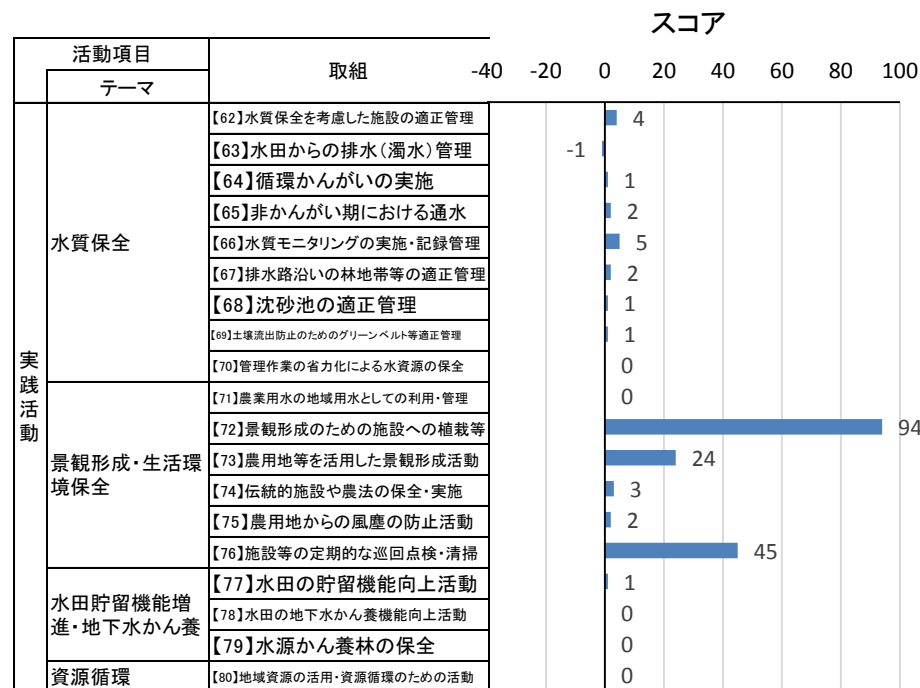
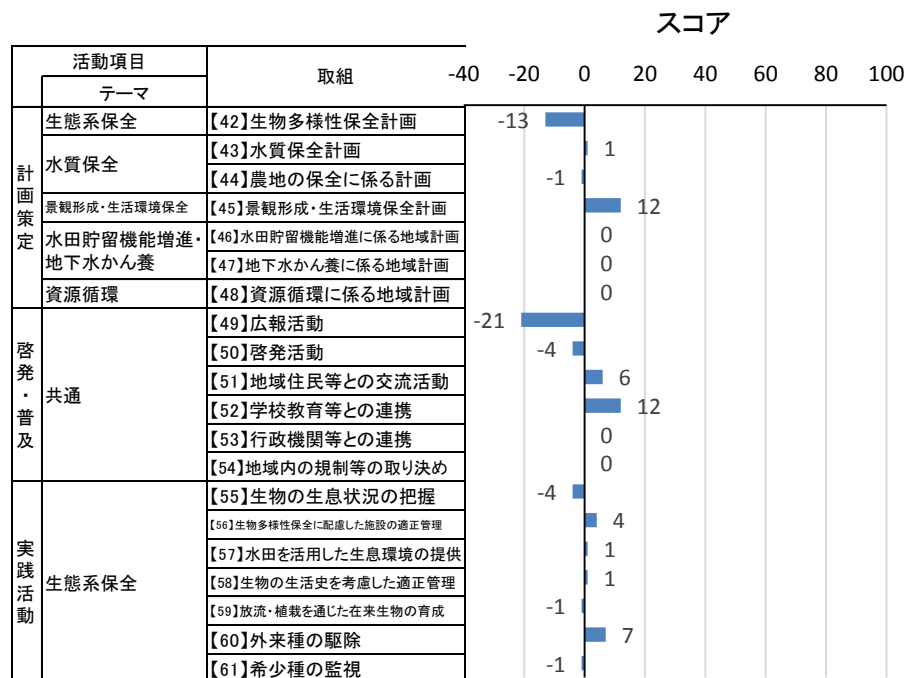
調査対象 : 251組織

資料: 平成30年度活動実態調査より作成

2) 取組別統合スコア(1/2)

- 現在実施中の取組のうち、役立ったと思われる取組、あまり役に立たなかったと思われる取組、負担を感じている取組及びやめたい取組について、対象組織に聞き取り調査を行った結果を、統合スコア形式で整理したところ、スコアの高い取組は「景観形成のための施設への植栽等」「施設等の定期的な巡回点検・清掃」「農用地等を活用した景観形成活動」等であった。
- スコアがマイナスとなった取組は、「広報活動（啓発・普及）」「生物多様性保全計画の策定」等であり、これらの取組は「あまり役に立たなかった」や「負担に感じている」という意見が多かった。役に立たなかった理由を確認すると、「準備作業が負担」という意見が多かった。

取組別統合スコア(資源向上支払(共同)のうち農村環境保全活動)



- 資源向上支払(共同)のうち「農村環境保全活動」の取組について、「役に立った」取組を+1点、「あまり役に立たなかった」取組を-1点、「負担に感じている」取組を-2点、「やめたい」取組を-3点、無回答を0点として統合スコアを集計した。

注:「役に立った」及び「あまり役に立たなかった」取組は2つまで、「負担に感じている」「やめたい」取組は「多面的機能支払」を含め2つまで選択

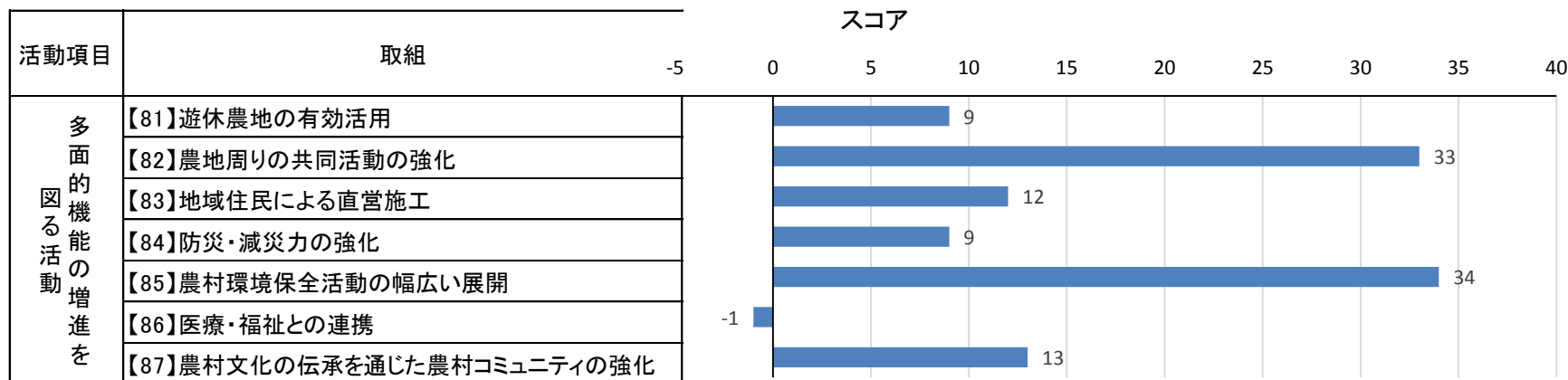
調査対象:251組織

資料:平成30年度活動実態調査より作成

2) 取組別統合スコア(2/2)

- 現在実施中の取組のうち、役立ったと思われる取組、あまり役に立たなかったと思われる取組、負担を感じている取組及びやめたい取組について、対象組織に聞き取り調査を行った結果を、統合スコア形式で整理したところ、スコアの高い取組は、「農村環境保全活動の幅広い展開」「農地周りの共同活動の強化」等であった。
- 「医療福祉との連携」は、対象組織数が少なく、「あまり役に立たなかった」との意見があったため、マイナスとなった。

取組別統合スコア(資源向上支払(共同)のうち多面的機能の増進を図る活動)



- 資源向上支払(共同)のうち「多面的機能の増進を図る活動」の取組について、「役に立った」取組を+1点、「あまり役に立たなかった」取組を-1点、「負担を感じている」取組を-2点、「やめたい」取組を-3点、無回答を0点として統合スコアを集計した。

注:「役に立った」及び「あまり役に立たなかった」取組は1つまで、「負担を感じている」「やめたい」取組は「農村環境保全活動」を含め2つまで選択

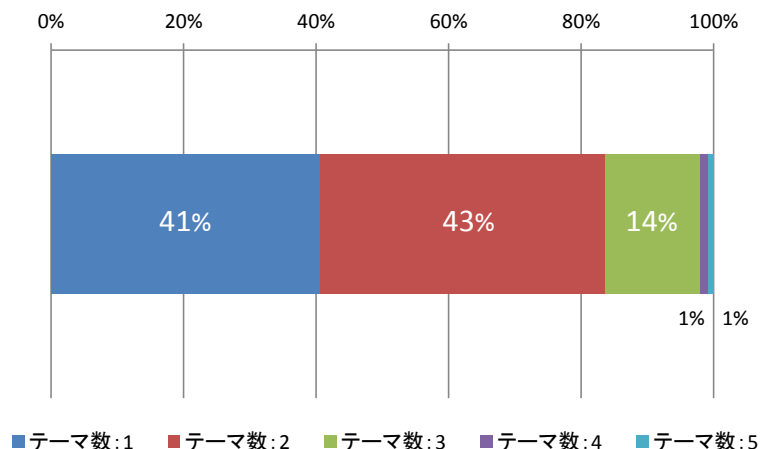
調査対象:251組織

資料:平成30年度活動実態調査より作成

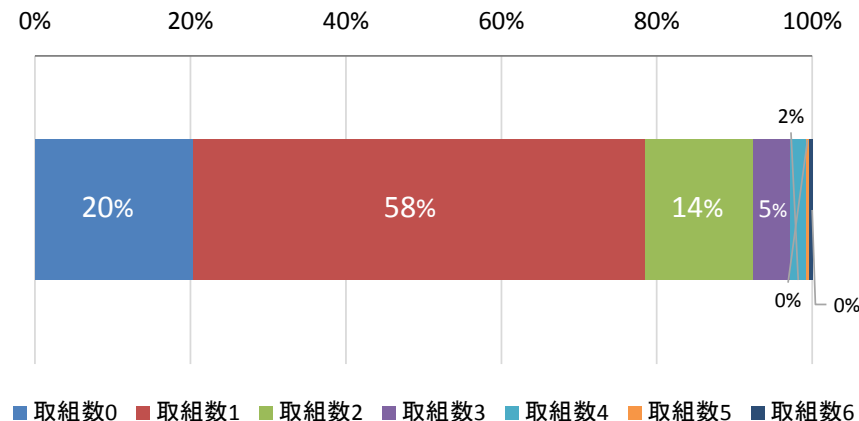
3) 資源向上支払(共同)で複数のテーマや取組を実施している対象組織数

- 農村環境保全活動では、「実践活動」において、2つのテーマに取り組んでいる対象組織の割合が43%と最も多く、このうち過半の対象組織が「生態系保全」と「景観形成・生活環境保全」に取り組んでいる。
- 多面的機能の増進を図る活動では、対象組織の58%が1つの取組のみを行っている。

農村環境保全活動(実践活動)において実施しているテーマ数の割合



多面的機能の増進を図る活動において実施している取組数の割合



調査対象 : 251組織

資料: 平成30年度活動実態調査より作成

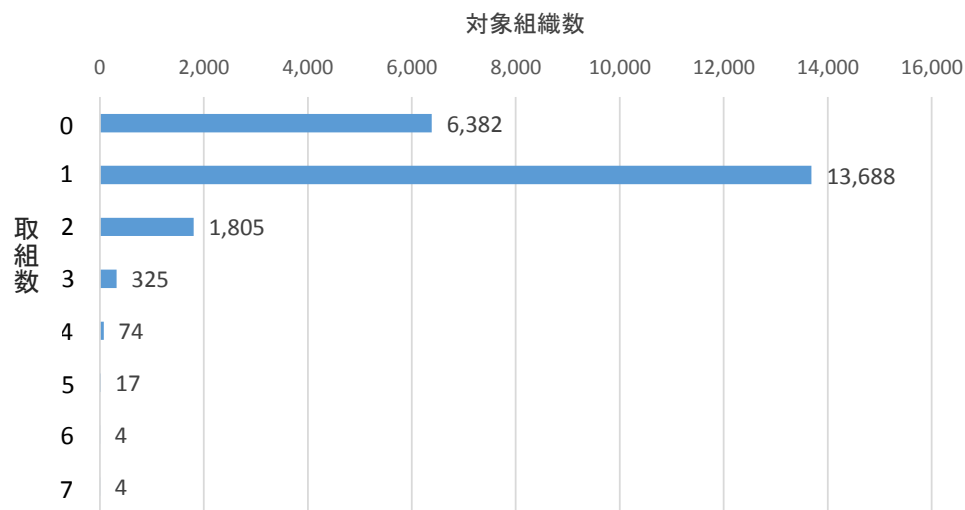
農村環境保全活動の選択テーマの組み合わせ(多い順)

- ・「生態系保全」「景観形成・生活環境保全」(27%)
- ・「水質保全」「景観形成・生活環境保全」(14%)
- ・「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」(12%)

4) 多面的機能の増進を図る活動に対する支援の仕組み

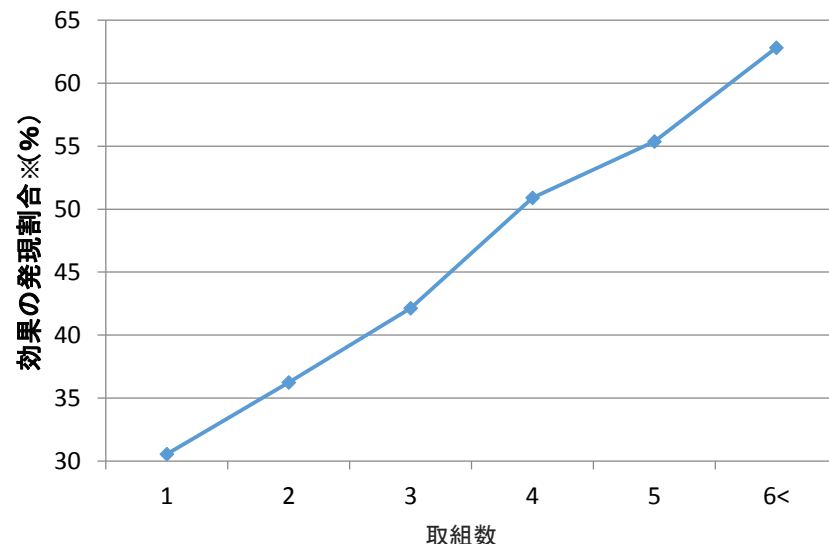
- 資源向上支払（共同）においては、多面的機能の増進を図る活動を実施しない場合、資源向上支払（共同）の交付単価を5/6に減額する仕組みとなっている。
- 資源向上支払（共同）に取り組む対象組織（22,299組織）のうち、15,917組織（約70%）で、多面的機能の増進を図る活動を実施。
- 対象組織が自己評価を行った結果、多面的機能の増進を図る活動への取組数が増えるにつれて、発現する効果も増加することを確認。
- 更に多面的機能を増進させるため、より多くの対象組織において多面的機能の増進を図る活動に取り組むとともに、取組数を増加させる必要。

多面的機能の増進を図る活動の実施状況



資料：平成29年度実施状況報告書より作成

多面的機能の増進を図る活動への取組数と効果の発現状況



※発現すべき効果14項目のうち、発現した効果の割合

資料：平成29年度対象組織自己評価結果より作成

多面的機能の増進を図る活動の取組の組み合わせ(多い順)

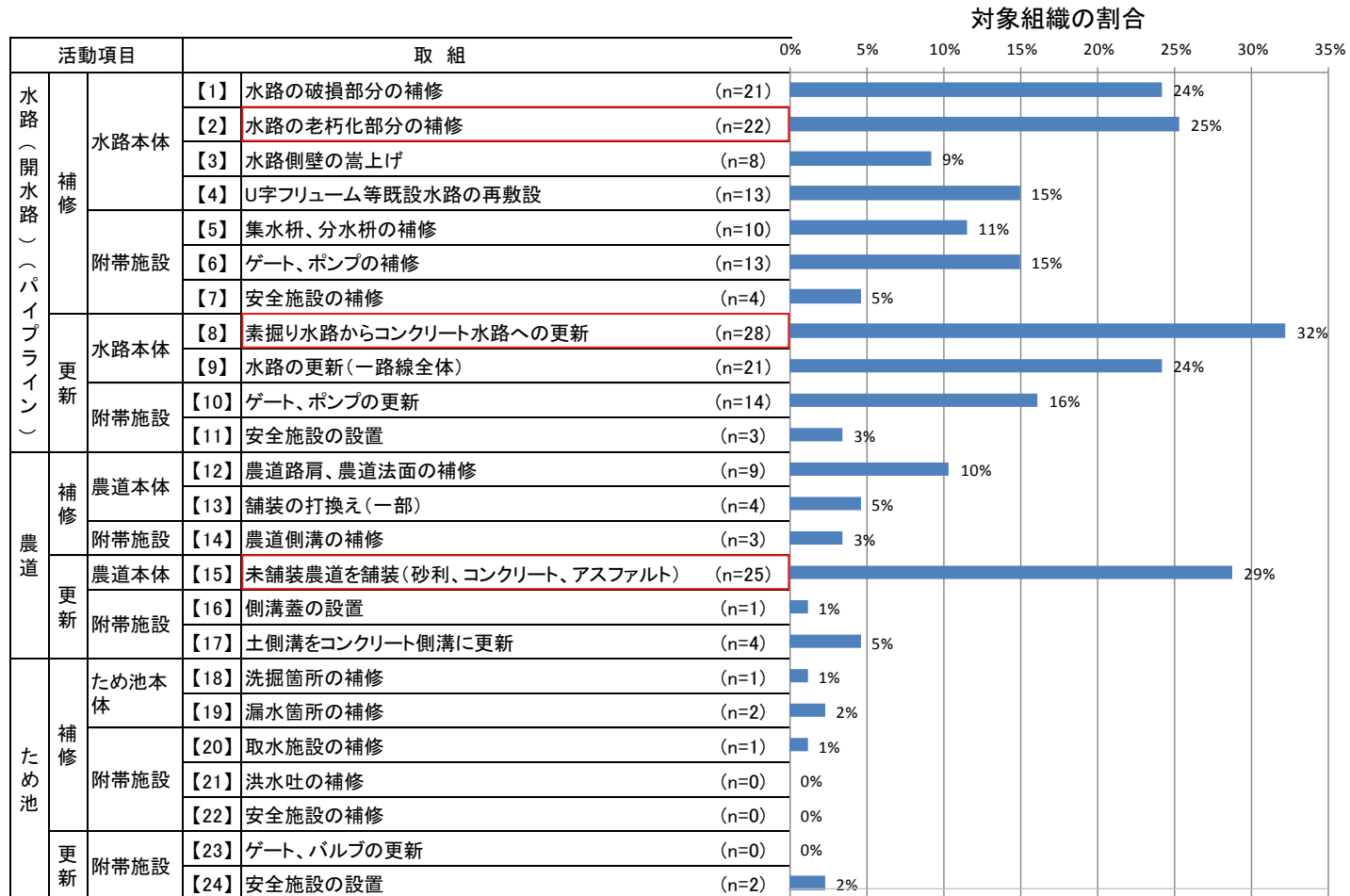
- ・「農地周りの共同活動の強化」「農村環境保全活動の幅広い展開」(373組織)
- ・「農地周りの共同活動の強化」「地域住民による直営施工」(216組織)

(4) 資源向上支払(長寿命化)

1) 現在実施中の取組

○ 資源向上支払(長寿命化)では、「素掘り水路からコンクリート水路への更新」が32%、「未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト)」が29%、「水路の老朽化部分の補修」が25%となっている。

現在実施中の取組(資源向上支払(長寿命化))



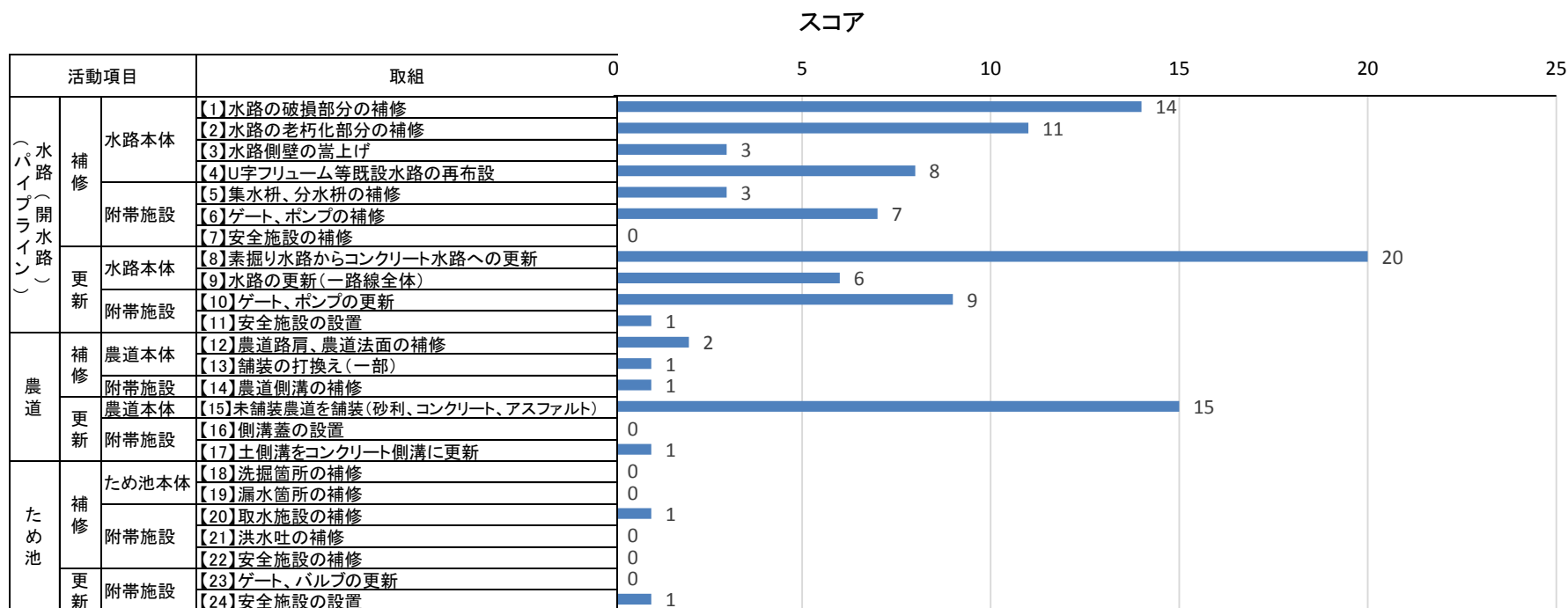
調査対象 : 89組織

資料: 平成30年度活動実態調査より作成

2) 取組別統合スコア

- 現在実施中の取組のうち、役立ったと思われる取組、あまり役に立たなかったと思われる取組、負担を感じている取組及びやめたい取組について、対象組織に聞き取り調査を行った結果を、統合スコア形式で整理したところ、スコアの高い取組は、「素掘り水路からコンクリート水路への更新」「未舗装農道を舗装」「水路の破損部分の補修」等であった。
- 「あまり役に立たなかった」「負担を感じている」「やめたい」という意見は少なく、マイナスとなった取組はなかった。

取組別統合スコア(資源向上支払(長寿命化))



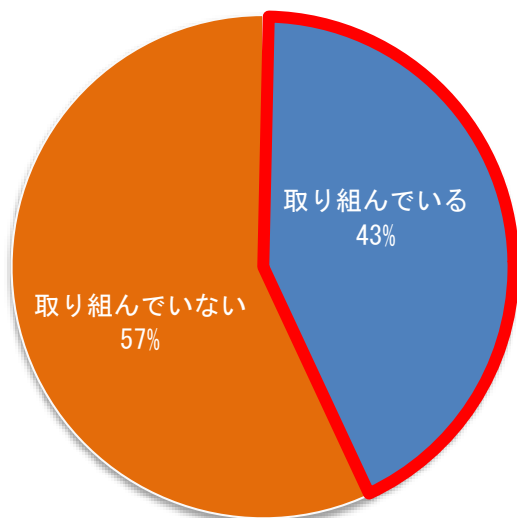
- 資源向上支払(長寿命化)の取組について、「役に立った」取組を+1点、「あまり役に立たなかった」取組を-1点、「負担を感じている」取組を-2点、「やめたい」取組を-3点、無回答を0点として統合スコアを集計した。

注:「役に立った」及び「あまり役に立たなかった」
取組は2つまで、「負担を感じている」
「やめたい」取組は2つまで選択

(5) 広報活動

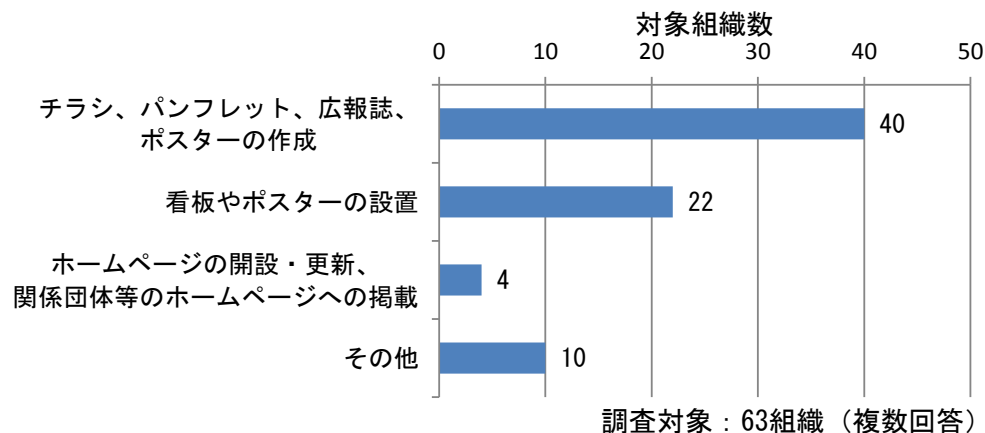
- 資源向上支払（共同）において、多面的機能の増進を図る活動として43%の対象組織が広報活動に取り組んでいる。
- 広報活動の内容としては、「チラシ、パンフレット、広報誌、ポスターの作成」が40組織と最も多い。
- こうした広報活動の成果として、広報活動を行った対象組織の約3割で構成員や活動への参加者が増加している。

広報活動への取組

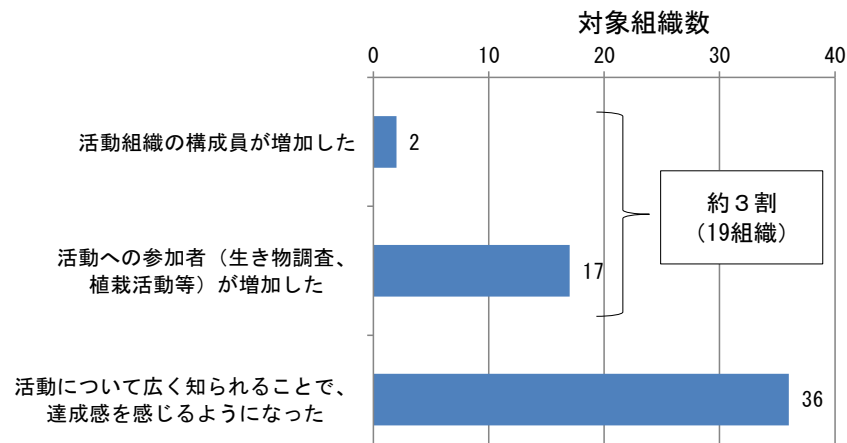


調査対象：147組織
平成30年度活動実態調査より作成

広報活動の内容



広報活動の成果



(6) 都道府県の特徴ある取組

- 都道府県が策定する要綱基本方針において、地域の多様な実態を踏まえた取組として、「雪害防止」、「水路やため池への転落防止のための安全施設の管理」などが位置付けられている。

活動区分		施設又はテーマ	取組概要	都道府県
農地維持活動	基礎的保全活動	農用地、水路、農道、ため池	農地維持活動のみ取り組む場合は、生態系保全のための維持管理方法を取り入れる。	栃木
		水路、ため池	転落防止のための安全施設の管理	岩手、東京、長野、鳥取、岡山、徳島、沖縄
		農用地、農道、水路	急激な融雪や積雪による施設の被害を防止するための雪対策	青森、岩手、秋田、山形、福島、新潟、富山
資源向上活動 (共同)	軽微な補修	水路、ため池	転落防止のための安全施設の補修	青森、岩手、宮城、福島、奈良、鳥取、島根、徳島、愛媛、宮崎、鹿児島、沖縄
		農用地、水路	急激な融雪や積雪による施設の被害を防止するための雪対策	北海道
	農村環境保全活動	資源循環	地域内で発生する果樹剪定枝等のたい肥化や農道等の路面材としてのチップ化	山形、山梨
		生態系保全	生態系保全の取組を必ず実施する	栃木、滋賀
		水質保全	水質保全の取組を必ず実施する	滋賀
		景観形成・生活環境保全	遍路道に関連した施設への植栽等を積極的に取り組む	香川
資源向上活動 (長寿命化)	—	水路	生態系に配慮した施設への更新	群馬、滋賀、沖縄
		—	農業農村整備事業が未実施又は予定していない施設であることを条件化	北海道、秋田
		水路	機能診断によって最も劣化の進行している施設の割合の高い地区から優先的に実施	滋賀

※要綱基本方針において、必須としている取組については、都道府県名に下線を引いて示した。

※本表は主な特色ある取組をまとめたものであり、すべての取組を示すものではない。

4 実施時間

- 交付単価は、基準となる基礎的な保全活動に要する実施時間※¹を基に、国、地方、農業者の役割分担を踏まえ設定。
- 平成30年度に498組織※²を対象として実施した調査では、10a 当たりの実施時間（施設の長寿命化のための活動を除く）は、都府県の田が主である場合は、6.7時間、畑で4.1時間であり、それぞれ単価設定時に想定した基準実施時間以上となっている。

実施時間の実績

ア. 都府県の田※³



イ. 都府県の畑※⁴



※¹: 水路の草刈り・泥上げ等の基礎的な保全活動に要する10a当たりの実施時間

※²: 平成27年度に多面的機能支払交付金に取り組んだ28,691組織（活動の重複を除く組織数）を母数として、統計分析における標本調査法の手法を用いて算出した分析に必要な調査標本数。

※³: 田が主な対象農用地である対象組織の実績

※⁴: 畑が主な対象農用地である対象組織の実績

(参考) 単価表 (単位: 円/10a)

	都府県		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※ ¹ 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※ ^{2, 3} 〔施設の長寿命化のための活動〕
田	3,000 ※ ⁵	2,400	4,400
畑※ ⁴	2,000	1,440	2,000
草地	250	240	400

北海道		
①農地維持支払	②資源向上支払 ※ ¹ 〔地域資源の質的向上を図る共同活動〕	③資源向上支払 ※ ^{2, 3} 〔施設の長寿命化のための活動〕
2,300 ※ ⁵	1,920	3,400
1,000	480	600
130	120	400

[農地・水保管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※¹: ②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※²: 水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※³: ①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田: 4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※⁴: 樹園地を含む

※⁵: 事業計画期間中に田を畑地化する場合、当該期間中においては、農地維持支払の交付単価は田の単価を適用

5 対象農用地・対象組織

(1) 対象農用地

- 都道府県知事は、農業生産の継続性、多面的機能の発揮の促進を図ることの効果や必要性等を踏まえて、農振農用地以外にも生産緑地内の農地、条例等により適正な保安全管理が図られている農用地等を対象農用地として定めている。
- 2,216の対象組織が約12千haの農振農用地以外の農地において、農地維持支払により地域資源の基礎的な保全活動を実施しており、平成29年度は約1.4億円（国費）を交付している（試算）。
- 農振農用地以外を対象農用地においても、農地維持支払の基礎的な保全活動に取り組むことにより、多面的機能が維持・発揮されている。一方で、資源向上支払の対象農用地とはなっていないため、水路等の老朽化の進行により施設の機能が低下すると、条例等が目的としている農産物の供給等の機能が十分に発揮されなくなり、多面的機能の維持・発揮にも支障を及ぼす恐れ。

農振農用地以外を対象農用地としている面積及び対象組織数

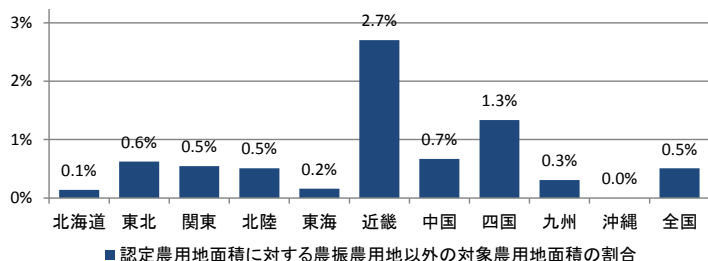
【平成29年度】

	農地維持支払の 認定農用地面積 (千ha)	農振農用地以外 の対象農用地面積 (千ha)	農地維持支払に 取り組む対象組織数 (組織)	農振農用地以外 の対象農用地を含む 対象組織数(組織)
北海道	780	1.1	853	51
東北	439	2.7	5,866	579
関東	200	1.1	3,420	116
北陸	223	1.1	3,415	244
東海	84	0.1	1,687	16
近畿	121	3.3	3,978	802
中国	93	0.6	3,045	166
四国	50	0.7	1,403	119
九州	254	0.8	4,573	123
沖縄	22	0.0	50	0
全国	2,266	11.5	28,290	2,216

※平成29年度の交付額（国費）の試算額 約1.4億円

例）都府県の田 7.1千ha × 1,500円/10a = 約1.1億円

（農地維持支払の
交付単価（国費））



資料：平成29年度実施状況報告書より作成

農振農用地以外で都道府県知事が定める農用地の例

- ・ 新鮮で安全安心な農産物を供給する農用地。
（農振農用地以外を対象農用地では約225億円の農業生産が行われていると試算）
- ・ 良好な都市環境の創造、心安らぐ景観の形成等、多様な公益的機能を発揮している農用地。

条例等において規定しており、今後とも維持していく必要



農用地を維持していく上での課題

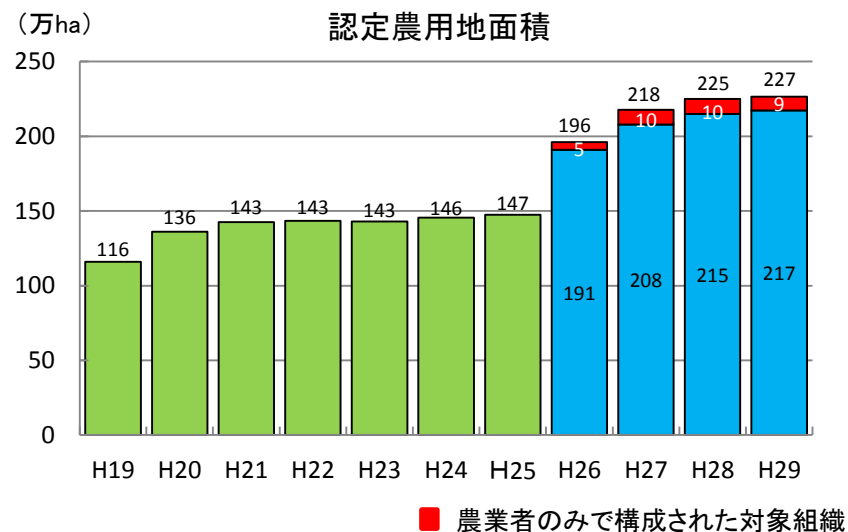
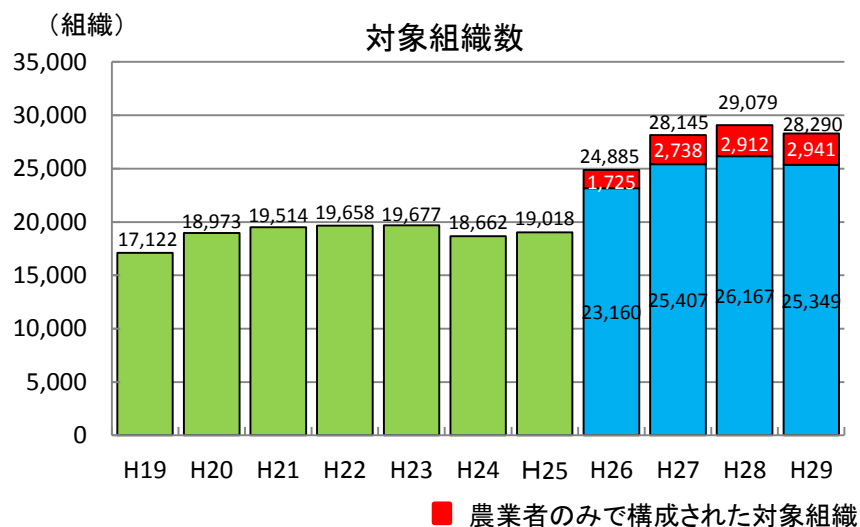
- ・ 農地維持支払で農地周りの草刈や泥上げ等の基礎的な保全活動により、施設を維持しているが、水路等の老朽化が進行しており、補修や更新が必要な状況。
- 条例等が目的としている農産物の供給等の機能が十分に発揮されなくなり、多面的機能の維持・発揮にも支障を及ぼす恐れ



(2) 対象組織

- 本交付金においては、農地維持支払及び資源向上支払（長寿命化）は、農業者のみで構成された対象組織でも取組を可能としている。
- 平成29年度では、農地維持支払に取り組む農業者のみで構成された対象組織は、2,941組織（対象組織全体の約10%）であり、約9.3万ha（認定農用地面積全体の約4%）の農用地で取り組まれている。

農地維持支払に取り組む農業者のみで構成された対象組織



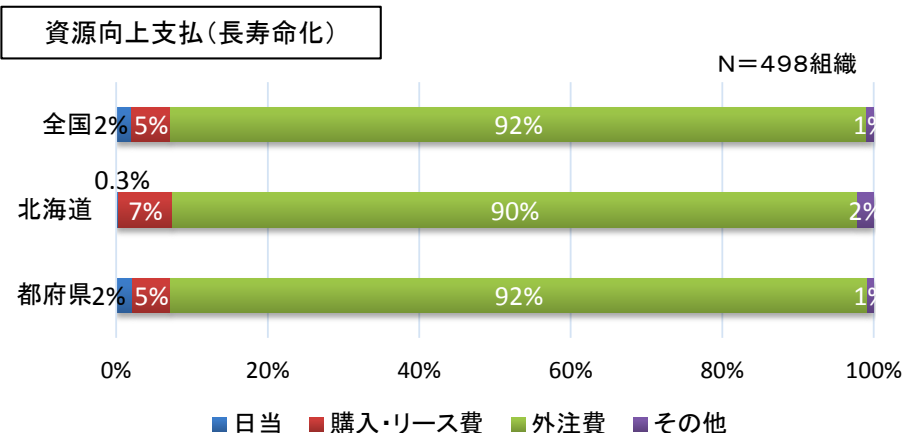
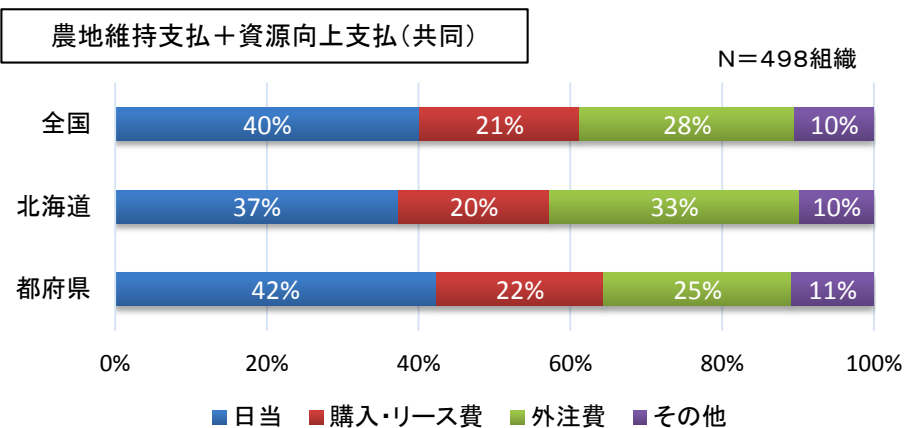
資料：平成29年度市町村実態調査より作成

6 交付金の執行

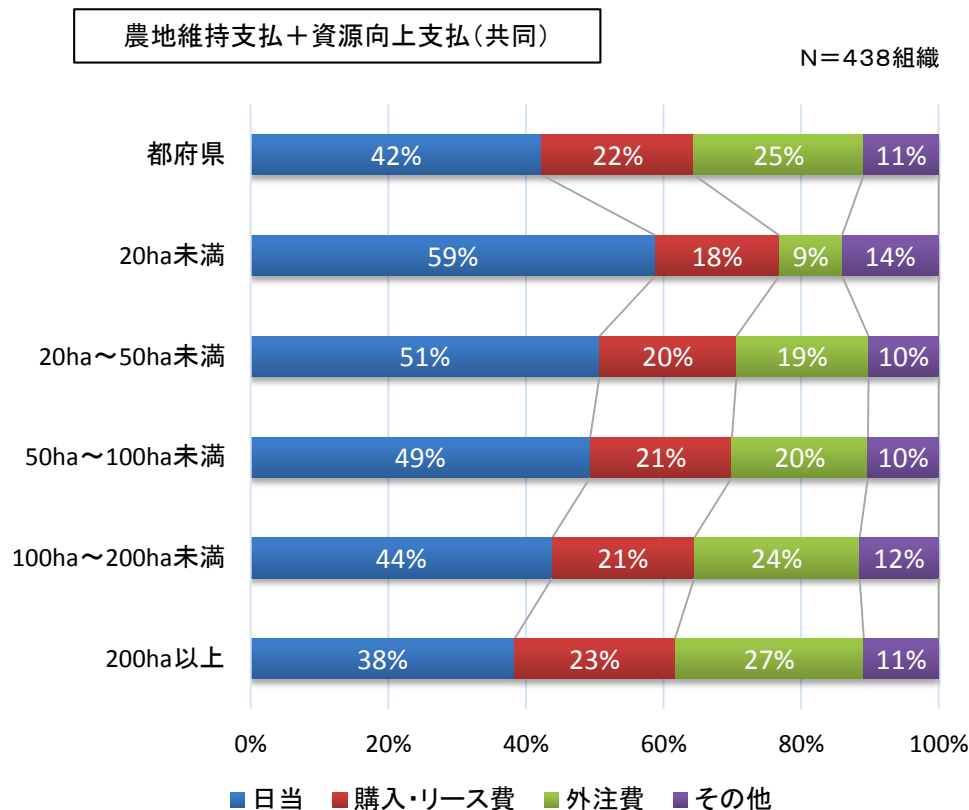
(1) 費目別の執行状況

- 平成30年度に498組織を対象として実施した調査結果では、農地維持支払及び資源向上支払（共同）の交付金の使途については、参加者に対する「日当」が40%、「外注費」が28%、「購入・リース費」が21%となっている。
- このうち、北海道を除く都府県について面積規模別に見ると、規模が大きくなるほど「外注費」の割合が高く、規模が小さいほど「日当」の割合が高くなっている。
- また、資源向上支払（長寿命化）の交付金の使途については、「外注費」が北海道は90%、都府県が92%、「購入・リース費」がそれぞれ7%、5%となっている。

使途費目別の割合



面積規模別の使途費目別割合（都府県）

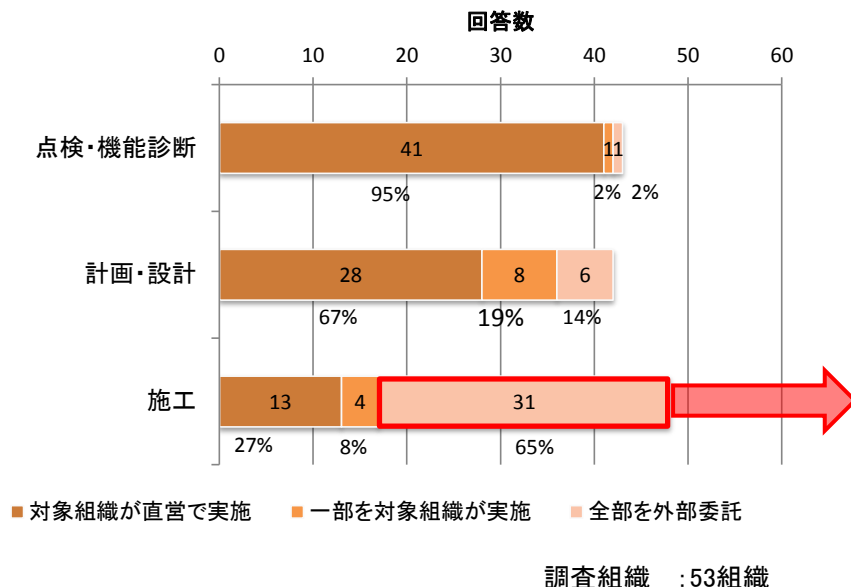


(2) 直営施工及び外部委託の状況

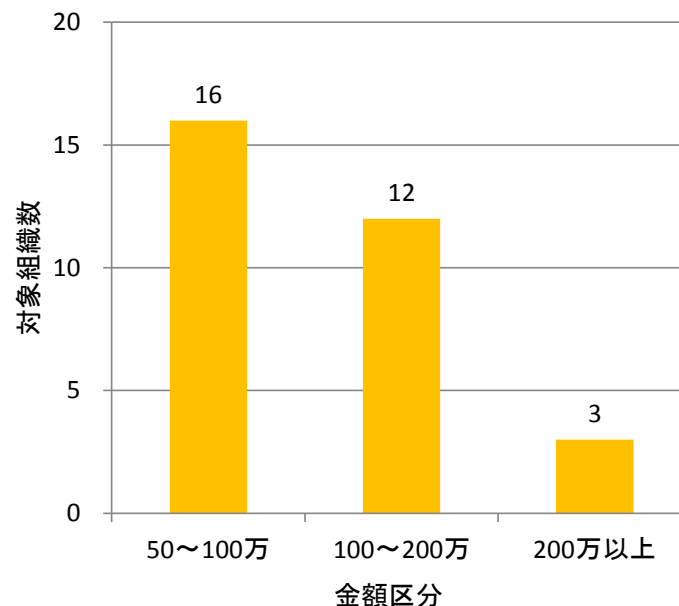
1) 資源向上支払(共同)における施設の軽微な補修(50万円以上の取組)

- 50万円以上の「施設の軽微な補修」における「点検・機能診断」「計画・設計」「施工」の各段階における直営施工・外部委託の状況を見ると、「点検・機能診断」は、95%の対象組織が自ら直営で実施している。
- 「計画・設計」では、直営で実施している対象組織が67%、一部を直営で実施している対象組織が19%、全部を外部委託している対象組織が14%となっている。
- 「施工」では、全部を外部委託している対象組織が65%となっており、一部を直営で実施している対象組織8%を含めると、回答のあった対象組織のうち73%が外部委託している。
- 「施工」における外部委託金額を見ると、「50万円以上100万円未満」が16組織、「100万円以上200万円未満」が12組織、「200万円以上」が3組織となっている。

直営施工・外部委託の状況

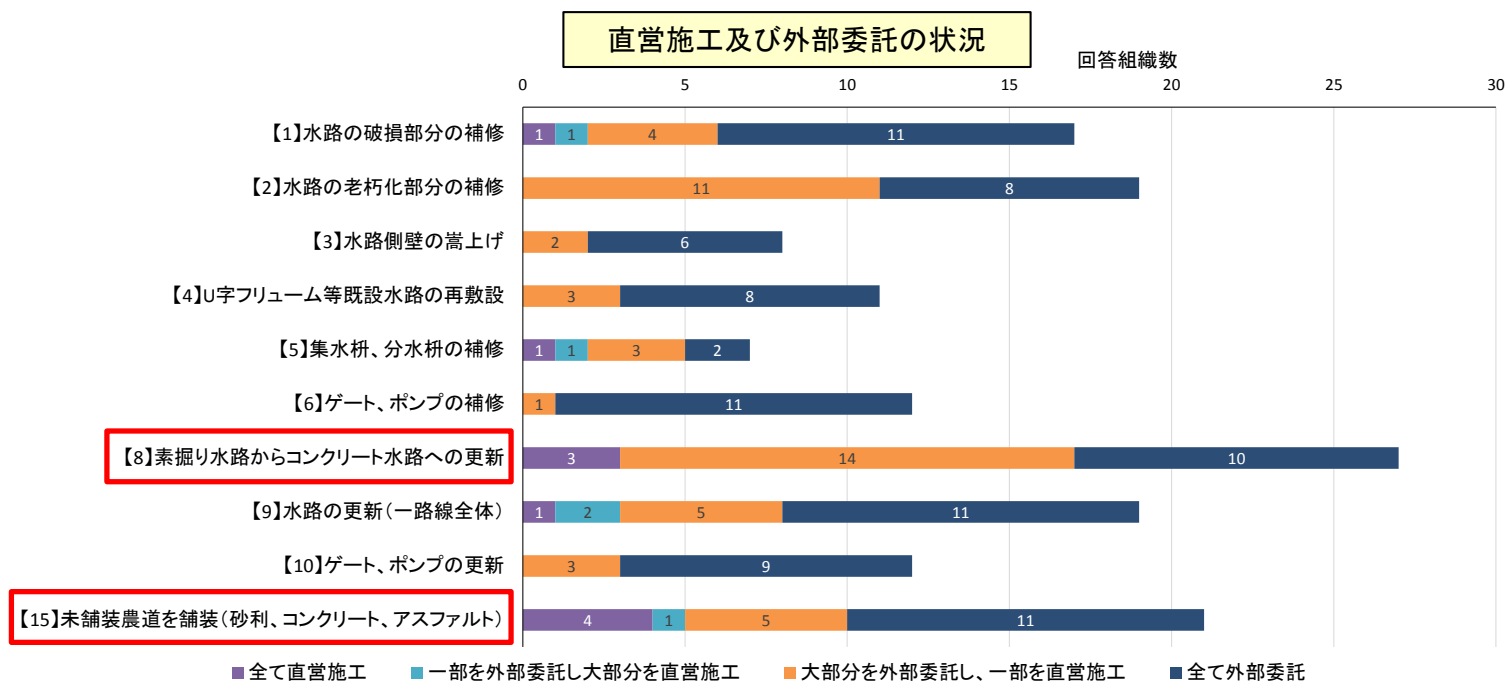
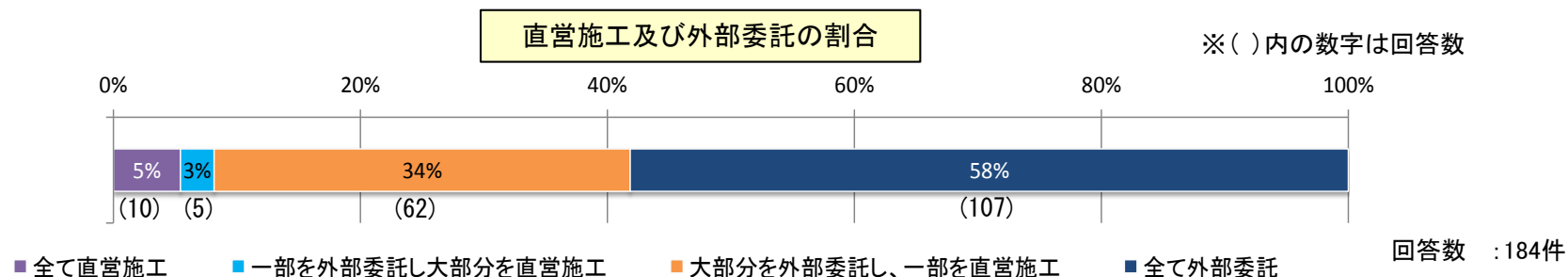


外部委託の金額区分別対象組織数



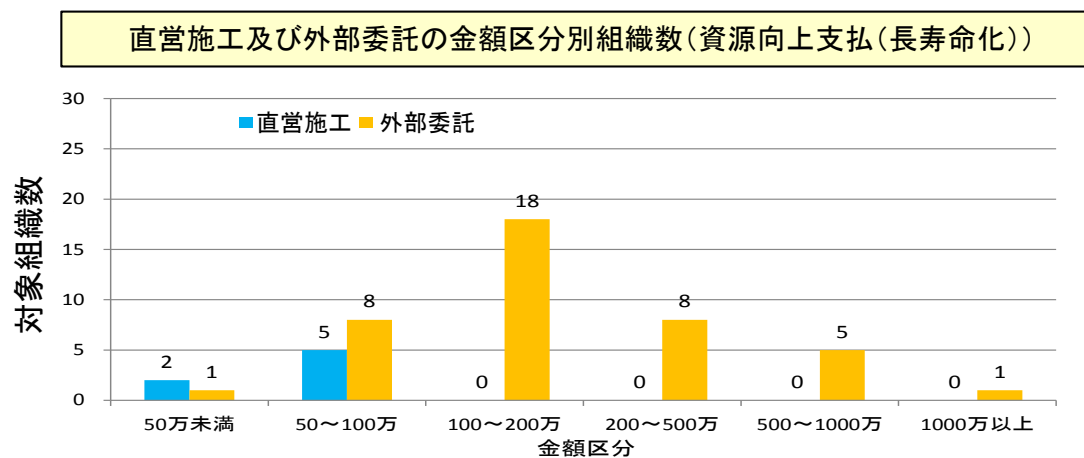
2) 資源向上支払(長寿命化)(1/2)

- 資源向上支払（長寿命化）における直営施工及び外部委託の実施状況を見ると、回答のあった184件の工事のうち、「全て外部委託」した工事が107件（58%）、「大部分を外部委託し、一部を直営施工」した工事が62件（34%）となっている。多くの工事が「外部委託」により行われており、直営施工が困難となっている状況が見てとれる。
- 取組別に見ると、「素掘り水路からコンクリート水路への更新」と「未舗装農道を舗装」については、全て直営施工で実施している対象組織が見られるものの、その他の取組については、外部委託での実施がほとんどとなっている。

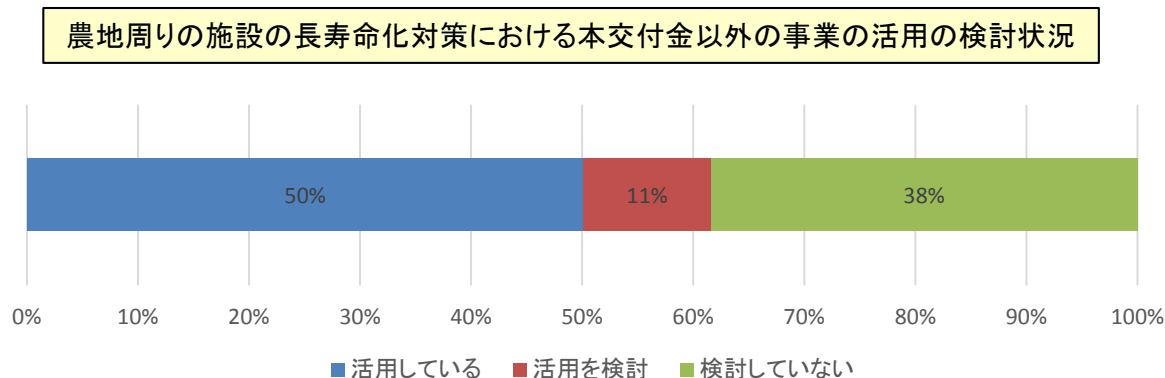


2) 資源向上支払(長寿命化)(2/2)

- 資源向上支払(長寿命化)において、直営施工又は外部委託を行っている取組を工事1件当たりの金額別に見ると、直営施工が行われているのは、50～100万円の区分となっている。
- 100万円以上の工事は、全て外部委託が行われており、「100～200万円」の工事を行っている対象組織が最も多く(18組織)、続いて、「200～500万円(8組織)」「50～100万円(8組織)」の工事を行っている対象組織が多かった。200万円以上の長寿命化対策を外部委託している対象組織数は14組織あり、この中には工事1件当たり1,000万円以上の工事を外部委託している対象組織もあった。
- 農地周りの施設の長寿命化対策に当たっては、62%の市町村で他事業の活用や検討が行われているが、38%の市町村では検討されていない。
- 資源向上支払(長寿命化)で実施する工事は上限額等の要件はないものの、他の長寿命化対策に係る事業の活用も考慮し、適切に事業の選択を行う必要がある。



対象工事 : 48件
資料 : 平成30年度活動実態調査
より作成



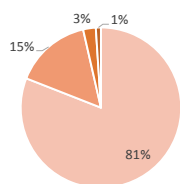
調査対象 : 341市町村
資料 : 平成30年度活動実態調査
より作成

(3) 長寿命化対策の課題

- 資源向上支払（長寿命化）の要望が多い中、以下のような例が見られる。
 - ・ 規模の大きい対象組織では、他事業でも対応できるような比較的規模の大きな整備が実施されている。
 - ・ 規模の小さい対象組織では、発注事務への対応等の課題により、長寿命化対策への取組がなされていない場合もある。
 - ・ 加えて、技術面においては、長寿命化工法が適用されていない事例もある。
- 一連の農業水利システムの一貫した長寿命化対策を行うために、他事業と役割分担するとともに、都道府県等の技術的指導を受け、より効果的・効率的に実施する必要。

【比較的規模の大きな整備の実施状況】

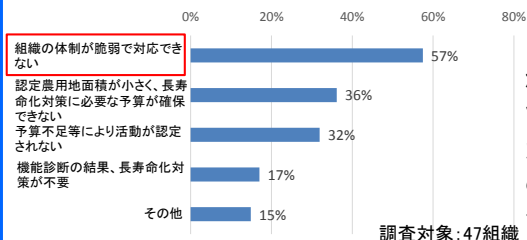
1件あたりの整備規模(実施件数ベース)



資源向上支払（長寿命化）による整備の規模は、一部の対象組織において、比較的規模の大きな整備を実施している

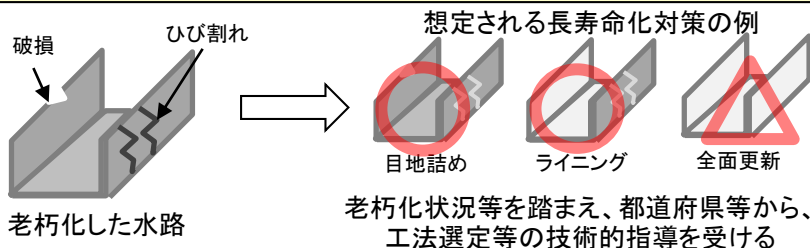
調査対象: 588件

【小さな対象組織が長寿命化に取り組めていない理由】

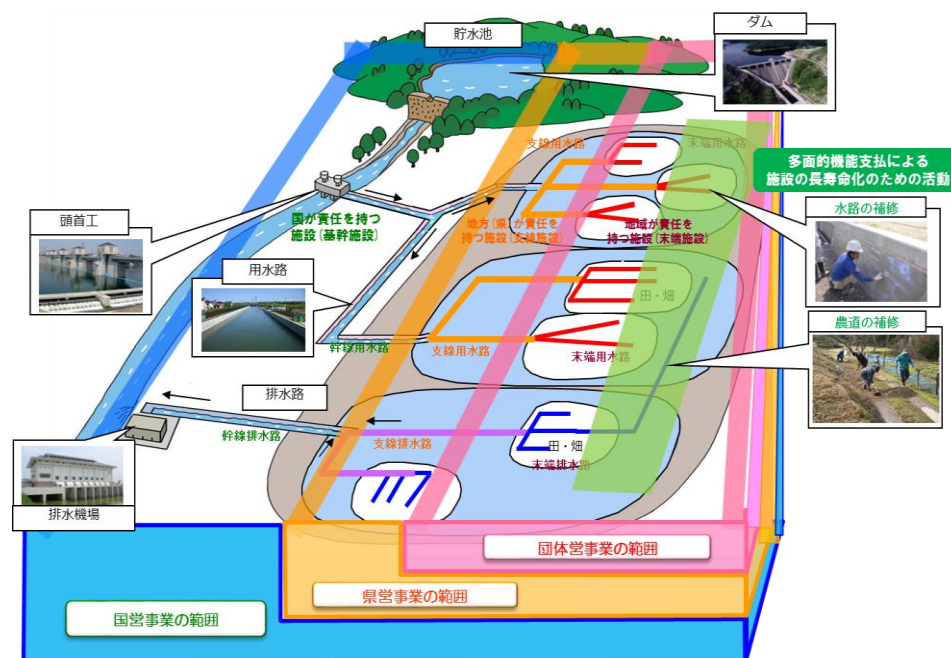


50ha以下の規模の小さな対象組織への聞き取りでは、約6割の対象組織が、体制が脆弱であるため、資源向上支払（長寿命化）に取り組めないと回答

【技術的助言による効果的な長寿命化対策の実施イメージ】



一連の農業水利システムのうち多面的機能支払による長寿命化対策の対象イメージ



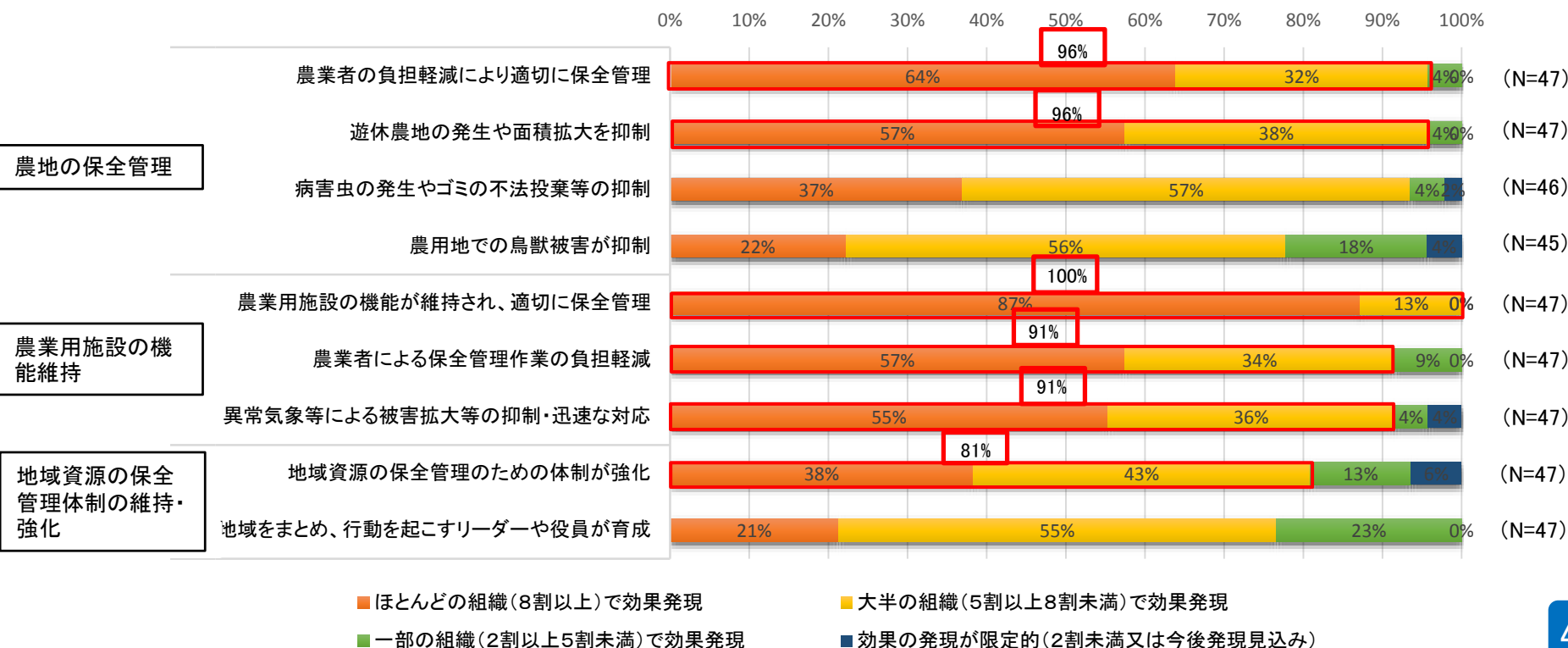
(参考1) 都道府県における中間評価

(1) 効果の発現状況

① 地域資源の保全管理

- 都道府県の第三者委員会は、多面的機能支払交付金実施要綱に基づき、ア) 交付金の実行状況の点検、イ) 活動組織の取組の評価等を行うことを目的として、都道府県単位で設置されている。
- 各都道府県において、農地の保全管理については、「農業者の負担軽減により適切に保全管理」(96%)、「遊休農地の発生や面積拡大を抑制」(96%)などの効果が評価されている。
- また、農業用施設の機能維持については、「農業用施設の機能が維持され、適切に保全管理」(100%)、「農業者による保全管理作業の負担軽減」(91%)、「異常気象等による被害拡大等の抑制・迅速な対応」(91%)の効果が評価されている。

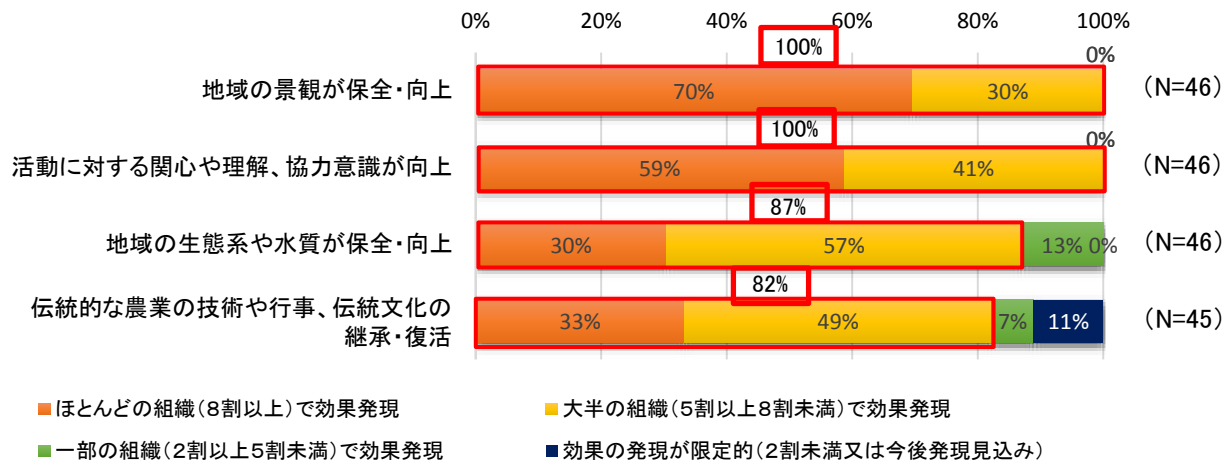
地域資源の保全管理に関する評価



② 農村環境の保全・向上

- 農村環境の保全・向上については、「地域の景観が保全・向上」（100%）や「活動に対する関心や理解、協力意識が向上」（100%）の効果が評価されている。
- また、「地域の生態系や水質の保全・向上」（87%）、「伝統的な農業の技術や行事、伝統文化の継承・復活」（82%）の効果も評価されている。
- 具体的には、「活動を通じ、景観に対する地域住民の意識が高まり、草刈りやゴミ拾いの活動への参加者も増加」「地域の固有種の育成、伝統的行事に対する若者の継承意識が向上」などの効果が評価されている。

農村環境の保全・向上に関する評価



■ 評価例

【意識の高まりと活動参加者の増加】

- ・ 活動を通じ、景観に対する地域住民の意識が高まり、草刈りやゴミ拾いの活動への参加者も増加 (北海道)。

【地域に応じた取組と若者等の意識が向上】

- ・ 静岡固有種の育成、伝統行事に対する若者の継承意識が向上 (静岡県)。

【地域住民との協働による景観保全】

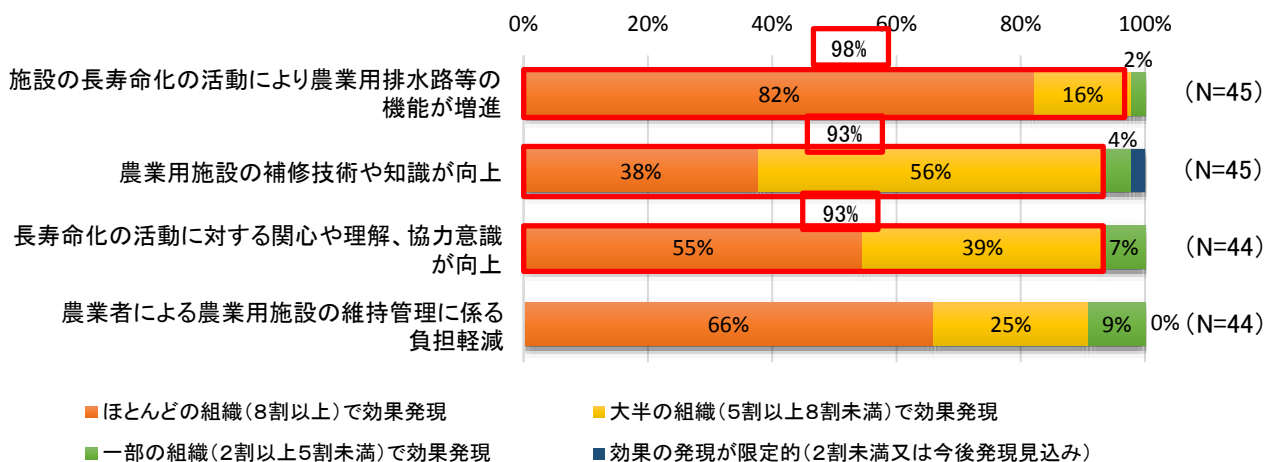
- ・ 生産緑地や市街化調整区域の農地においても花の植栽等による景観保全を実施しており、地域住民の活動に対する関心や理解が向上 (大阪府)。

※ 大阪府は、農地維持支払の活動で、資源向上支払 (共同) 【「施設の軽微な補修」を除く。】の取組を行うことを要件にしている。

③ 農業用施設の機能増進

- 農業用施設の機能増進については、「施設の長寿命化の活動により農業用排水路等の機能が増進」（98%）、「農業用施設の補修技術や知識が向上」（93%）、「長寿命化の活動に対する関心や理解、協力意識が向上」（93%）などの効果が評価されている。
- 具体的には、「施設の長寿命化により、高い知識や技術をもった構成員が育成され、高度な施工管理を実施し、施設の維持管理労力の低減につながっている」「地域関係者自らが農業用施設の機能診断を行い補修・更新を計画することにより、地域の実情や緊急度に応じた適切な改良が実施されていることから、施設維持管理労力が大幅に軽減されている」など、農業用施設の機能増進の効果が評価されている。

農業用施設の機能増進に関する評価



■ 評価例

【構成員の技能向上による維持管理労力の低減】

・ 施設の長寿命化により、高い知識や技術をもった構成員が育成され、高度な施工管理を実施し、施設の維持管理労力の低減につながっている(青森県)。

【施設の整備など目に見える成果が発揮】

・ 長寿命化の活動は約3割の組織で実施されているが、知識や意識の向上にとどまらず、大半の実施組織で農業用排水路等の機能の増進や日常管理にかかる負担の軽減といった目に見える成果が出ている(和歌山県)。

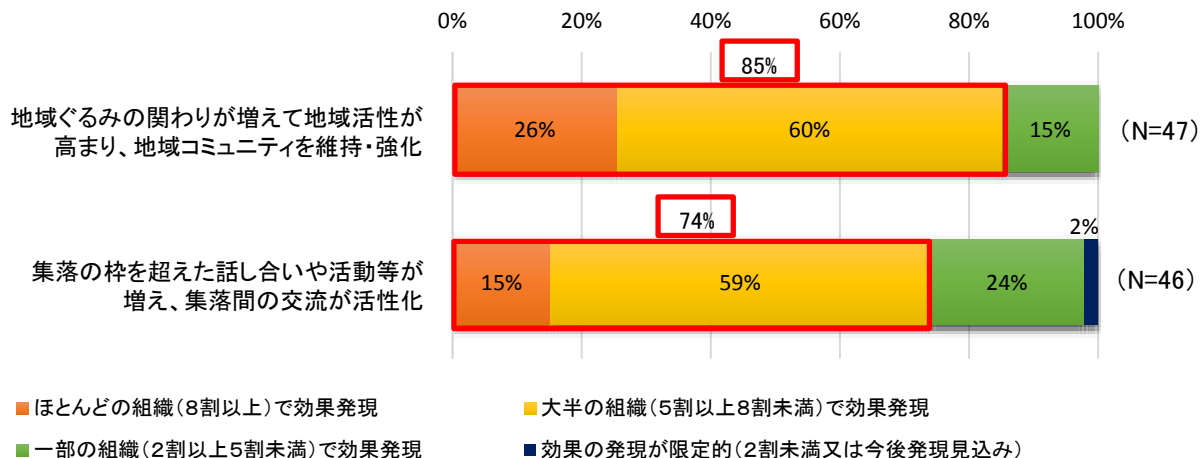
【地域の実情等に応じた適切な改良の実施】

・ 地域関係者自らが農業用施設の機能診断を行い補修・更新を計画することにより、地域の実情や緊急度に応じた適切な改良が実施されていることから、施設維持管理労力が大幅に軽減されている(山口県)。

④ 農村地域の活性化

- 農村地域の活性化については、「地域ぐるみの関わりが増えて地域活性化が高まり、地域コミュニティの維持・強化」（85%）、「集落の枠を超えた話し合いや活動等が増え、集落間の交流が活性化」（74%）などの効果を評価されている。
- 具体的には、「景観形成のための植栽活動に、多様な主体が参加することで地域コミュニティの維持、強化につながっている」「遊休農地等を活用した植栽など、小学校、老人会等と連携して実施することにより、地域内の連携強化や世代間交流が盛んになっている」など、農村地域の活性化の効果が評価されている。

農村地域の活性化に関する評価



■ 評価例

【土地持ち非農家の参加の増加】

・ 活動組織設立前と設立後の活動及び設立後から現在まで、いずれも全体的に参加者数が増加しているが、特に土地持ち非農家の参加が最も増加している(茨城県)。

【多様な主体の参加による地域コミュニティの維持・強化】

・ 景観形成のための植栽活動に、育成会や老人会、地域住民など多様な主体が参加することで地域コミュニティの維持、強化につながっている。(長野県)。

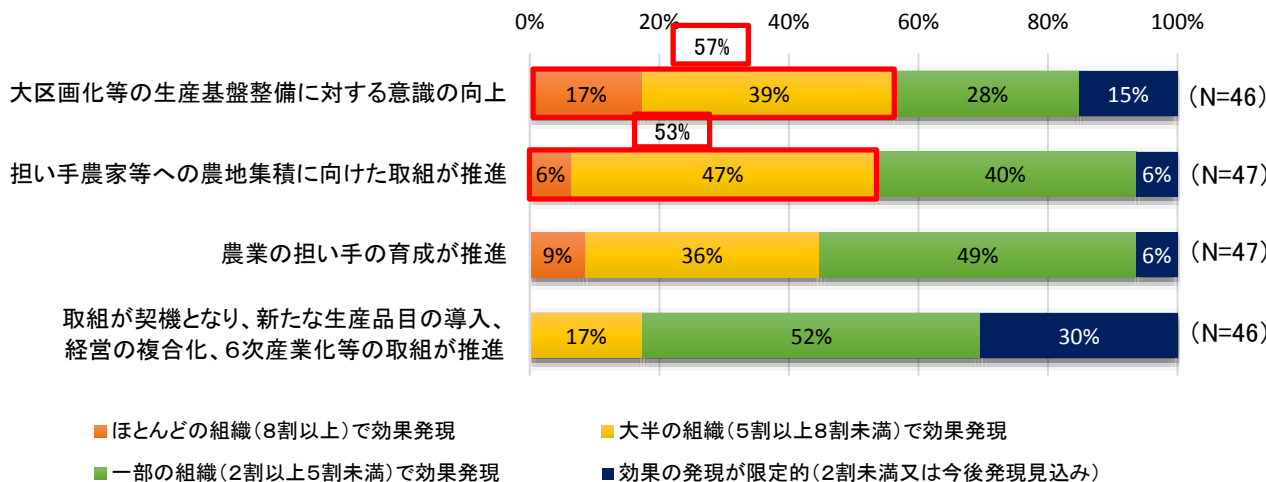
【地域内の連携や世代間交流が活性化】

・ 遊休農地や畦畔等を活用した植栽や生き物調査などの環境活動を小学校、老人会等と連携して実施することにより、地域内の連携強化や世代間交流が盛んになっている(徳島県)。

⑤ 構造改革の後押し等地域農業への貢献

- 構造改革の後押し等地域農業への貢献については、「大区画化等の生産基盤整備に対する意識の向上」（57%）、「担い手農家等への農地集積に向けた取組が推進」（53%）などの効果が評価されている。
- 具体的には、「担い手以外の農家が草刈り隊を結成し、担い手農家の畦畔の草刈りを支援するなど、構造改革を後押しする取組が見られる」「土地改良区を核とした広域化により、農業用施設の維持管理と営農活動との連携が図られ、担い手への負担軽減が促進」など、構造改革の後押し等の効果が評価されている。

構造改革の後押し等地域農業への貢献に関する評価



■ 評価例

【担い手農家の負担軽減】

・ 担い手以外の農家が草刈り隊を結成し、担い手農家の畦畔の草刈りを支援するなど、構造改革を後押しする取組が見られる(長野県)。

【農地の利用集積や集落営農組織化への寄与】

・ 農地の利用集積に向けた取組や農業生産基盤整備の実施に向けた取組については、大半の組織で本交付金の取組が役立っていることが確認できた。また、集落営農組織の設立や設立を検討している組織において、7割程度が役立っていると回答しているため、農業の担い手が育成されていると考えられる(愛知県)。

【土地改良区を核とした広域化の進展】

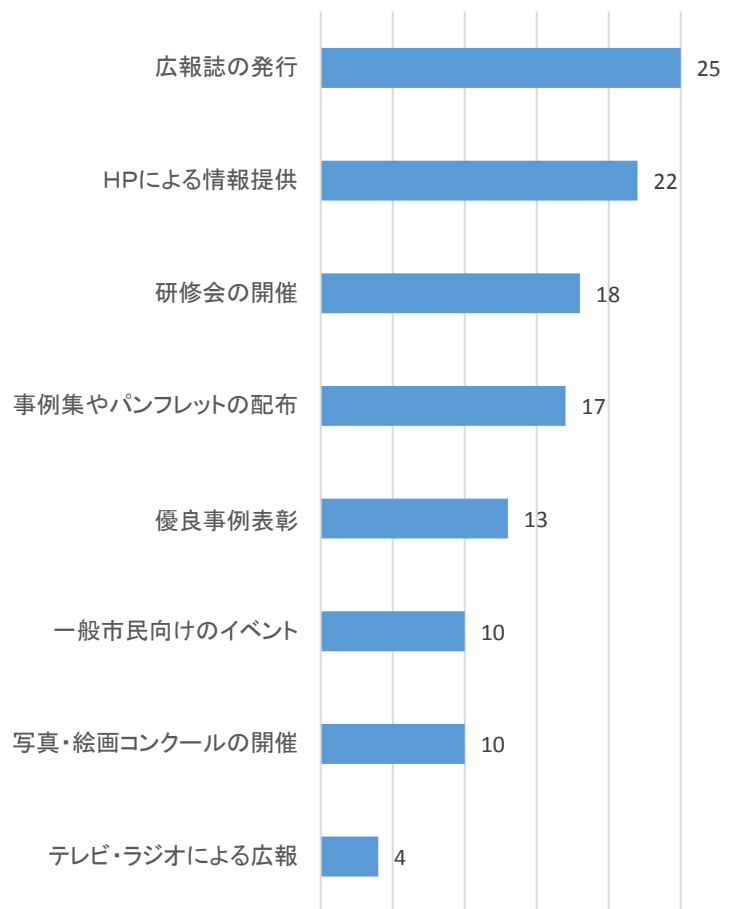
・ 土地改良区を核とした広域化により、農業用施設の維持管理と営農活動との連携が図られ、担い手への負担軽減が促進(山口県)。

(2) 地域資源の保全活動に関する普及・啓発

- 各都道府県においては、地域資源の保全活動に関する普及・啓発のため、広報誌の発行、HPによる情報提供、研修会の開催、事例集やパンフレットの配布、一般市民向けのイベントなどが行われている。
- テレビやラジオ等マスコミと連携した広報、イメージキャラクターの作成など、多様な取組も見られる。

主要な普及・啓発活動

※複数回答可



広報誌の発行

- ・ 活動組織や地域住民に向けた情報マガジン、県民向け広報誌への特集掲載、協議会などより、季刊誌などによる情報発信
- ・ 多い県では、月1回広報関係資料を発行(延べ発行部数は、1,000～86,000部)

HPによる情報提供

- ・ 事業PR、活動組織や優良事例の紹介、研修会やコンテストの案内、活動組織へのお知らせ、各種様式・手引き・参考資料等の掲載 など

研修会の開催

- ・ 基調講演、優良事例紹介、写真・絵画コンテストの展示、事業説明(事務処理、広域化事例、構想策定方法)、技術紹介(補修技術、省力化管理手法)、農産物の栽培・収穫体験 など
- ・ 参加者数は、100～2,300人

事例集やパンフレットの配布

- ・ 優良事例集や事業PRパンフレット・リーフレット・チラシの配布
- ・ 延べ発行部数は、1,000～50,000部

一般市民向けのイベント

- ・ 各種イベントでの多面支払ブースの設置、パネルや写真コンテストの展示、パンフレットの配布、活動組織の出店(地域の特産・加工品等の販売) など
- ・ 来場者数は、400～120,000人

テレビ・ラジオによる広報

- ・ 県内民放局による県政番組を通じ、多面的機能支払制度と組織の活動状況を紹介
- ・ 県、県内民放局並びに各関係団体が協力して、多面的機能の発揮や地域資源の大切さをPRするためのテレビ番組を制作 など

(参考2) 対象組織の自己評価及び市町村評価

1 対象組織による自己評価と市町村評価の概要

<目的>

多面的機能支払交付金における、農地維持支払の「**地域資源の適切な保全管理のための推進活動**」と資源向上支払(共同活動)の「**多面的機能の増進を図る活動**」が効果的かつ効率的に実施されるように、市町村が活動組織に対して、当該活動の実施状況や成果、活動による地域の変化等を評価(以下「自己評価」という。)し、報告することを求めるとともに、市町村は当該活動を客観的に評価(以下「市町村評価」という。)し、必要に応じて指導・助言を行うこととしている。(平成28年度から導入)

自己評価

交付金の活動開始から**2年目及び4年目の活動組織**が当該活動の実施状況や成果、活動による地域の変化等について自己評価する。



提出



指導・助言

市町村評価

「市町村の判断基準のガイドライン」に基づいて、自己評価実施組織を評価する。

自己評価実施組織数

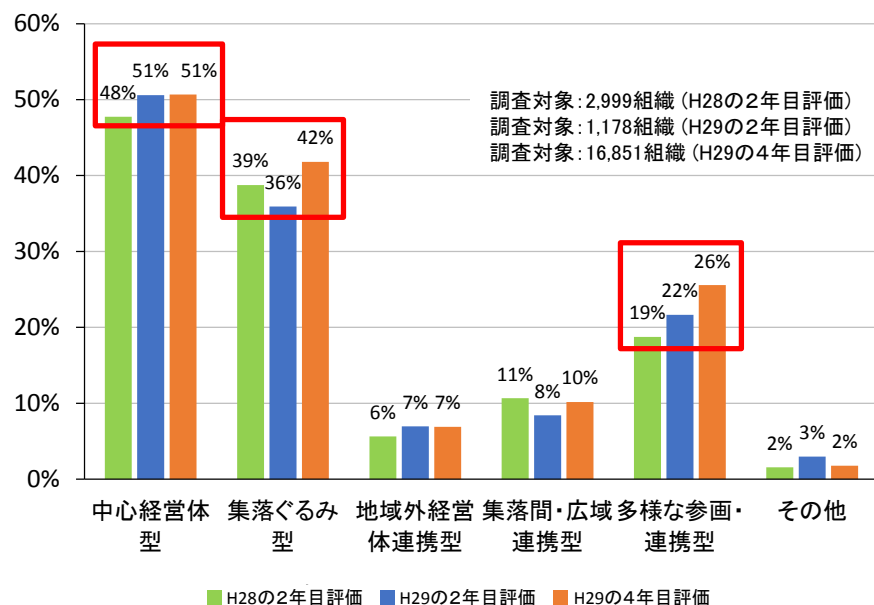
評価年度	2年目評価	4年目評価
平成28年度	2,999 (平成27年度に活動開始)	—
平成29年度	1,178 (平成28年度に活動開始)	16,851 (平成26年度に活動開始)

2 推進活動に係る自己評価

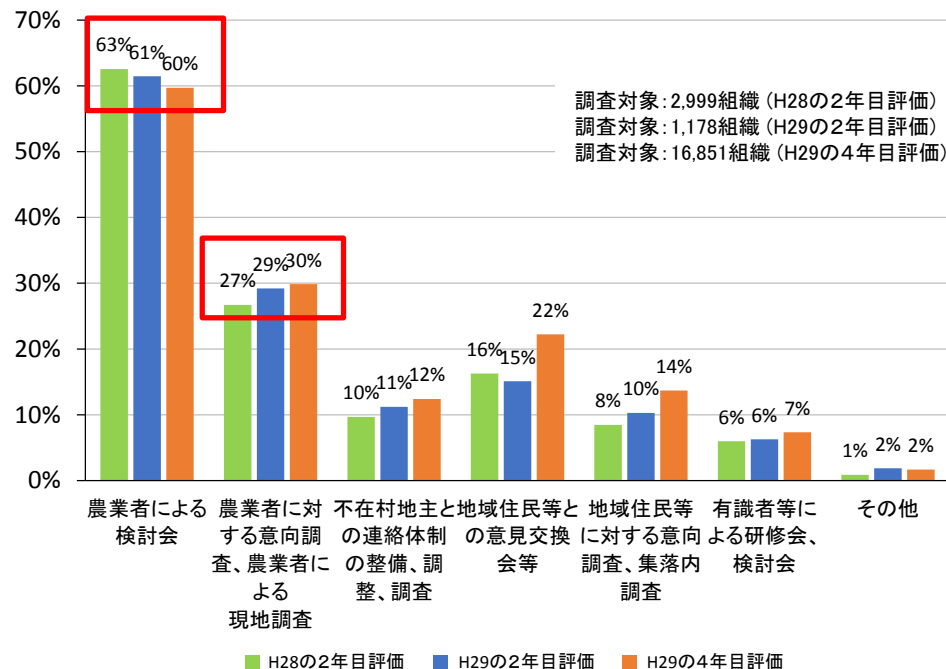
(1) 構造変化に対応した保全管理の目標と推進活動の取組内容

- これまで自己評価を行った21,028の活動組織における「構造変化に対応した保全管理の目標」は、「中心経営体型」が最も高く、次いで「集落ぐるみ型」「多様な参画・連携型」の順となっている。
- 「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の取組内容は、「農業者による検討会」が最も高く、次いで「農業者に対する意向調査等」となっている。

構造変化に対応した保全管理の目標

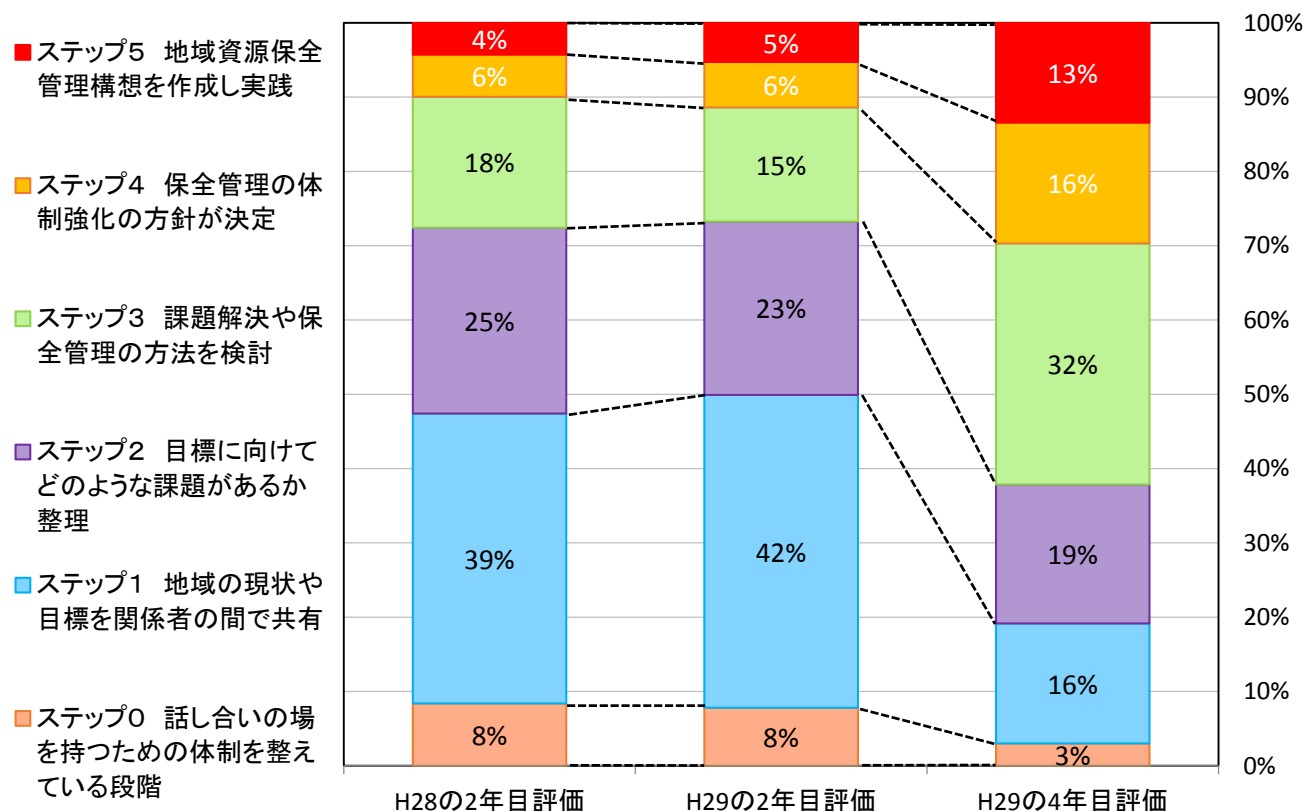


地域資源の適切な保全管理のための推進活動



○ 「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の取組に対する活動組織の自己評価は、2年目評価(H28、H29)ではStep1やStep2の組織が多いが、4年目評価ではStep3以上が増加しており、活動が進むにつれて上位のStepに進んでいるという結果となった。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動の取組状況の自己評価

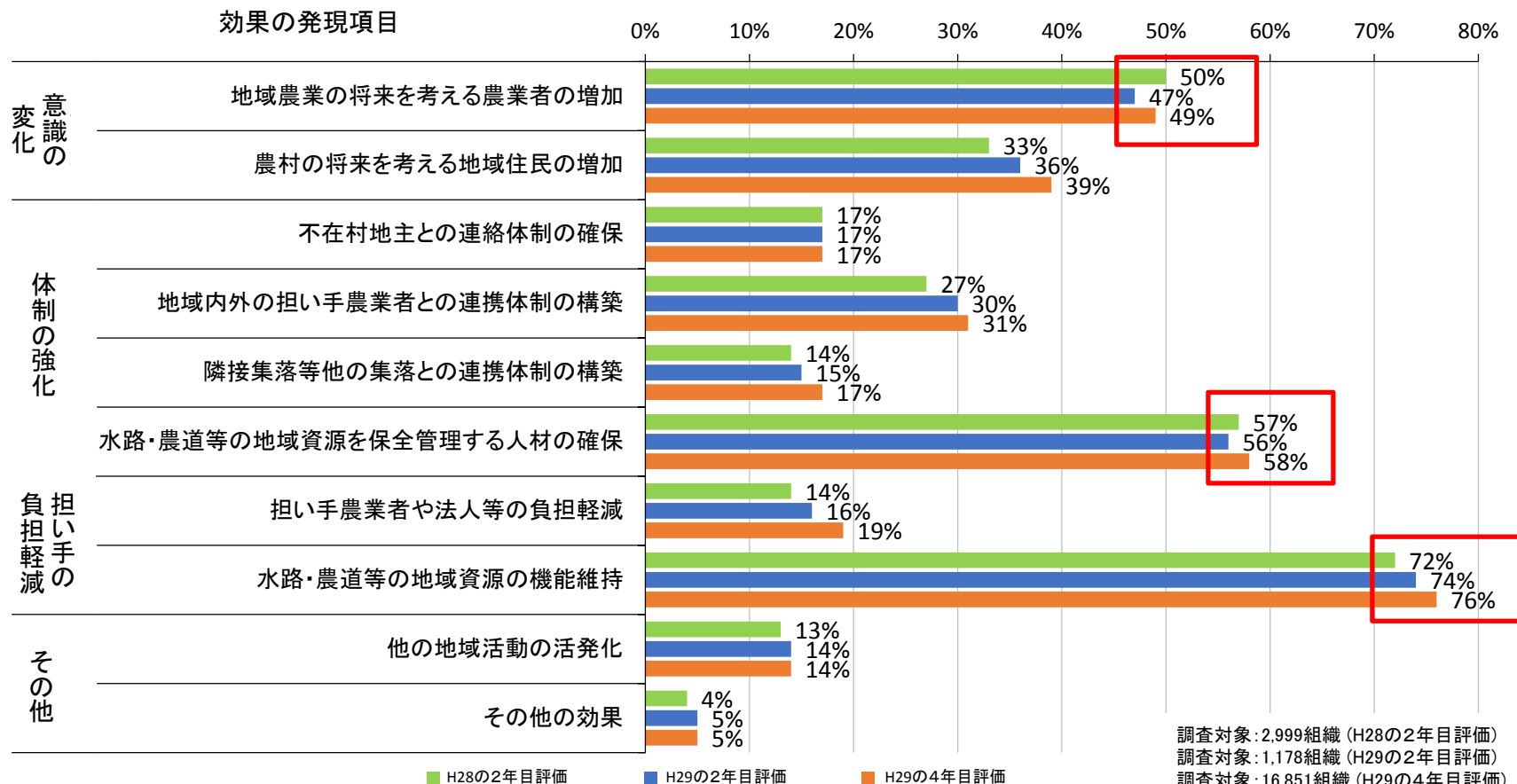


調査対象: 2,999組織 (H28の2年目評価)
 調査対象: 1,178組織 (H29の2年目評価)
 調査対象: 16,851組織 (H29の4年目評価)

(2) 推進活動による効果の発現状況

- 推進活動による効果としては、「水路・農道等の地域資源の機能維持ができた、又は見込みがある」と回答した組織の割合が最も高く、次いで「水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保ができた、又は見込みがある」「地域農業の将来を考える農業者が増加した、又は見込みがある」の順となっている。

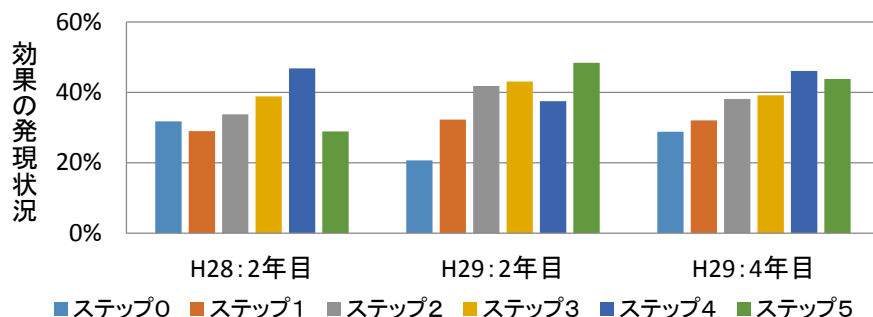
地域資源の適切な保全管理のための推進活動の効果発現状況の自己評価



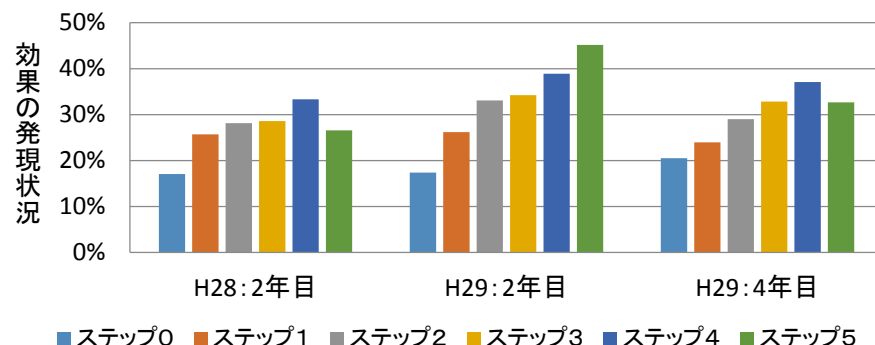
○ 「保全管理の目標」の達成に向けた進捗状況(Step)ごとに効果の発現状況を見ると、「農業の将来を考える地域住民の増加」「地域内外の担い手農業者との連携体制の構築」「隣接集落等他の集落との連携体制の構築」、「水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保」について、Step が上がるにつれ、効果が発現していると回答する割合が高くなる傾向が見られた。

○ Step5 に達していると回答している組織では、効果の発現状況について厳しく評価している項目が見られた。

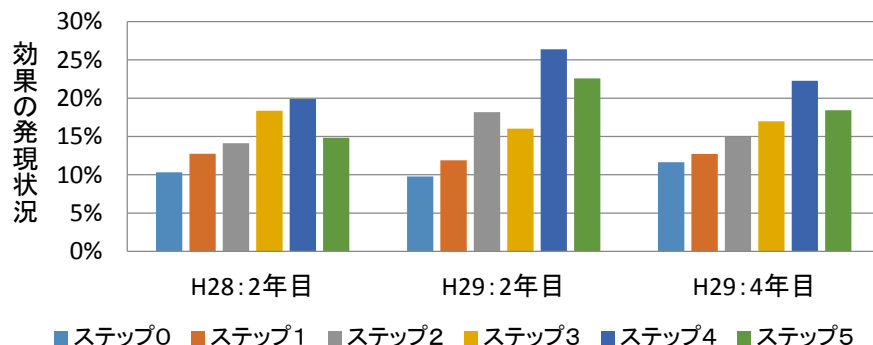
農村の将来を考える地域住民の増加



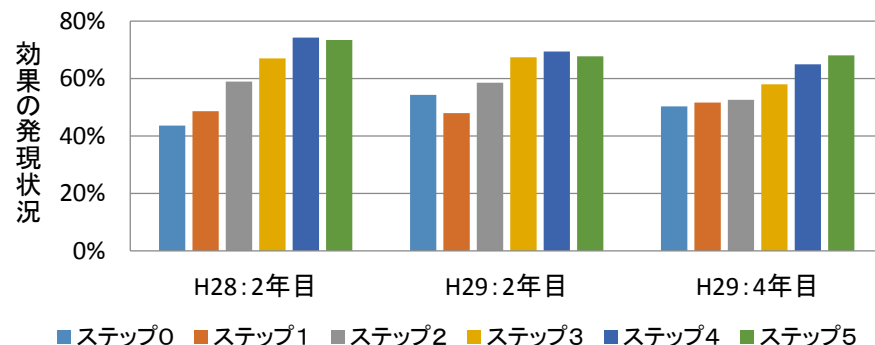
地域内外の担い手農業者との連携体制の構築



隣接集落等他の集落との連携体制の構築



水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保



調査対象: 2,999組織 (H28の2年目評価)
 調査対象: 1,178組織 (H29の2年目評価)
 調査対象: 16,851組織 (H29の4年目評価)

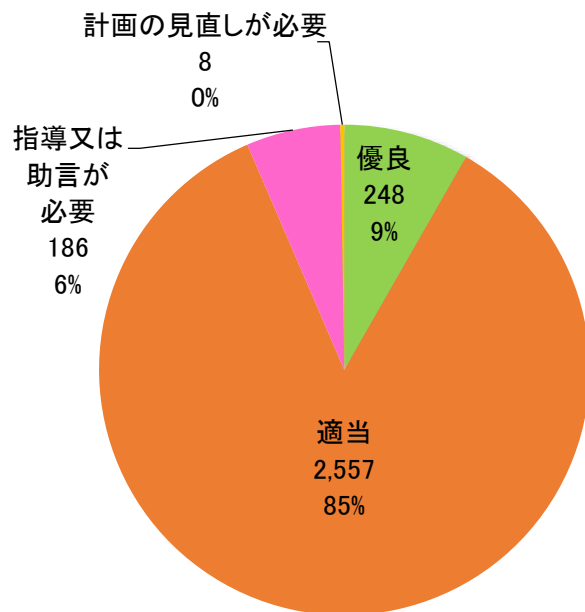
3 推進活動の自己評価に対する市町村評価

(1) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

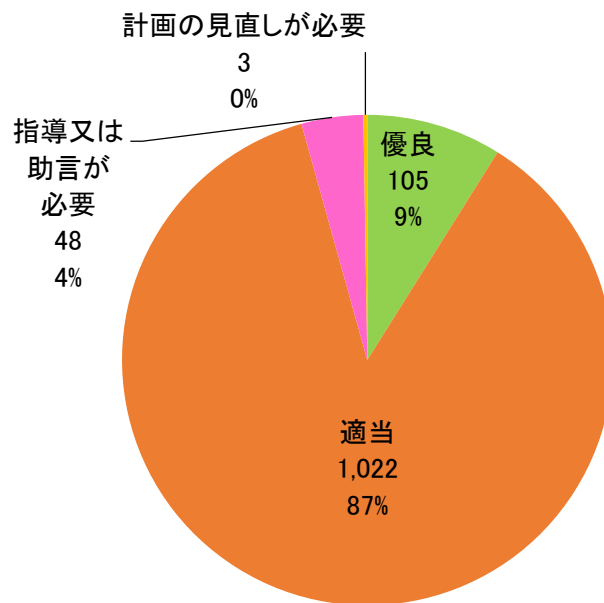
- 活動組織の活動状況等に対する市町村評価では、活動組織を「優良」と評価した割合が8～9%、「適当」と評価した割合が85～89%で、2年目評価(H28、H29)と4年目評価で概ね同様の結果となった。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動の市町村評価

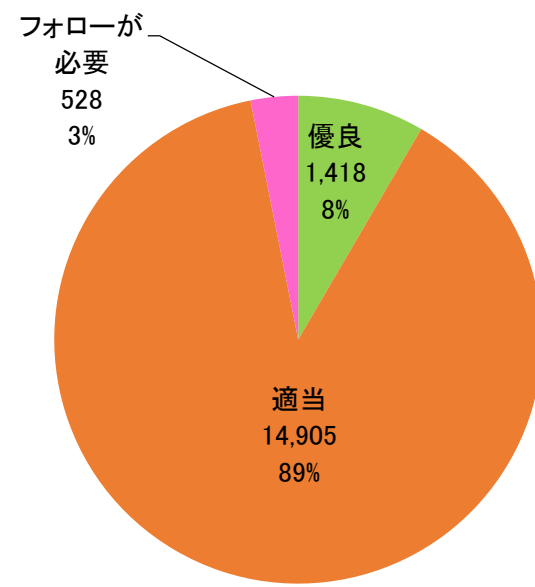
H28の2年目評価



H29の2年目評価



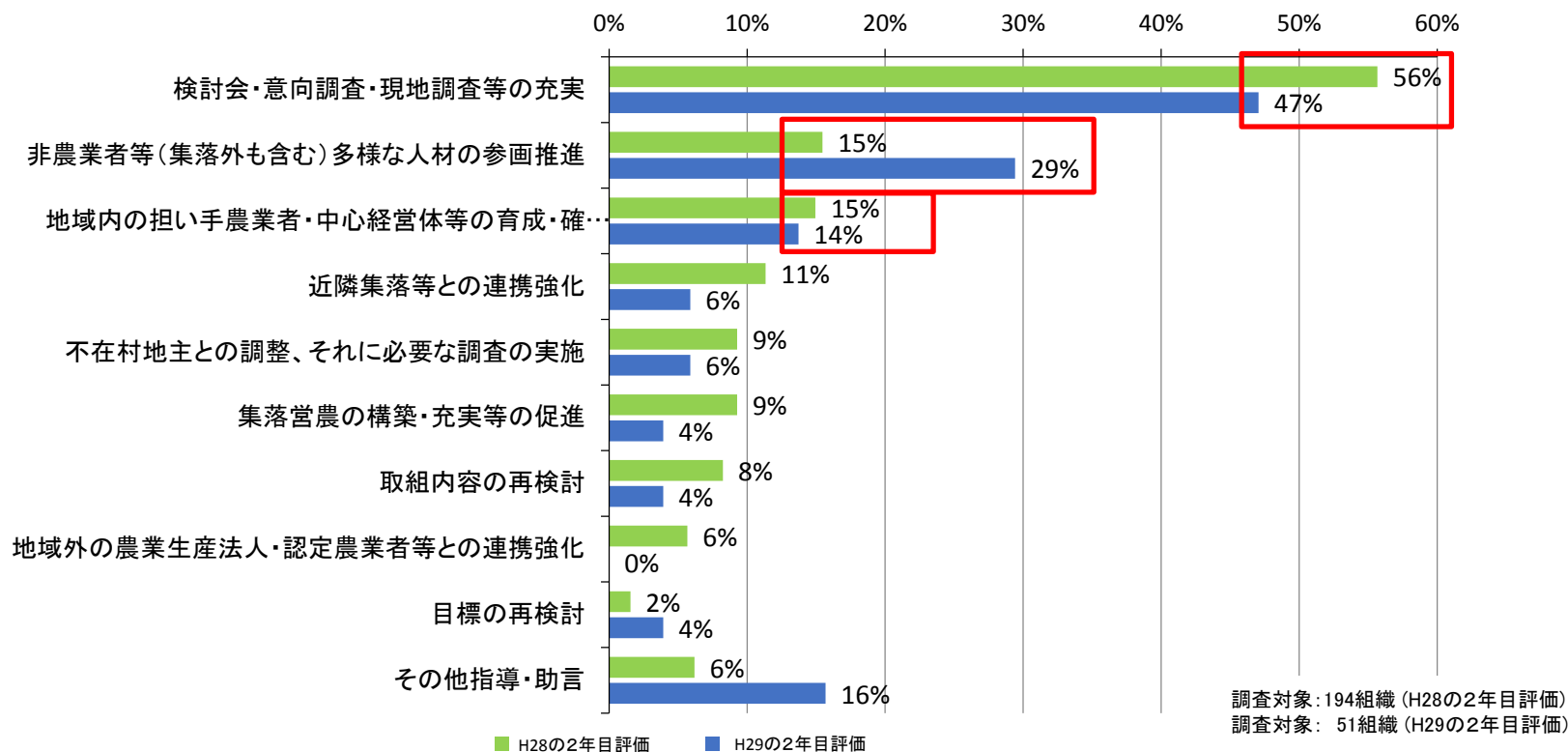
H29の4年目評価



調査対象: 2,999組織 (H28の2年目評価)
調査対象: 1,178組織 (H29の2年目評価)
調査対象: 16,851組織 (H29の4年目評価)

- 「指導又は助言が必要」及び「計画の見直しが必要」と評価した活動組織に対する市町村の指導内容(2年目評価のみ)は、「検討会・意向調査・現地調査等の充実」が最も多く、次いで「非農業者等(集落外も含む)多様な人材の参画推進」及び「地域内の担い手農業者・中心経営体等の育成・確保、連携強化」が多くなっている。
- 平成28年度の2年目評価と平成29年度の2年目評価を比べると、平成29年度では「非農業者等(集落外も含む)多様な人材の参画推進」「目的の再検討」「その他指導・助言」が高くなっており、他の項目の割合は低くなっている。

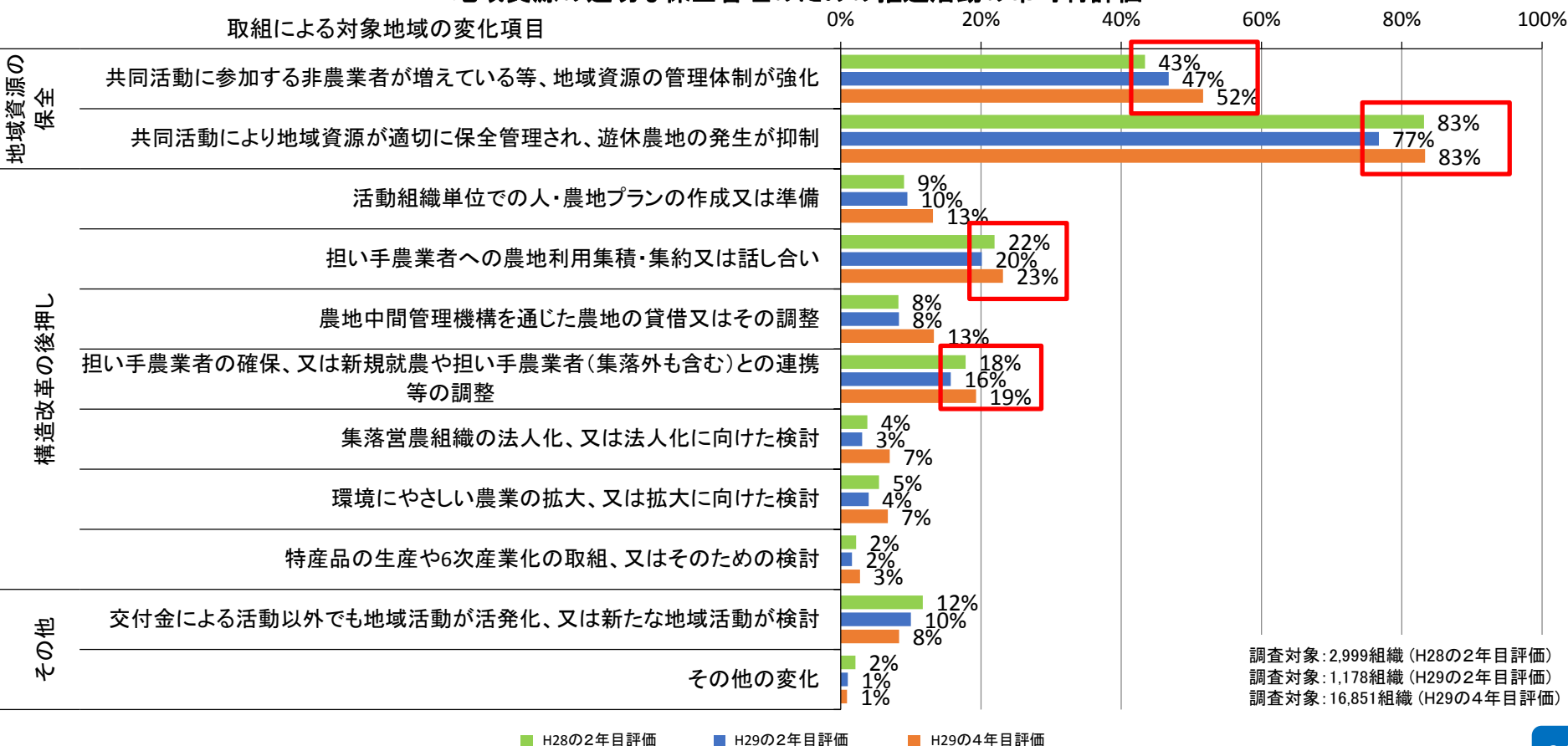
必要な指導や助言、抜本的な見直しの内容



(2) 取組による地域の変化

- 多面的機能支払の取組による対象地域の変化に係る市町村評価では、「共同活動により地域資源が適切に保全管理され、遊休農地の発生が抑制されている」との評価が8割前後に達し、「共同活動に参加する非農業者が増えている等、地域資源の管理体制が強化」との評価も5割前後に達している。
- また、農業構造改革の後押しに係る「担い手への農地利用集積・集約」「担い手農業者の確保」についても、変化が生じている活動組織が出てきていると評価している。
- 多くの変化項目で、4年目評価が最も評価が高くなっている。

地域資源の適切な保全管理のための推進活動の市町村評価

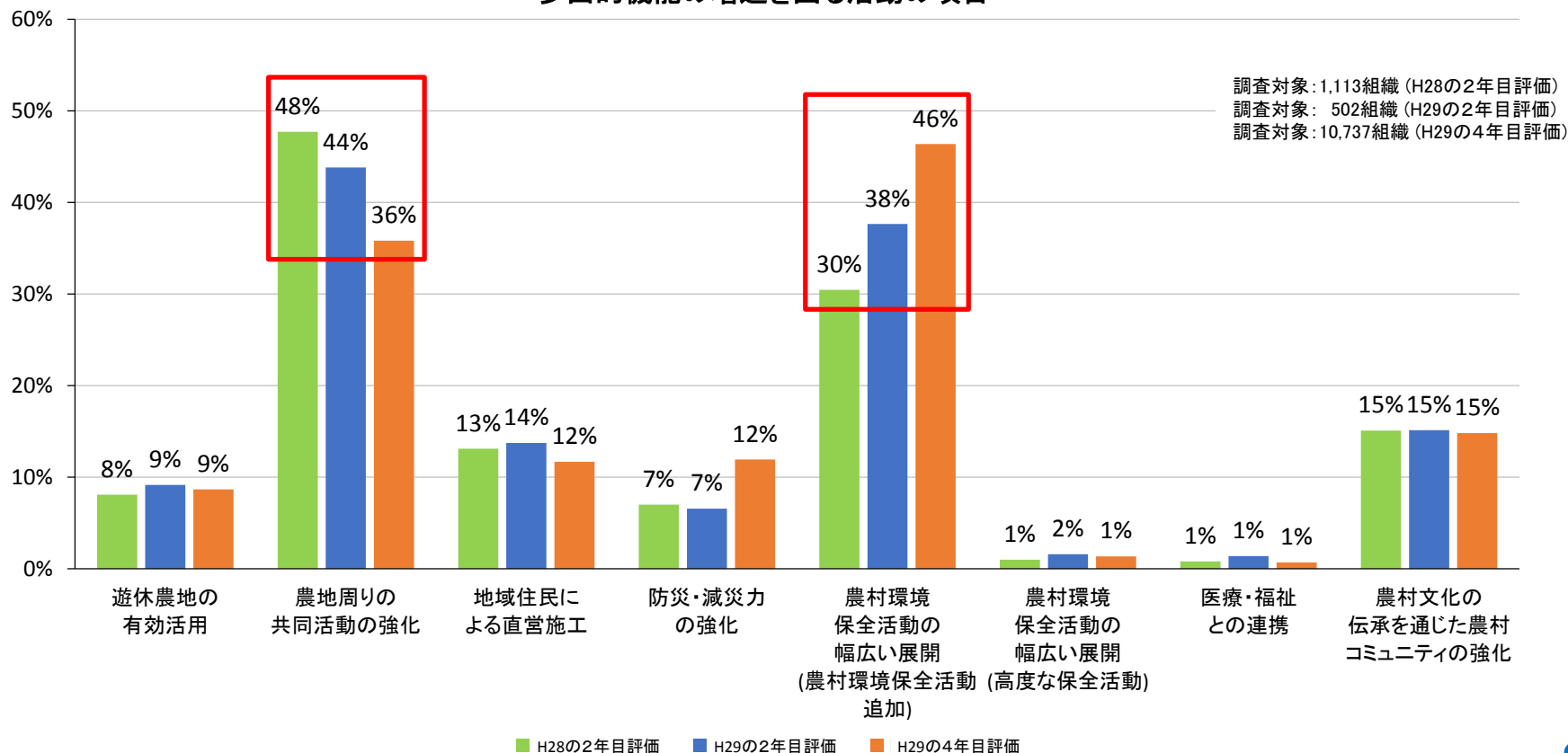


4 増進活動に係る自己評価

(1) 多面的機能の増進を図る活動項目と効果発現状況

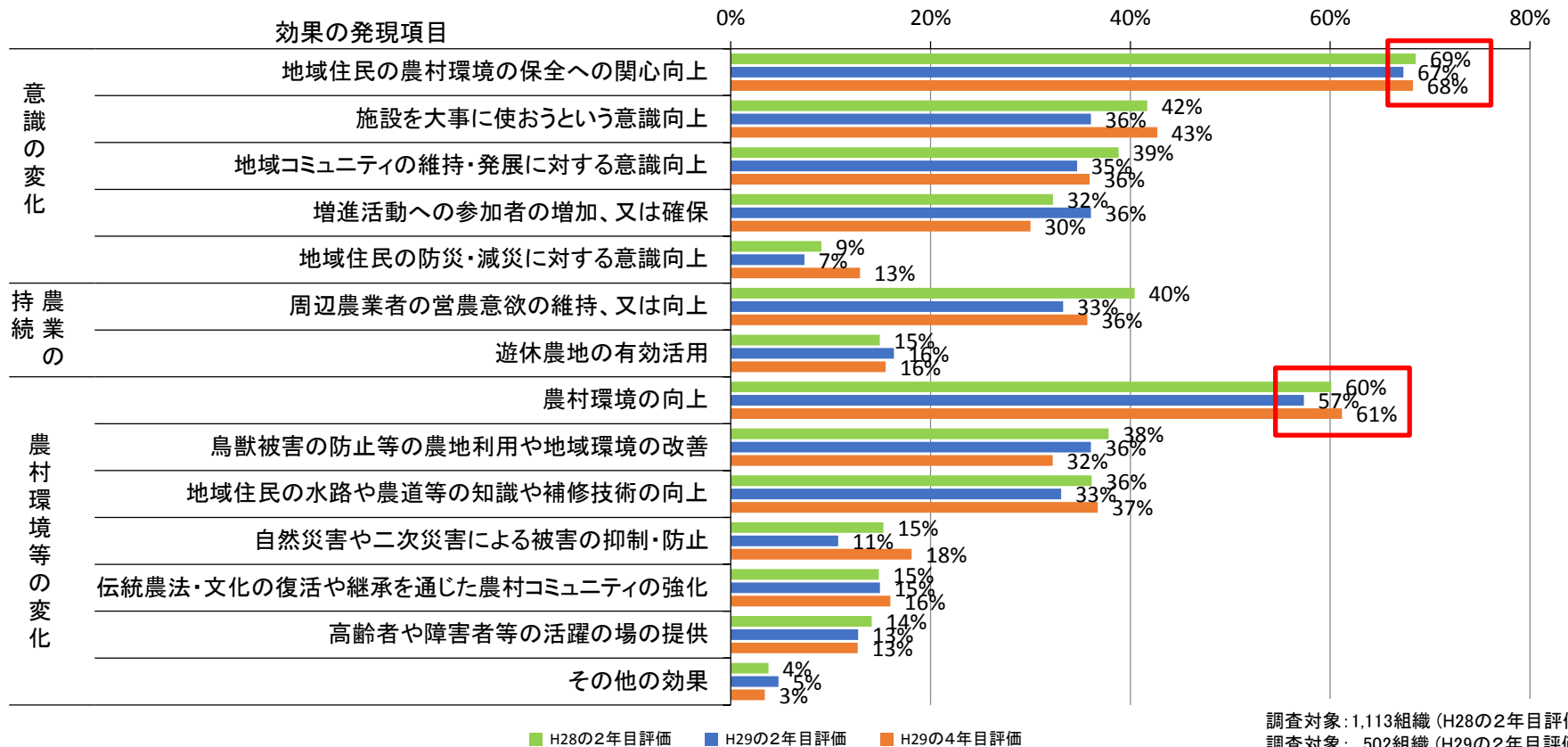
- 自己評価を行った活動組織における「多面的機能の増進を図る活動」の項目は、「農地周りの共同活動の強化」及び「農村環境保全活動の幅広い展開(農村環境保全活動追加)」の割合が高くなっている。
- 2年目評価と4年目評価を比較すると、「農地周りの共同活動の強化」は4年目評価の方が低くなっており、「農村環境保全活動の幅広い展開(農村環境保全活動追加)」は4年目評価の方が高くなっている。

多面的機能の増進を図る活動の項目



○ 「多面的機能の増進を図る活動」による効果の発現状況については、活動組織の約7割が「地域住民の農村環境の保全への関心が向上した」と回答し、約6割が「農村環境が向上した」との回答があった。

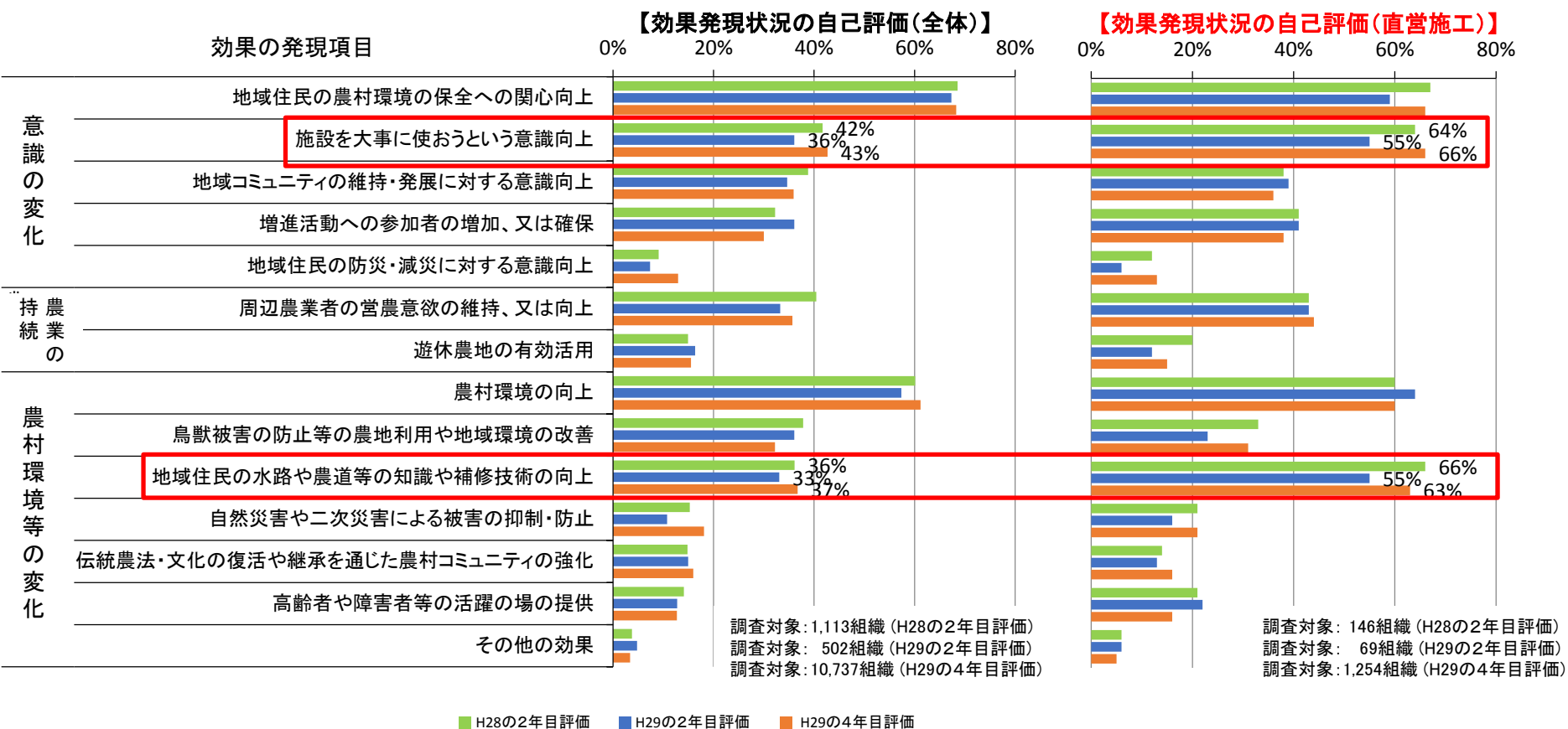
多面的機能の増進を図る活動による効果発現状況の自己評価



調査対象: 1,113組織 (H28の2年目評価)
 調査対象: 502組織 (H29の2年目評価)
 調査対象: 10,737組織 (H29の4年目評価)

- 多面的機能の増進を図る活動のうち「地域住民による直営施工」に取り組んでいる活動組織は、全体の効果発現状況と比較して、「施設を大事に使おうという意識の向上」「地域住民の水路や農道等の知識や補修技術の向上」について評価の上昇が見られた。

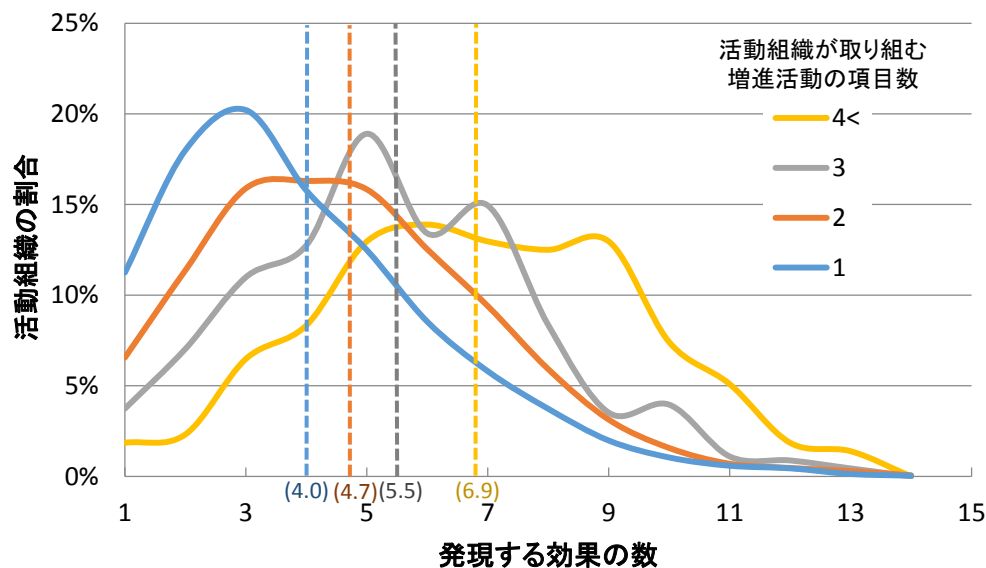
地域住民による直営施工の取組による効果発現状況



(2) 多面的機能の増進を図る活動項目数と発現する効果の数の関係

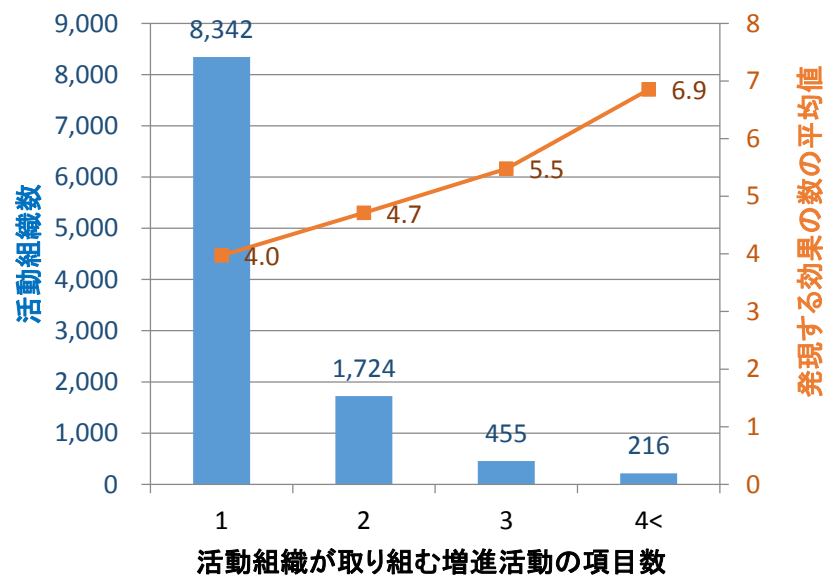
- 平成29年度4年目評価の「多面的機能の増進を図る活動」において、組織が取り組む増進活動の項目数が増えるほど、活動により発現する効果の数も増加する傾向が見られた。
- 取り組む増進活動の項目数の増加に伴い、発現する効果の数の平均値も増加する。

活動組織が取り組む増進活動の項目数と
発現する効果の数の関係 (H29の4年目評価)



調査対象: 10,737組織 (H29の4年目評価)

活動組織が取り組む増進活動の項目数における
活動組織数及び発現する効果の数の平均値 (H29の4年目評価)



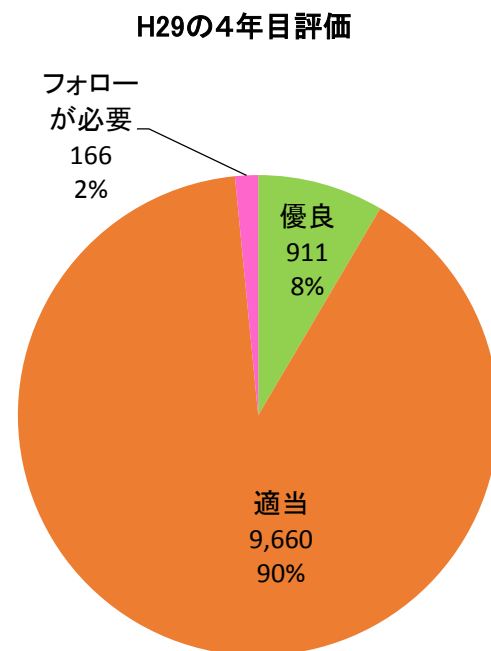
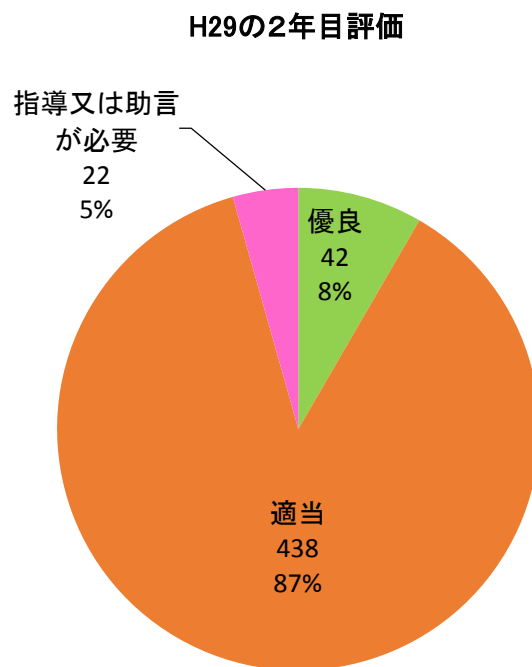
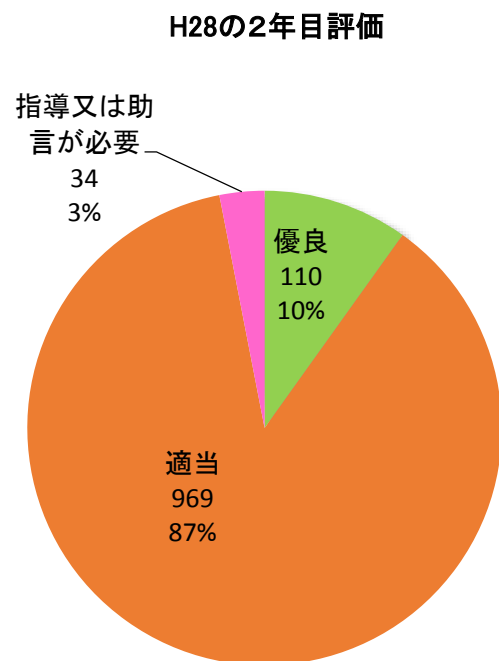
調査対象: 10,737組織 (H29の4年目評価)

5 増進活動の自己評価に対する市町村評価

(1) 多面的機能の増進を図る活動

- 活動組織の活動状況等に対する市町村評価では、活動組織を「優良」と評価した割合が8～10%、「適当」と評価した割合が87～90%で、2年目評価(H28、H29)と4年目評価で概ね同様な結果となった。

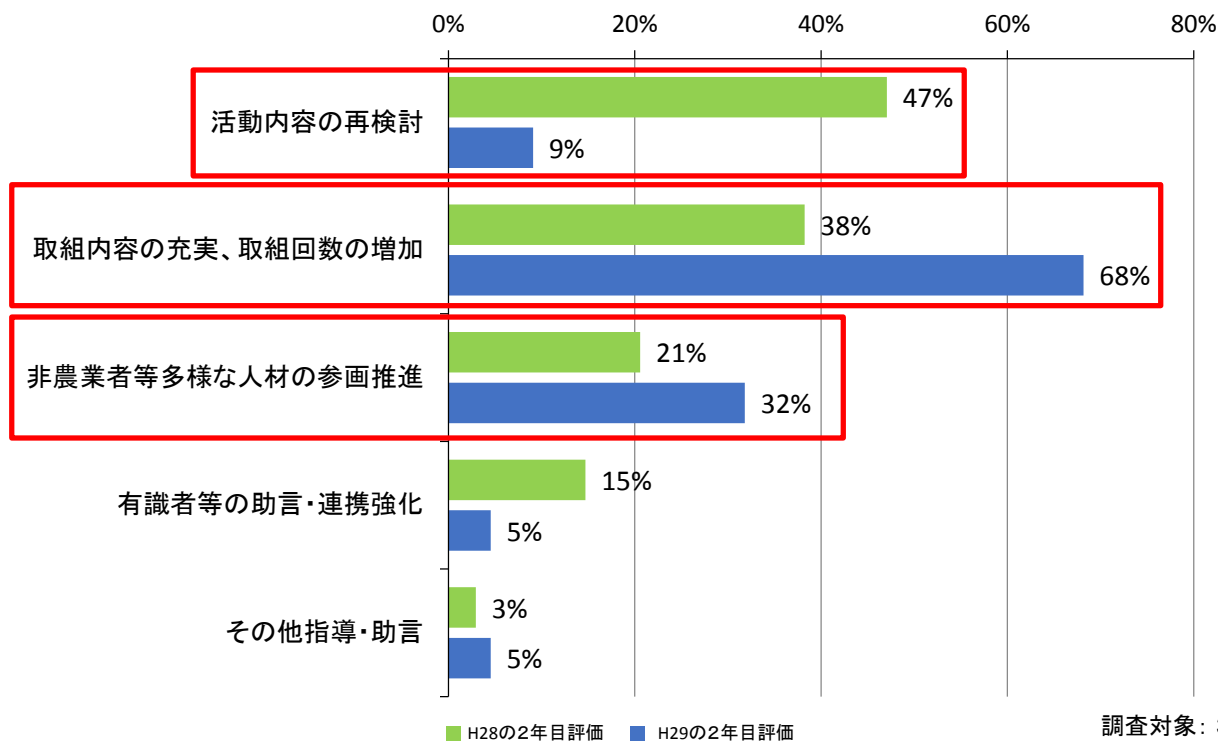
多面的機能の増進を図る活動の市町村評価



調査対象: 1,113組織(H28の2年目評価)
調査対象: 502組織(H29の2年目評価)
調査対象: 10,737組織(H29の4年目評価)

- 「指導又は助言が必要」と評価した活動組織に対する市町村の指導内容は、平成28年度の2年目評価では「活動内容の再検討」「取組内容の充実、取組回数の増加」「非農業者等多様な人材の参画推進」の順に多くなっている。
- これに対し、平成29年度の2年目評価では、「取組内容の充実、取組回数の増加」が多く、次いで「非農業者等多様な人材の参画推進」の順となっている。

市町村からの指導や助言の内容



調査対象: 34組織 (H28の2年目評価)

調査対象: 22組織 (H29の2年目評価)

(参考3) 対象組織の構成員ではない団体からの意見

- 対象組織の構成員になっていない団体（69団体）に対し、対象組織が行う活動について、どのような効果があると思うか聞き取りした結果は、以下のとおり。

団体の区分	主な意見
自治会	・高齢化が進み維持管理が行き届いていない農地などの保全に役立っている。 ・地域環境の保全に対する意識の向上と貢献意識の醸成のための良い機会となっている。 ・話し合いの場が増え、独居老人がどこにいるか把握できるようになった。
女性会	・構成員ではないが、共同活動を通して地域との関わりをもつ良い機会になっている。 ・女性会としての活動に参加する人が増えた。
学校・PTA	・子供たちの環境教育に効果的であり、地域への係り方や共同活動への参加について学ぶ機会となっている。 ・生き物調査などに参加することで、子供たちが田んぼ（生き物）に興味を持ってくれた（生き物の命について親子で話をしている等）。 ・活動に参加したことで、子供たちが進んで植栽などの作業をしてくれるようになった。
商工会	・次代を担う子供たちが環境について考えてくれる良い機会になっている。そのためにも大事な活動であると思う。